

静岡県三島市

史跡山中城跡保存活用計画

2023

三島市教育委員会

静岡県三島市

史跡山中城跡保存活用計画

2023

三島市教育委員会

序 文

三島市は古くは伊豆の国府が置かれ、伊豆一宮である三嶋大社の門前町として発展し、近世には東海道の宿場町としてにぎわったたいへん歴史のあるまちです。そのため、市内には数多くの史跡や歴史的な建造物が残されていますが、その中でも史跡山中城跡は市民にとって三島の誇るべき史跡であると認識されています。

山中城は戦国時代に北条氏によって築かれ、豊臣秀吉との合戦に散り、平和が訪れた江戸時代以降は荒れるに任せたまま長い眠りについていました。その後昭和に入り地元住民の熱心な研究調査により再び日の目を浴び、国の史跡としての指定を得ました。それからさらに 80 年以上もの歳月が経過し、今日に至ります。

その間、史跡山中城跡の全貌解明のため、計画的な発掘調査が 20 年にわたって進められました。国内山城調査の先駆的事例となったこの発掘調査における最も大きな成果は、「障子堀」と呼ばれる堀の実態を明らかにしたことと言えるでしょう。江戸時代の軍学書から攻め手の堀内移動を制限する役割があったと漠然と考えられてきましたが、山中城の本丸、西櫓、西ノ丸、出丸などの発掘調査の結果、その形態がはじめて明らかになったのです。

また、発掘調査と並行して環境整備も進められました。史跡内には遺構保護の芝生が一面に張られ、遊歩道も整備され、史跡公園として一般公開されています。戦国時代の山城を体感できるというだけでなく、散策やピクニックができ、富士山から駿河湾までをも見渡す眺望が楽しめる場所として多くの方々に親しまれるようになりました。

本計画は、市民の誇りであり、貴重な文化財である史跡山中城跡の価値を次世代へ確実に継承していくために、史跡の価値を明らかにするとともに現状と課題を把握し、保存・活用・整備についての基本的な方針を取りまとめたものです。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご指導を賜りました史跡山中城跡保存活用計画策定事業検討委員会委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様に対し深く感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月

三島市教育委員会

教育長 西島 玉枝

例 言

- 1 本書は、三島市山中新田に所在する史跡山中城跡の保存活用計画である。
- 2 本計画は令和2年度から令和4年度にかけて文化庁の「国宝重要文化財保存・活用事業費補助金」の交付を受けて策定した。
- 3 本計画は、令和2年度に設置した「三島市史跡山中城跡保存活用計画策定事業検討委員会」において検討し、三島市教育委員会文化財課が策定した。
- 4 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課、静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課の指導・助言を受けた。
- 5 本計画の策定にかかわる支援業務はアジア航測株式会社および株式会社フジヤマに委託した。

目 次

第1章 計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革	1
2 計画の目的と範囲	1
3 委員会の設置等	5
4 計画の位置付け	8
5 計画の実施	12

第2章 史跡を取り巻く環境

1 自然的環境	13
2 歴史的環境	22
3 社会的環境	37

第3章 史跡の概要

1 指定に至る経緯	44
2 指定の状況	44
3 指定地の状況	48
4 指定後現在に至る経緯	50
5 山中城跡の概要	62

第4章 史跡の本質的価値

1 史跡山中城跡の本質的価値	77
2 新たな価値の視点	79
3 構成要素の特定	80

第5章 史跡をめぐる現状と課題

1 保存管理の現状と課題	100
2 活用の現状と課題	110
3 整備の現状と課題	114
4 運営・体制の整備の現状と課題	119

第6章 保存活用の大綱・基本方針

1 大綱	121
2 基本方針	121

第7章 保存管理

1 保存管理の方向性	124
2 史跡を構成する要素ごとの保存管理の方法	125
3 適切な現状変更の取扱基準の設定	129
4 史跡を取り巻く自然環境や景観の保全	132
5 調査研究をふまえた適切な追加指定と指定地の公有化の推進	132
6 本質的価値をより高めるための継続的な調査研究の推進	135
7 防災計画	136

第8章 活用

1 活用の方向性	137
2 活用の方法	138

第9章 整備

1 整備の方向性	141
2 整備の方法	142
3 整備の実施期間・手順等	152

第10章 運営・体制の整備

1 運営・体制の整備の方向性	154
2 運営・体制の整備の方法	154

第11章 実施計画の策定・実施

1 実施すべき施策の項目と実施計画	156
-------------------------	-----

第12章 経過観察

1 経過観察の方向性	160
2 経過観察の方法	160

第1章 計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革

史跡山中城跡は、三島市街地の東方、静岡県と神奈川県を画するようにそびえる箱根山の中腹、標高580メートルに位置する山城の史跡である。この山中城は戦国時代末期に小田原北条氏（いわゆる後北条氏、以下「北条氏」）により築城された国境警備の城、いわゆる「境目の城」であった。天正18年(1590)3月29日には小田原を目指す豊臣軍との間で開戦となり、激しい攻防の末その日のうちに落城し、以後廃城となった。

国の史跡としては昭和9年(1934)1月に指定、また昭和53年(1978)3月には西ノ丸・西櫓等を取りまく帯曲輪の範囲が追加指定された。平成18年(2006)には日本100名城の選定を受け、名実ともに日本の誇る山城であるとの認識が広がった。

史跡の整備事業は昭和40年代から着手された。昭和47年(1972)に「史跡山中城跡調査専門委員会」を設置し、昭和49年(1974)、当委員会が「史跡山中城跡環境整備基本構想」を策定した。以後、この基本構想に従い整備事業を推進してきた。その要旨は「自然の保護なくして史跡の保護はありえない」とし、史跡・自然・観光（公開）の三者融合の姿を求めるものであった。

しかし、国内では先駆的な山城整備事業だったこともあり、整備はしたものの、ガイダンス施設等が未設置であるとともに、史跡指定から現在に至るまでの間、史跡山中城跡を将来に正しく継承するための方法や保存管理・整備活用を行うための明確な基準等については定められていない。

近年では、史跡活用の機運が高まっており、史跡の価値を損なうことなくその活用を円滑に進めるためには、史跡の所有者である市と地域住民とが協議・共働で保存・活用方法を具体化し共有していくことが急務となっている。そこで、史跡山中城跡の保存・活用の方針となる「史跡山中城跡保存活用計画」を策定する。

2 計画の目的と範囲

(1) 計画の目的

文化財とは国民共有の財産であり、とりわけ史跡山中城跡は、本市の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできない貴重な文化財である。したがって、本史跡を適切に保存し、かつ次世代へと確実に継承していくことが必要である。これをふまえ、本計画では史跡の本質的価値とこれを構成する要素を明確化し、かつそれらを適切に保存・活用するための具体的方法として、現状変更等の取扱基準、活用に向けた施策の位置付け、これらに万全を期すための整備手法、恒久的な保存・活用に資する運営のための体制の組織化について定め、多様な関係者間での認識の共有と持続可能な取組に寄与することを目的とする。



図 1-1 山中城の位置



図 1-2 史跡山中城跡上空から



図 1-3 山中城跡全景

(2) 計画の範囲

本計画の対象とする範囲は史跡山中城跡の指定範囲を中心とした、以下の区域とする。(遺跡名に付したカッコ内の数字は市内遺跡番号を示す。)

- ① 遺跡山中城跡(243)、^{だいさき}岱崎城跡(246)
- ② ①の周辺部分のうち、2遺跡に挟まれた部分(下ノ沢遺跡(245)を含む。)
- ③ ①の周辺に位置する次の11遺跡

願合寺A遺跡(242)、山中城C遺跡(244)、山中城D遺跡(247)、山中城H遺跡(248)、山中城I遺跡(249)、山中城J遺跡(250)、山中城G遺跡(251)、山中城K遺跡(252)、山中城F遺跡(253)、山中城E遺跡(254)

①は本計画で主として取り扱う、史跡指定範囲を中心とした区域である。今後の追加指定の候補地もこの地域に含まれている。

②は駐車場や売店、トイレなどの便益施設を含む区域であり、また、攻城軍の進入経路に当たっている。その大部分は遺跡には含まれていないが、山中城跡の活用を進める上では①と一体的に計画を進める必要がある区域となる。

③は山中城跡周辺にある遺跡である。旧石器時代から縄文時代が中心の遺跡であるが、山中城築城前の土地利用の形態や山中城跡の立地する地形の特徴を理解する上で必要となる区域である。

このように、史跡指定地周辺には史跡を保存・活用していく上で欠かせない区域があり、これらの区域を含めて一体的に保存・活用の手法を検討する。

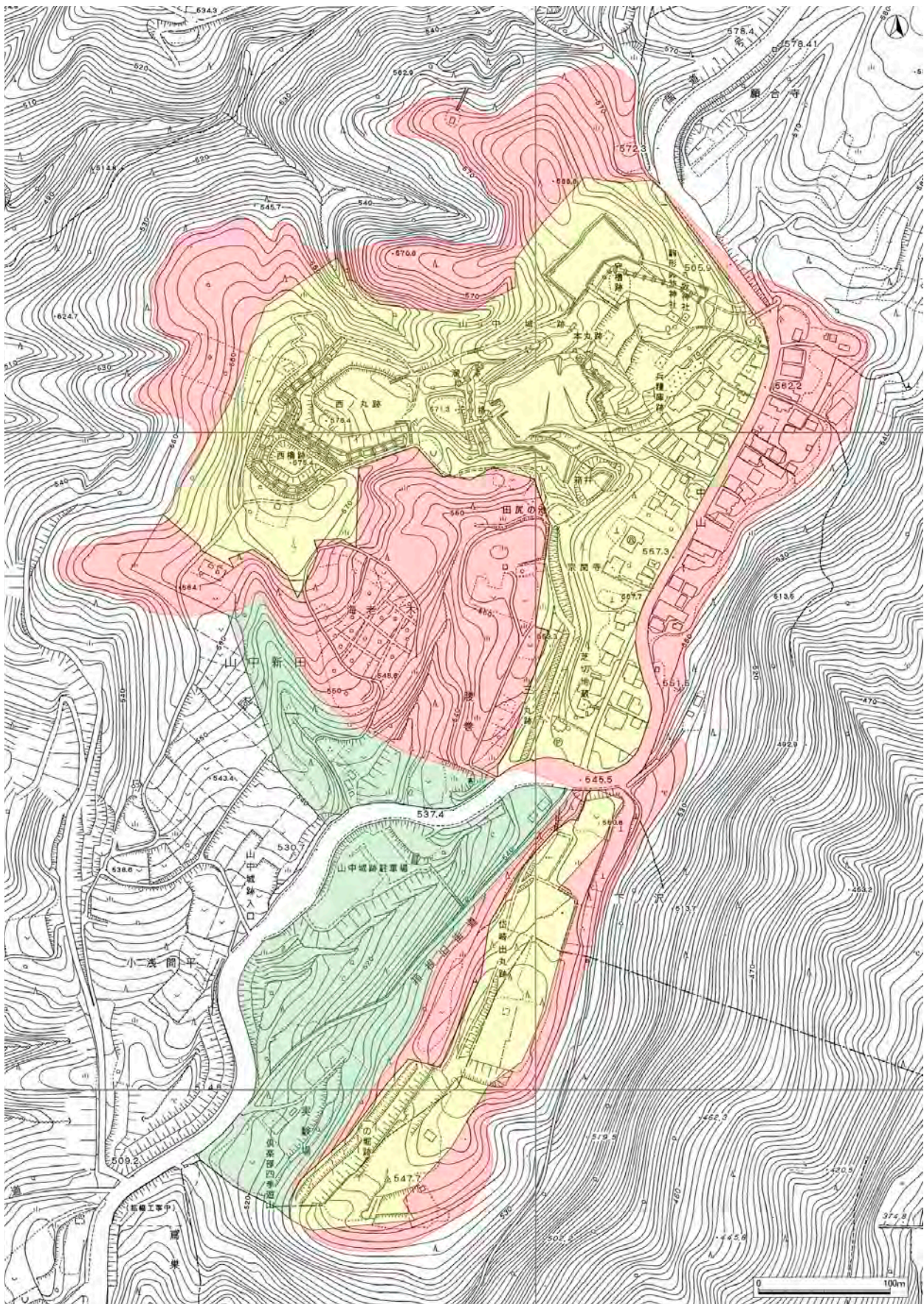


図 1-4 史跡山中城跡周辺図
(区域①：黄 (指定範囲)、赤 (周知の遺跡の範囲)、区域②：緑)

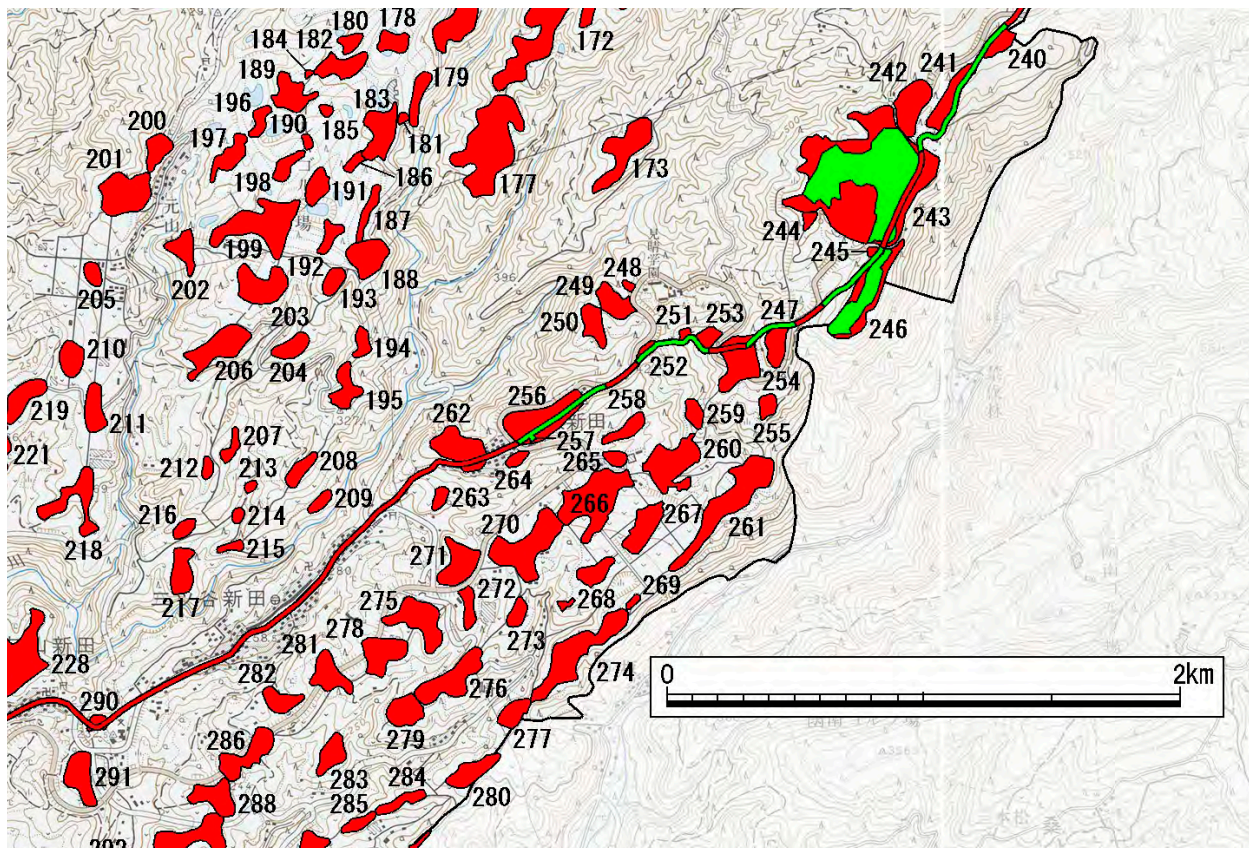


図 1-5 市内遺跡地図 山中城跡周辺（赤：周知の遺跡の範囲、番号は遺跡番号。緑：国指定史跡）
区域③に該当するのは、遺跡番号 242、244、247～254

3 委員会の設置等

(1) 委員会の設置

保存活用計画の策定にあたっては、学識経験者等により構成する「史跡山中城跡保存活用計画策定事業検討委員会」を組織し、協議を進めた。また、山中城跡においては令和元年(2019)の台風 19 号および令和 3 年(2021)7 月の長雨により堀法面の崩落や土砂の流入が発生した。現在進めている復旧事業実施にあたっては、「史跡山中城跡災害復旧事業検討委員会」を設置し、復旧方法等について検討しており、ここでの検討結果についても保存活用計画に反映させた。委員会の組織は、次の通りである。

表 1-1 史跡山中城跡保存活用計画策定事業検討委員会 委員等一覧

役職	氏名	所属等	備考
委員長	諏訪間 順	小田原城天守閣館長 日本城郭協会 学術委員	復旧検討委員
副委員長	望月 保宏	静岡県立裾野高等学校校長 静岡県古城研究会会長	復旧検討委員
委員	齋藤 宏	山中城跡発掘調査団団長 元三島市立南中学校校長	復旧検討委員
オブザーバー	渋谷 啓一	文化庁文化財第二課主任文化財 調査官	文書による確認
	武田 寛生	静岡県文化財課	第1回委員会出席 復旧検討委オブザーバー（第1回）
	溝口 彰啓	静岡県文化財課	第2回委員会出席 復旧検討委オブザーバー（第2回～）
事務局	三島市教育委員会 文化財課		

※災害復旧事業検討委員会は本委員会と同様、上記3名の委員で構成

(2) 委員会での審議の経過

表 1-2 委員会での審議の経過

回	開催日	内容
第1回 (復旧)	令和2年(2020) 11月13日	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年台風19号による被災状況について 令和2年災害復旧工事の進捗、今後のスケジュールについて 令和3年度災害復旧工事について
第1回 (策定)	令和3年(2021) 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定事業の背景と目的 計画(案)について(他の計画との関連、史跡の概要等) 史跡の本質的価値、現状の把握と課題について
第2回 (復旧)	令和3年(2021) 12月23日	<ul style="list-style-type: none"> 今後の災害復旧工事における、復旧方法の改良、排水路計画について 令和4年度の災害復旧工事について
第2回 (策定)	令和4年(2022) 8月18日	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の本質的価値について 活用、整備、体制に関する現状と課題、その他留意点について
第3回 (策定)	令和4年(2021) 10月28日	<ul style="list-style-type: none"> 排水路計画についての進捗報告 前回指摘事項の確認 大綱・基本方針、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備について
第4回 (策定)	令和5年(2023) 2月8日	<ul style="list-style-type: none"> 前回指摘事項の確認 計画案全体の確認 令和5年度以降の予定について

策定：史跡山中城跡保存活用計画策定事業検討委員会

復旧：史跡山中城跡災害復旧事業検討委員会

(3) 庁内での検討

上位及び分野別計画との整合を図り、庁内関係部署と連携して保存活用事業を進めるため、庁内関係部署との検討を行った。

表 1-3 庁内での検討の経過

部署	検討を行った計画、業務
計画まちづくり部 都市計画課	第3次三島市都市計画マスタープラン、歴史的風致維持向上計画
産業文化部 商工観光課	観光振興（山中城跡観光案内等）関係、日本遺産（箱根八里）関係
産業文化部 文化振興課	三島市文化振興基本計画

(4) 関係団体に対するヒアリング調査

山中城跡での現地案内やイベント等の実施、観光面での活用等については関係団体が大きな役割を担っていることから、それらの団体に対して、現状や課題の確認、今後の展望や課題解決に向けたアイデアなどについてヒアリングを行った上で、その結果について主として第5、8、10章に適宜反映させた。

表 1-4 関係団体に対するヒアリング調査

日 程	団 体	内 容
令和4年10月18日	三島市観光協会	<ul style="list-style-type: none"> 市内および箱根地域の観光の概要 箱根八里・山中城跡に関する観光面での強み・課題・アイデア 山中城跡の活用に関する市への要望 等
令和4年11月8日	三島市ふるさとガイドの会	<ul style="list-style-type: none"> 市内および箱根地域でのガイド活動の概要 山中城跡のガイドについての強み・課題・アイデア、とくに常駐の拠点ガイドについて 山中城を訪れる観光客の声について ガイドの活動に関する市への要望 等

4 計画の位置付け

本計画は上位計画である「第5次三島市総合計画」および三島の教育全般に係る総括的な計画である「第2期三島市教育振興基本計画」を具体化する計画の一つとして、両者の内容に適合した計画とする。また、関連する他の計画との連携・整合を図るものとする。

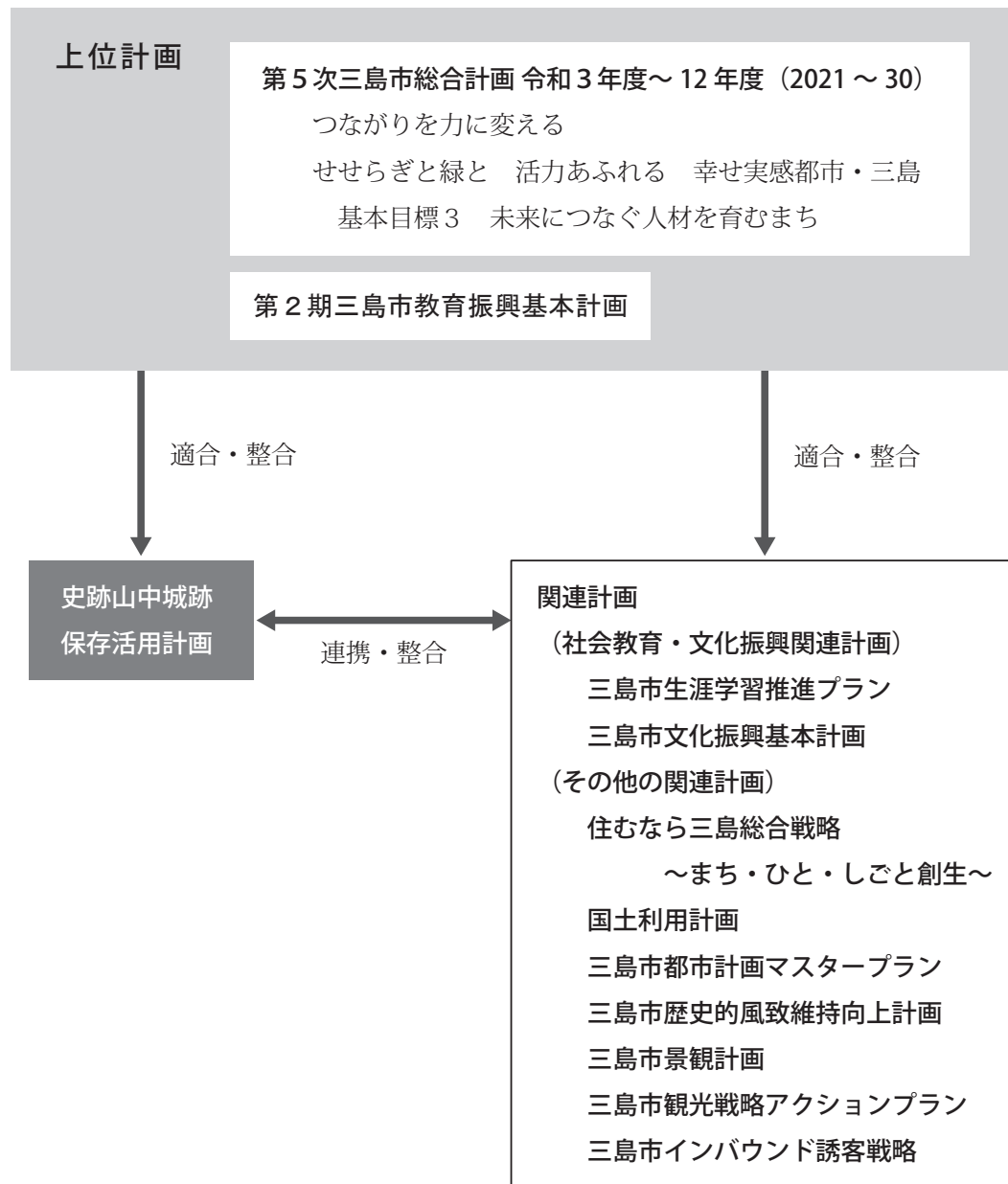


図 1-6 計画の位置付け

※計画名の後のカッコ内は策定等の年度および計画期間

(1) 上位計画

①第5次三島市総合計画（令和2年度(2020)、令和3～12年度(2021～30)）

第5次総合計画はまちづくりの総合的な計画として、市の最上位に位置付けられ、総合的、計画的な行政運営を進めていく上での市のまちづくりの指針である。基本構想では基本理念を「つながりを力に変える」、将来都市像を「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」とし、6つの基本目標を定めている。史跡山中城跡を含む文化財に関する施策は基本目標3「未来につなぐ人材を育むまち」の中に位置付けられている。

②第2期三島市教育振興基本計画（令和4年度(2022)、令和5～12年度(2023～30)）

教育基本法に基づき市の教育の目指すべき姿と施策の方向性を示すために策定された、教育全般に係る総括的な計画で「健やかで 幸せな 未来を切り拓く 人づくり」を基本理念としている。基本方針の一つに「郷土愛を育む文化芸術の振興」があり、山中城跡については保存活用計画を策定し、計画的に整備・活用を進めていくこととしている。

(2) 関連する計画

①三島市生涯学習推進プラン（後期計画）

（令和2年度(2020)、令和3～7年度(2021～25)）

生涯学習の推進に当たって、「市民一人ひとりが、生涯のあらゆる場面に通じる学びを深め、心豊かに生きがいのある生活を送ることのできる環境を創出していくこと」などを基本理念とし、「心豊かに学び 夢と希望のあふれるまちに」を基本目標としている。山中城跡に関連する施策として、「生涯学習のきっかけづくりの充実」の中の「郷土・歴史に関する取組」、「学習情報の提供手段の充実」の中の「情報提供のネットワーク化」が位置付けられている。これらの施策の一環として山中城跡を積極的に活用していくことが必要である。

②三島市文化振興基本計画（後期計画）

（令和2年度(2020)、令和3～7年度(2021～25)）

総合計画に掲げられた将来都市像を文化の面から実現するための計画である。

目指すべき将来像として「創造力あふれる人とまち・みしま」を掲げ、3つの基本方針「1文化の種をまこう」「2文化の庭をつくろう」「3文化の花をさかそう」を定めている。山中城跡などの文化財に関連する施策としては、「歴史や水と緑豊かな風土を活かした取組の推進」として、歴史的風致維持向上計画を推進し、三島の歴史や風土・景観のすばらしさを市内外に伝え、保全・活用していくための意識啓発に取り組むこと、伝統芸能や文化財がもつ歴史的・文化的価値を市民にわかりやすく伝えること、などが示されている。

③第2期住むなら三島総合戦略～まち・ひと・しごと創生～ (令和2年度(2020)、令和2～7年度(2020～25))

東京一極集中などに起因する人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指す、まち・ひと・しごと創生法の趣旨をふまえて平成27年度(2015)に第1期、令和2年度(2020)に第2期の「総合戦略」が策定された。第2期総合戦略は「若者の結婚から子育てまでの希望をかなえ、魅力的で品格あるひとづくり・まちづくりを進め、幅広い世代の方々や企業から『選ばれる都市』を目指す」を将来の方向とし、計画期間の6年間に様々な施策の展開を図る。

地域の特性の一つとして「豊かな歴史や文化に恵まれたまち」をあげている。また、4つの基本目標のうちの一つが「新たなにぎわいと交流で、ひとと資金の流れをつくる」であり、その中の事業の一つとして「三島市歴史的風致維持向上計画推進事業」が位置付けられている。山中城跡は三島の歴史を市民に感じてもらうことや他の文化財や観光施設との連携による観光振興により基本目標の達成に貢献できると考えられる。

④第4次国土利用計画(三島市計画)(令和2年度(2020)、～令和12年(2030))

国土利用計画は、土地利用に関するさまざまな状況をふまえ、三島市が目指す将来像である「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」の実現を目標に、自然的環境の保全を基調とし、土地需要に対する量的な調整や、魅力と活力のある土地利用の積極的な展開、土地に対する市民や事業者の意識の啓発などを含めた幅広い対応を図っていくものである。計画の目標年次は令和12年(2030)に設定されている。

山中城跡の周辺は、「整備・集積系区域」のうち「観光振興ゾーン」に位置付けられており、自然環境などを保全しつつ、歴史的風土や富士山・駿河湾の良好な景観などを活用した観光・レクリエーション施設の集積を適切に誘導していく、とされている。

⑤第3次三島市都市計画マスタープラン(令和3年度(2021)、～令和12年(2030))

都市計画法に基づき、三島市全域に係る都市計画の基本的な方針を定めたものである。「第5次三島市総合計画」の将来都市像である「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」を実現するため、せせらぎや緑などの自然と歴史・文化が感じられるまちに活力が生まれ、生活を支える都市基盤が整備された快適で暮らしやすいまちを目指す。計画の目標年次は令和12年(2030)に設定されている。

箱根西麓三島大吊橋付近および山中城跡周辺は、自然環境を保全しつつ、市の観光資源に係る開発許可基準の適正な運用に基づく観光・レクリエーション施設の集積を図る、とされている。

⑥三島市歴史的風致維持向上計画 (平成28年度(2016)、平成28～令和7年度(2016～25))

まち並みから三島らしさや歴史的な趣が失われていく、祭礼や伝統行事の担い手が減少していくおそれがある、といった状況をふまえ、三島市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくために必要な事項を定め、三島市が持つ歴史的資源を積極的に活用した、三島らしいまちづくりの推進に資するために

策定された計画である。

計画では維持向上すべき歴史的風致が4つに整理されている。山中城跡はこのうち「坂の集落の営みにみる歴史的風致」の中で坂の集落である五ヶ新田の水神講や氏神の祭礼とともに取り上げられている。その上で史跡保存活用計画の未策定、設備の老朽化、見学者への情報提供の不足、史跡周辺の地域住民の高齢化による維持管理の継続性の困難さなどが課題となっており、以下のような基本方針を定めている。

・山中城跡の保存・活用に関する方針

箱根旧街道の歴史、文化の伝承の場、地域住民による活動の場であるとともに、三島市民の貴重な財産である山中城跡は、史跡等保存活用計画を策定し、本計画に基づく適切な保全と発掘調査を進めるとともに、復元整備などを進める。

また、市民及び観光客に、箱根旧街道及び山中城跡の歴史、文化に関する情報を発信するガイダンス施設や展示施設等を整備するとともに、来訪者の休息場、憩いの場となるよう必要な整備を進める。

さらに、地域住民には、山中城跡の保存・活用に係る事業への積極的な参画を促し、史跡である山中城跡に対する意識の醸成を図り、地域において利活用を促進するとともに、地域住民の協力体制による維持管理を継続する。

⑦三島市景観計画（改訂版）（令和元年度（2019））

景観法に基づく計画であり、市内のすぐれた景観を適切に維持・保全・活用し、三島らしい良好な景観の創出を図るための施策が位置付けられている。

山中城跡周辺は「箱根西麓の環境共生ゾーン」に含まれ、とくに「歴史景観地区」に位置付けられている。また、山中城跡は富士山、駿河湾、市街地が一望できる眺望地点に指定されており、隣接する箱根旧街道願合寺地区・腰巻地区は石畳が残り、富士山の眺望にも優れているため「準景観重要道路」に指定されている。このように、山中城跡及びその周辺では、歴史的な環境を活かした魅力ある景観や富士山の眺望が重要視されている。

⑧三島市観光戦略アクションプラン

（平成28年度（2016）、平成29～令和2年度（2017～20））

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催とその先を見据え、各事業者が「生業としての観光」を意識し、「インバウンドに向けた稼ぐ観光」を目指して策定された。計画期間は令和2年度（2020）までであったが、新型コロナウイルス感染症流行の影響により将来予測が立てられない状況となったため、令和4年度（2022）までの2年間は現計画を暫定運用している。観光戦略として7つのプログラムが設定されており、山中城跡はそのうち「小田原・箱根地区や伊豆地区との連携により集客を図る」、「文化プログラムにより、インバウンドへの対応を図る」での貢献が期待できる。どちらも史跡単体ではなく他の文化財や観光施設との連携が重要となる。

令和4年度には新型コロナウイルス感染症の流行により観光振興を取り巻く環境が大きく変化したことを前提に新アクションプランの策定を進めている。

⑨三島市インバウンド誘客戦略（令和元年度(2019)、令和2～6年(2020～24)）

訪日外国人旅行者（インバウンド客）の増加を背景とし、優先すべき誘客ターゲットを明確にし、発展的にインバウンド誘客可能な仕組みを構築し、具体的かつ効率的に施策に取り組むための指針として策定されたものである。誘客戦略のコンセプトを「富士山、箱根、伊豆をつなぐ ハブ機能を生かした観光誘客」と設定し、東アジア・東南アジアからの個人旅行者を主要なターゲットとして「受け入れ環境を整備するための戦略」など3つの戦略を定めている。山中城跡をインバウンド誘客に活かすためには、「言語対応（コミュニケーション）等への不安解消」、「市街地エリアと箱根西麓エリアでの回遊性の向上」、「ハブ機能を生かしたコンテンツ造成」などに留意する必要がある。

5 計画の実施

本計画の計画期間を令和5～13年度(2023～31)までの9年間とし、前期4年間、後期5年間とする。そのため、令和8年度(2026)に中間見直しを行う。その後は概ね10年ごとに見直しを行う。

上位計画である総合計画の計画期間が令和3～12年度(2021～2030)までの10年間となっている。総合計画から1年遅れとすることで、本計画の見直しに総合計画の内容を反映させ、整合性を図るものとする。

また、本計画の前期期間中に三島市文化財保存活用地域計画が作成される見込みである。その際は、この地域計画が本計画の上位計画の一つとして位置付けられることとなる。

第2章 史跡を取り巻く環境

1 自然的環境

(1) 位置

史跡山中城跡が所在する三島市は、静岡県の一部、伊豆半島の付け根部に位置する。

市庁舎の位置は、北緯 35 度 6 分、東経 138 度 55 分で、周囲を見渡せば北西部に富士山、愛鷹山を仰ぎ、西から南にかけては静浦山塊から天城山を遠望する。一方、東部の箱根西麓では南西方向に向かって複数の尾根が延びており、本市はこの箱根西麓および上記の山々の間に広がる平野部に位置する。また、周辺自治体としては、北は裾野市、南に函南町、沼津市、西に長泉町、清水町、東は神奈川県箱根町と境を接している。

(2) 地勢

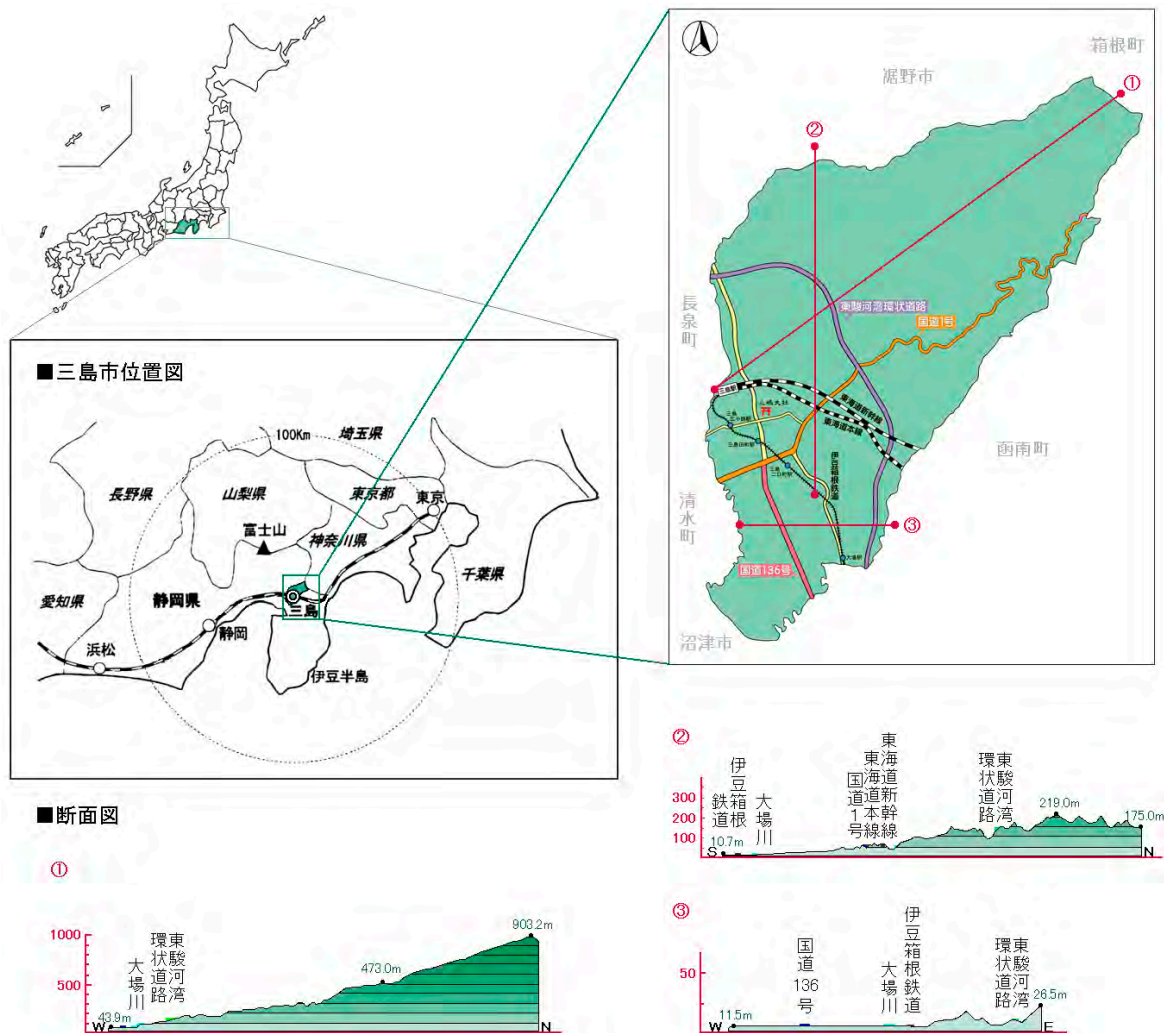


図 2-1 三島市の地勢

三島市域は、東西 11.107km、南北 13.242kmで、総面積 62.02km²の規模を有し、地勢は、地形と地質的特質により3つに区分することができる。

第1は、市域の約3分の2を占める比較的緩傾斜地な箱根西麓地域で、山頂から中腹にかけて安山岩質岩石が分布し、中腹から裾野にかけてはローム・火山灰の火山碎屑物が分布している。

第2は、標高約 24m 以上の三島市街地およびその北側の地域である。北側は玄武岩質岩石で構成され、三島市街地は愛鷹山と箱根山の裾野谷に発達した砂礫層の堆積物からなる扇状地である。

第3は、東西に走る国道1号以南に広がる広大な沖積平野で、三島・沼津地域の平野を含めて田方平野と呼称されている。

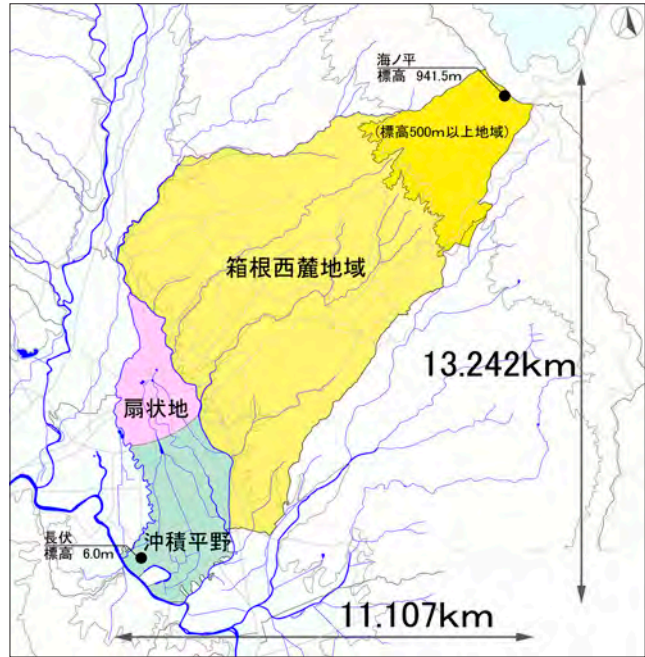


図 2-2 地勢区分

また、最高標高は海ノ平の海拔 941.5m で、最低標高は長伏の海拔 6.0m である。

(3) 気候

過去 30 年間(1991 ~ 2020 年) の平均値で三島市域の気候を見ていく。最低気温が1月の 5.9℃、最高気温が8月の 27.3℃で、年平均気温は 16.3℃となっている。ただし、山中城跡は標高 550m 前後と標高 20.5m の観測地点より 500m 以上高いため、上記の観測値よりも 3℃程度低いと推定される。参考として、山中城跡の標高と近い御殿場測候所(標高 472m) のデータを見ると、推定される結果と一致しているのがわかる。

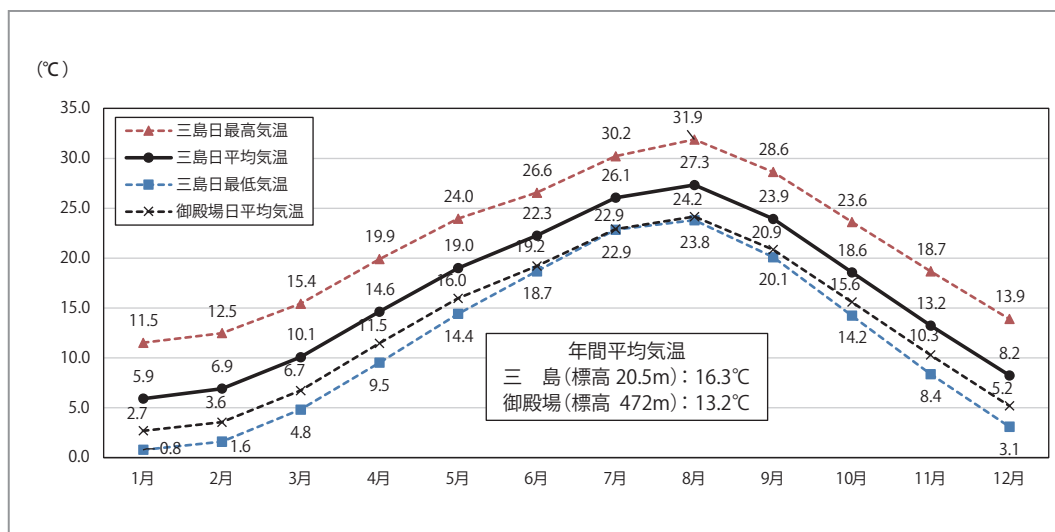


図 2-3 月別平均気温(1991年~2020年の30年間平均値)
出典：気象庁観測データ(三島・御殿場)

月別の降水量は9月が239.7mmで最も多く、12月が67.2mmで最も少ない。年間の総降水量は1,860.6mmで県内では相対的に少ない地域である。なお、報告書『史跡山中城跡II』（1995年）では既往調査を基に、史跡所在地の降水量は市街地の約1.3倍の2,300mmと推定している。

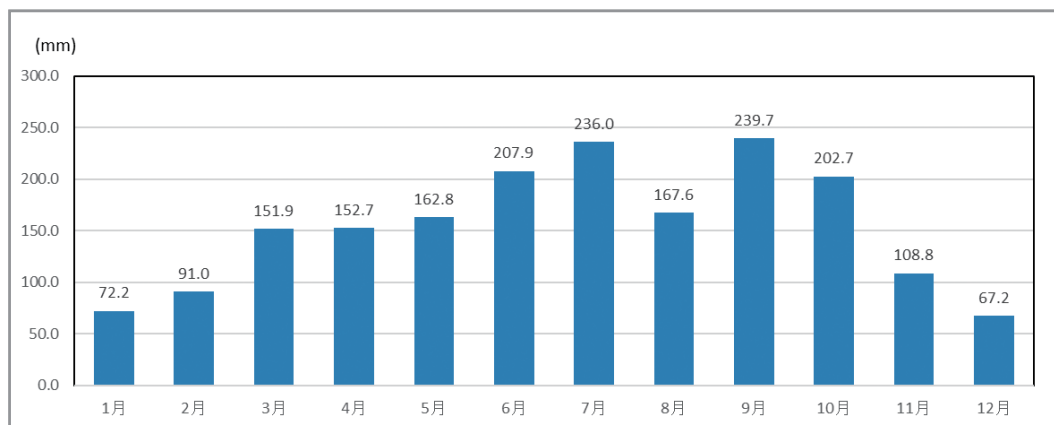


図 2-4 月別降水量(1991年～2020年の30年間平均値)

出典：気象庁観測データ

月別の日照時間は6月が129時間で最も短く、8月が191時間で最も長い。既往調査によると山中城跡周辺では天候に加えて高地特有の霧の影響を受けるため、特に夏季において平地と比べて日照率が低下することを指摘している。

このように三島市域の気候は、夏は温暖多雨で冬は雨が少なく、乾燥するという太平洋側の気候の特色を有しており、温暖で暮らしやすく、多くの農作物を育てている。ただし、海に面している近隣の市町に比べると夏は気温が高く、冬は少し冷え込む。また、山中城跡付近は市街地に比べ気温が低く、降水量が多くなっており、夏季には霧、冬季には降雪が見られ、霜の降りる頻度も高くなっている。霧や霜の発生は芝で覆われた史跡の保存や整備にも影響を与えており、冬季における低温や降雪はこの季節の来訪者減少の要因となっている。

(4) 水系

中部の一部を除く市域のほとんどは、大場川流域に含まれている。主な支流として、徳倉宮川、沢地川、山田川、夏梅木川、^{なつめぎ} 函南観音川が存在する。

市街地にある小浜池、浅間神社、菰池・白滝公園では湧水が自噴しているが、これは富士山に降った雨が伏流水となり三島市域に至ったものである。菰池・白滝公園から流れ出る桜川、御殿川は下流で大場川と合流し、小浜池からの源兵衛川は中郷温水池に流下し、温められた後、南部の中郷地域の水田へ送られる。

また、市の東端に境川、南端に狩野川が接する。さらに狩野川は駿河湾に注ぎ込む。

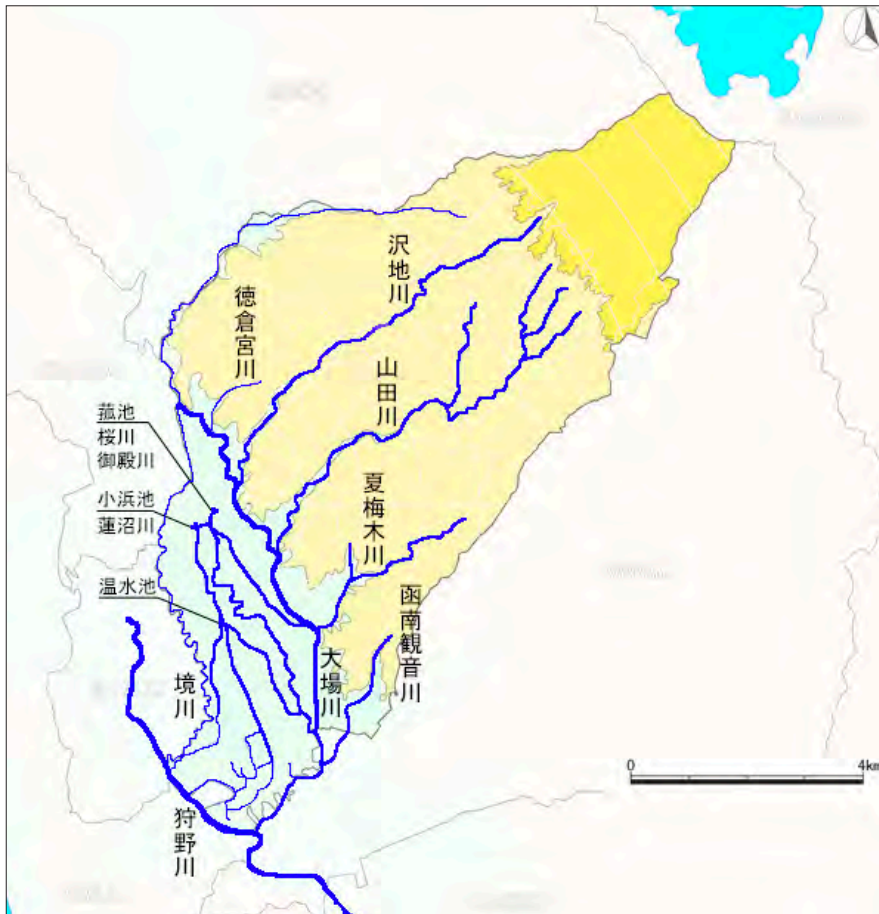


図 2-5 市内主要河川

(5) 植生 (市域全般)

三島市内の植生や土地利用の概要は、表 2-1 及び図 2-6 のとおりである。

低地には主に住宅地、工場、商業地、水田、箱根山麓には、住宅地、畑地、コナラなどの雑木林、モウソウチク林、スギ・ヒノキ植林地、ゴルフ場などがモザイク状に分布している。低地から山麓には、スダジイ、タブノキ、エノキなどを含む自然性の高い林があるが、現在は三嶋大社や楽寿園などの神社や寺の周辺にわずかに残されているだけである。

箱根中腹にはスギ・ヒノキ植林地が広く分布しているが、接待茶屋付近や山田川などの沢沿いには、ケヤキ、シデ類、カエデ類など主に落葉広葉樹からなる自然性の高い林が見られる。また、傾斜の緩やかな尾根上には畑地が広がっている。

箱根稜線付近はゴルフ場や別荘地に利用され、一般的に夏緑樹林帯に優占するブナ、ミズナラの林はほとんど見られない。現在は、ハコネダケなどが生える草地やアセビ、イヌツゲ、リョウブなどの風が強い稜線部にできる低木林などが分布している。

表 2-1 三島市の植物群落

区分	群落区分	内容	主な垂直分布
植林地	山地の低木林	アセビ、イヌツケ、リョウブ、マメザクラなどが優占する稜線付近の低木林	稜線付近
	山地の落葉広葉樹林	ケヤキ、イヌシデ、カエデ類などが優占する山地の落葉広葉樹林	山地中腹
	山麓の落葉広葉樹林	コナラ、クヌギなどが優占する山麓部の落葉広葉樹林	山麓から山地中腹
	低地の落葉広葉樹林	エノキ、ムクノキなどが優占する低地の落葉広葉樹林	低地
	常緑広葉樹林	シイ、カシなどが優占する常緑広葉樹林	低地から山麓
	スギ・ヒノキ植林	スギ、ヒノキなどの植林地	山麓から稜線付近
	竹林	モウソウチク、マダケ、メダケなどの竹林	低地から山地中腹
草地	ササ草地 (半自然草地)	ハコネダケ、スズダケなどササ類の半自然草地	稜線付近
	山地の草地 (ススキの草地等)	丘陵部や山地部のススキ、ヨモギ、オオアレチノギクなどが生育する伐採や造成地後にできた草地	山麓部から稜線付近
	低地の草地 (ヨシ草地等)	平野部のヨシの草地や河川敷の草地など	低地
	人口草地	ゴルフ場、牧草地など管理されている草地	山地中腹から稜線付近
耕作地	水田	水田やその周辺の畔、溝など	低地
	畑地	畑地やその周辺の土手など	低地から山地中腹
	果樹園・茶畑	果樹園・茶畑などの人口樹林	低地から山地中腹
その他	市街地等	住宅地、商業地、工場、造成地、道路など	全域
	水域	河川や池。沼など	全域

出典：三島市自然環境基礎調査報告書（平成 15 年 3 月）

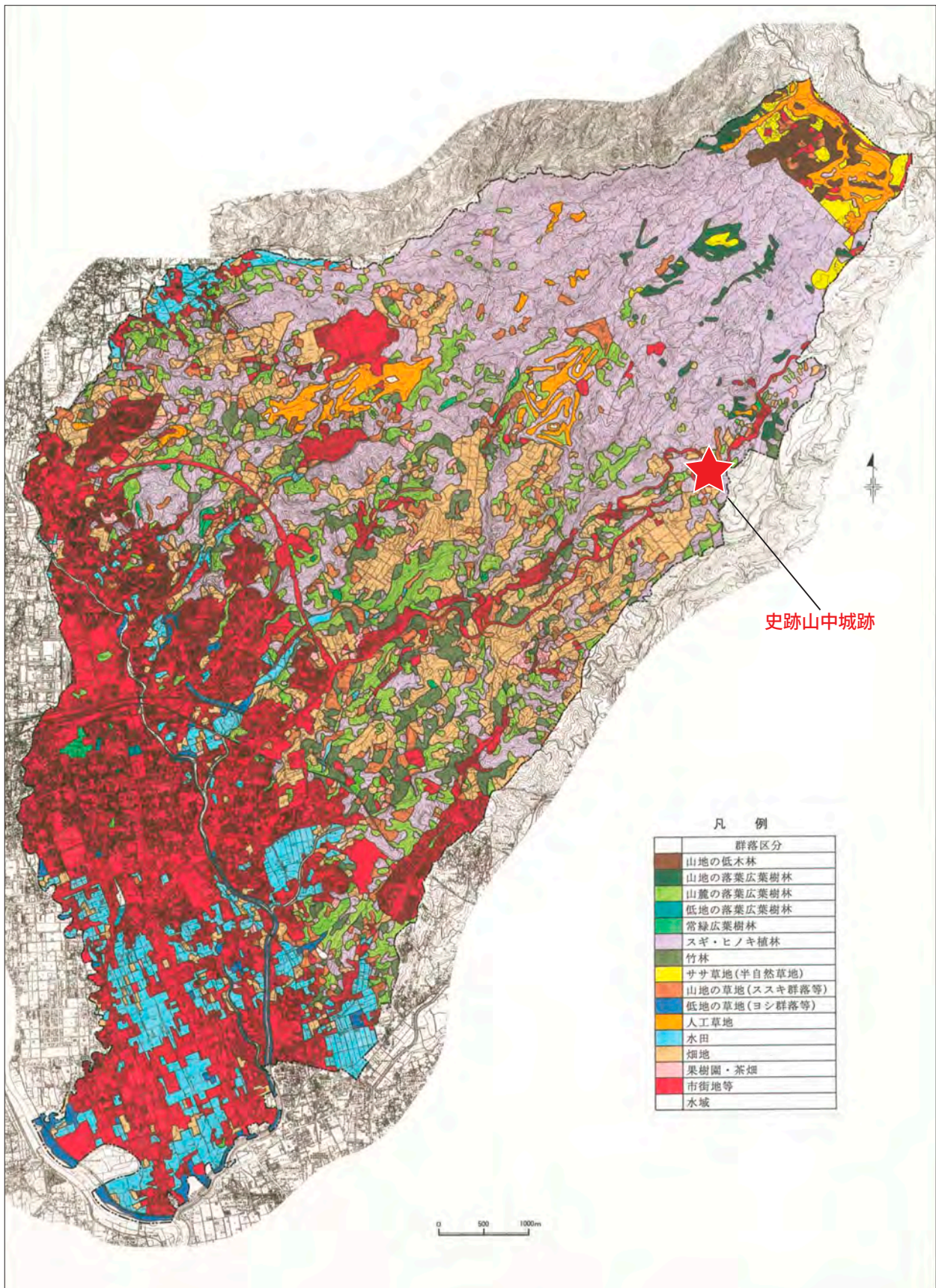


図 2-6 三島市の植生・土地利用図

出典：三島市自然環境基礎調査報告書（平成 15 年 3 月）

(6) 植生（山中城跡周辺）

①木本類

山中城跡の自然林の樹種は大部分が落葉広葉樹であるが、わずかにアカガシ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ等の常緑樹の高木類が点在している。低木類では、アセビ、ヒサカキ、アオキ、ハコネダケ等がある。

垂直分布で見ると、丘陵帯とその上部の低山帯との境に位置している。箱根山西麓の丘陵帯は傾斜が緩やかで岩石がほとんどなく、厚いローム層で覆われているため、開墾による畑作農業が営まれ、葉・根菜類を主とする各種野菜の栽培が盛んな耕地帯となっている。

山中城跡より上側（東側）は終戦直後まで牛馬の飼料や畑作肥料にするための採草地であったが、時代の推移とともに主としてヒノキ・スギ等の植樹が行われた。したがって現在の樹相は、二次的、三次的なものであり、自然の遷移によるものは極めて少ない。その点、来光川の水の涵養のため明治初年に禁伐林となった、箱根峠付近の函南原生林は、城跡の樹相と比較考察するうえで貴重と言える。原生林では、カシ類・ケヤキ・ヒメシャラ・マユミ・ヤマボウシ・マメザクラ等の樹種が見られ、樹勢もよい。三島市教育委員会が平成18年度(2006)に行った樹木調査によると、城内に見られる樹種は34科、70種である。調査結果は『史跡山中城跡樹木等調査報告書』（平成19年(2007)1月）において、下記表2-2のとおりまとめられている。

表2-2 各曲輪の植生一覧（『史跡山中城跡樹木等調査報告書』平成19年1月）

西木戸、西櫓跡付近	木戸の西側、南側傾斜面には、ヒノキが植樹されており樹齢が50数年に達している。樹下の日射量は極度に少なく、陰地性植物もほとんど自生していない。
西ノ丸跡付近	北西付近、城郭部の外側の緩傾斜部にはヒメシャラ、マメザクラ等、この地を代表する自然的な樹相がみられる。
無名郭跡付近	南側は日当たりがよく、アカマツの実生がある。北側は日照が少なく溜池跡付近ではハコネウツギが優占種。
二ノ丸跡付近	北側の土塁や堀の部分はヒノキを主とする植林となっている。南側、郭壁には、ケヤキ、イボタ、カシ類の大木が生えており、郭壁の保持に役立っている。
本丸跡付近	北側は二ノ丸より続いているヒノキの植林である。郭の東南部には山中城跡の象徴樹である「矢立の杉」「駒形諏訪神社の大カシ」がある。付近にはヤブニッケイ、アカガシ、ヒサカキ等が多い。
北ノ丸跡付近	城壁に植えられているスギ、ヒノキはよく成長している。東南側の傾斜面には、ヤブニッケイやカシ類等の常緑樹が多数生え、この下のアオキ、ヒサカキ等の半陰地性低木の樹相がみられる。
ラオシバ付近	すべて戦後に植林されたヒノキとスギで生育は良い。
箱井戸跡付近	約50cm掘ると水が湧水する。周囲日なた側にはハコネダケが密集、イヌガシ、タブノキ、シデノキ、ヤブニッケイ、ケヤキ、ニワトコ等の自生と南側にヒノキ、スギの植林がありよく育っている。
田尻池跡付近	湿地をつくっている。三ノ丸跡の郭壁にはスギの植林が見られる。
厩跡付近	ヒメシャラ、ヒサカキ、アオキ等の数少ない自生が見られる。
三ノ丸跡付近	参道脇にはハウノキ、寺裏の墓地にはイヌガシの巨木とマユミ、ケヤキがある。
南櫓跡、一柳庵付近	大部分が人家となっている、一柳庵の付近にはヒサカキ、カマツカ、ヤブニッケイ、オオカメノキ等がある。
出丸（ <small>だいざき</small> 岱崎城）付近	頂部の標高は547m余、南側および南東部側の傾斜の勾配は著しく急、日照条件は良い、風が強い。植樹されたヒノキ等を除けば広葉樹が生えている。コナラ、クヌギ、クロマツ、ヤブツバキ等がある。北側は傾斜が緩やか、放置された耕地には多数のハコネウツギが自生している。このほかに、マメザクラ、キブシ、クロモジ、ムラサキシキブ等の落葉樹が密生している。

②草本類

山中城跡は整備により往時の姿形に復元しているが、遺構の保護のため一定の厚さの土をかぶせ、人為的に芝生を張り活着させている。景観上の配慮から年間を通し草刈業務を行っているため、草本類の自然な植生を見ることはできない。しかし、こうした状況下にあっても植物の生存競争は絶えず行われているので、芝生の中はもちろんのこと各曲輪の周辺部や指定境界の林縁・林床にも四季の変化に応じて、数多くの草本類を見ることができる。

ところによっては、マツムシソウ・チグケサシ等の高原性草本や、テイショウソウ・トチバニンジン・トモエソウ等の高山の林床を好むものもある。

平成4年(1992)に確認できたものでは、種子植物53科・孢子植物3科2種の200余種となるが、精査すればさらに多くの種を存在できると思われる。確認できたものの一覧は『史跡山中城Ⅱ』にまとめられている。

(7) 動物

山中城跡が位置する箱根西麓は昆虫や鳥からモグラなどの小型動物、ニホンザル、シカやイノシシなどの中・大型の動物まで、様々な動物の生息地となっている。このうち、豊富な昆虫や鳥類は小さな子供たちやバードウォッチング愛好家の来訪を促す可能性を拓く一方、シカやイノシシなどの中・大型の動物は史跡への侵入による遺構の劣化を引き起こしている。

(8) 景観（眺望）

山城である山中城跡からは周辺の雄大なパノラマを眺めることができる。中でも西櫓、西木戸、岱崎出丸から見る富士山は圧巻で、晴れていれば裾野から頂上までその流麗な姿を堪能することができる。

富士山から南に目を転ずれば、愛鷹山塊を経て三島、沼津の市街地が遠く眼下に広がり、その向こうには広々とした駿河湾そして伊豆半島をも望むことができる。

一方、東側には箱根外輪山から伊豆半島へ伸びる湯河原火山や多賀火山などの丹那山地が広がる。これらは木々に阻まれて見える場所は限られるが、西ノ丸物見台や岱崎出丸などからその稜線を見ることができる。

また、本丸跡などからは南西方向に伊豆半島中央部の市街地や山塊を望むことができる。



図 2-7 西木戸から見下ろす三島市街地と駿河湾



図 2-8 西木戸の障子堀越しに見る富士山



図 2-9 西ノ丸物見台から見る丹那山地



図 2-10 本丸天守台から見る伊豆半島中央部



図 2-11 山中城跡障子堀からの眺望

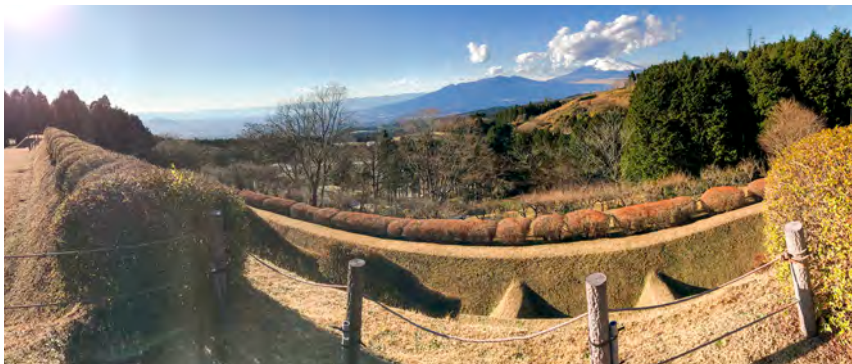


図 2-12 岱崎出丸からの眺望、駿河湾から富士山まで

2 歴史的環境

(1) 三島市および山中城が位置する箱根西麓の歴史的環境

①旧石器時代、縄文時代、弥生時代

三島市における最も古い人々の生活の痕跡は旧石器時代にまで遡ることができる。箱根丘陵部に位置する初音ヶ原遺跡では約3万4千年前の地層から石器が発見されており、また、約3万1千年前と推定される土坑が60基発見されている。土坑の総数は100以上にのぼると推定され、丘陵を横切る形で二重三重に配置されており、シカやイノシシなどの中型の動物を狙った落とし穴であると考えられている。

土器が出現し、食糧を煮炊きして保存する技術が普及すると、人々はより生活条件の良い場所に住み、集落を営むようになった。約1万3千年前からはじまる縄文時代の遺跡は箱根西麓の尾根に多く見られる。この辺りの遺跡からは竪穴建物跡や縄文土器、石器が発見されているが、特に千枚原遺跡では敷石建物跡が確認された。



図 2-13 落とし穴跡
初音ヶ原B遺跡（谷田）。
黄色の枠内が落とし穴跡



図 2-14 縄文土器
陰洞B遺跡（川原ヶ谷）出土

日本での稲作は縄文時代の晩期からすでに見られるものであるが、三島市域で稲作の遺跡が見られるのは弥生時代中期頃からである。弥生時代の遺跡は平野部の河川周辺に多く見られる。市内の遺跡からは水田跡や石斧・田下駄などの農具が出土しており、また、方形周溝墓と呼ばれる近畿・東海地方に出現した埋葬施設も見つかっている。箱根西麓の丘陵地帯では弥生時代の遺跡は少なく、人々の生活の場が平地に移り、この地域が居住地として選択されなくなったことをうかがわせる。



図 2-15 水田跡
西大久保遺跡（中田町）の水田跡



図 2-16 弥生土器
弥生時代中期、長伏六反田遺跡出土

②古墳時代、飛鳥・奈良・平安時代

米作りによって富の偏りが生じるようになると、権力者は地域の首長として古墳を築くようになった。三島市域には、3世紀後半～6世紀前半につくられた向山古墳群や7世紀頃につくられた夏梅木古墳群^{なつめぎ}がある。このうち最も古い向山16号墳は全長68mの前方後円墳であり、奈良のヤマト王権によって作られた箸墓古墳と築造時期が近く、その形も似ていることなどからヤマト王権の影響を受けたものと推定される。



図 2-17 向山16号墳
向山古墳群（谷田・北沢）の最も古い古墳



図 2-18 向山1号墳出土鉄製品
古墳時代中期の1号墳からは鉄製の剣、短剣、鏃等が出土した。

奈良時代になり天皇を中心とした中央集権国家が成立する中で、地方を統治するために中央から地方へ国司が派遣され、伊豆国の国府である三島の地にも国庁が置かれた。6世紀に仏教が伝来し、国の仏教化政策が盛んになると、寺院（市ヶ原廃寺、塔ノ森廃寺、天神原廃寺）が建立された。また8世紀中ごろ、聖武天皇の勅命により官寺の国分僧寺（国分寺）・国分尼寺が国ごとに建立されており、三島にも国分寺・国分尼寺が建立された。



図 2-19 上才塚遺跡（東本町）
国庁に関連する施設と思われる遺構が発見された。



図 2-20 国分寺塔跡（泉町）
奈良時代の国分寺の金堂、塔、僧房、回廊の跡が見つまっている。

③鎌倉時代、室町・戦国時代

中世の三島は三嶋大社の門前町としての形成と発達を遂げてゆく。現在の三嶋大社という社号は、貞観11年(869)に完成した『續日本後期』にも見られ、伊豆国において第一位の社格をもつ一宮として朝廷からも篤く崇敬されていた。伊豆国には、奈良時代に最も重い流罪である遠流の国に定められてから朝廷に背いた罪人が送られ、鎌倉幕府を開いた源頼朝も伊豆国北条蛭ヶ島で20年に及ぶ流人生活を送っている。この間、頼朝は源氏の再興を願って三嶋大社へ祈願に通ったといわれている。鎌倉幕府を開いた後、



図 2-21 間眠神社（東本町）と右内神社（梅名）
源頼朝は源氏再興を願い、三嶋大社に百日参りをしたと伝わっており、三嶋大社～葦山間には関連する伝承が残っている。間眠神社では頼朝がこの地の松の下でまどろんだと言われており、右内神社では境内に手洗い水がないために頼朝がなぎなたで地面を2、3度突いたところ水が湧き出した、という伝承がある。

頼朝は三嶋大社一帯の整備に着手した。境内地を南に広げ門前に延びる下田街道をほぼまっすぐにし、その先に門の神として右内・左内各神社を整備している。三島は、頼朝によって伊豆の政治・経済・信仰の中心としての基礎が築かれたともいえる。

中世の三島では三嶋大社で「三嶋暦」と呼ばれる地方暦が作られていた。この暦の特徴は仮名文字で書かれ、木版で印刷されている（仮名版暦）点であり、鎌倉時代に武士による暦の需要増大に応じて発行されるようになったと考えられている。「三嶋暦」は美しい木版が有名になり、戦国時代には地方暦一般を指して「三嶋暦」と呼ばれるほどであったと言われている。

このように、三島の町は三嶋大社を中心にして経済的にも文化的にも発展していった。これに応じて町の呼び名も室町時代頃を境に「国府（こう）」から「三島」に変わったようである。

戦国時代、伊勢宗瑞（北条早雲）が伊豆で自立し、その後、北条氏は小田原を本拠地として関東地方に支配を広げていく。北条氏は足柄城、山中城、葦山城を中心として西の国境を防備しており、三島もその一角を占めることとなった。

天正 18 年(1590)に豊臣秀吉により小田原城が落城すると、伊豆、三島を含む旧北条氏領は徳川家康の領地となった。三島には代官役所が置かれ、徳川氏による支配は江戸時代へ連続していった。

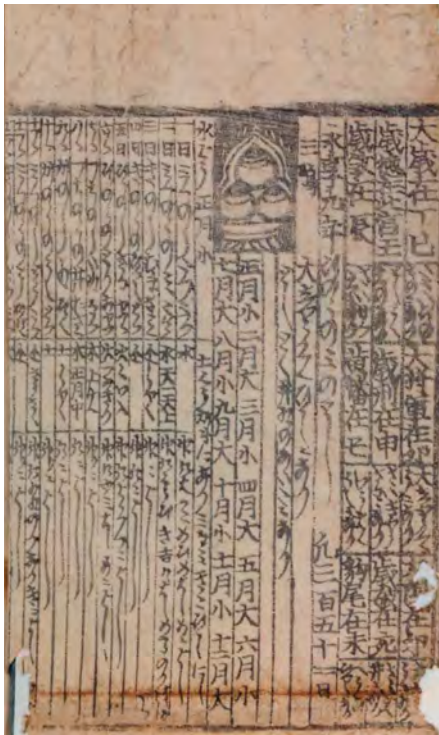


図 2-22 永享九年暦

足利学校 蔵

現在確認されている最古の三嶋暦。足利学校に所蔵されている『周易』の古写本に表紙の裏張りとして使用されていた。



図 2-23 豊臣秀吉掟書

天正 18 年(1590) 4 月

山中城秀吉が山中城落城後に北条氏の支配下にあった村々に対し、軍の行動規制と治安維持を保證するとして発給したもの。

④江戸時代

関ヶ原の戦いの翌年にあたる慶長6年(1601)、徳川家康によって東海道に宿場町が指定され、三島宿もこのうちの一つとして宿場町となった。以来、徳川政権によって東海道をはじめとする五街道が整備され、また、平和な時代が続いたことにより大名行列などの公的な交通だけでなく町民・農民の旅人も増加したため、街道の交通量は拡大していった。とくに三島宿は東海道一の難所といわれる箱根八里を東に控えていたため、多くの旅人が宿泊し、江戸時代を通して大変にぎわった。

また、三島宿は三嶋大社を中心に東西に東海道、北に甲州道(佐野街道)、南に下田街道が伸びる「四つ辻のまち」であり、交通の要衝として経済的な繁栄はもとより、情報の結節点として文化的な交流も盛んに行われた。

江戸時代の初め、三島を含む伊豆国は大部分が幕府直轄領であり、その支配は三島代官を中心として行



図 2-24 東海道五十三次之内 三島 朝霧
天保年間(1830～44)

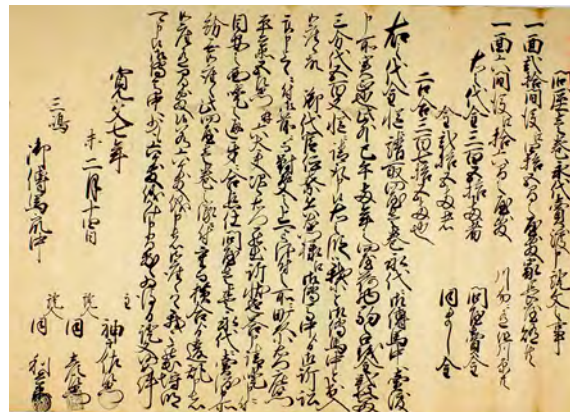


図 2-25 三島宿問屋場・町役場文書
問屋場は宿場町の交通行政を担う役所であり、多数の記録が蓄積された。



図 2-26 東海道五十三次之内 箱根
天保年間(1830～44)

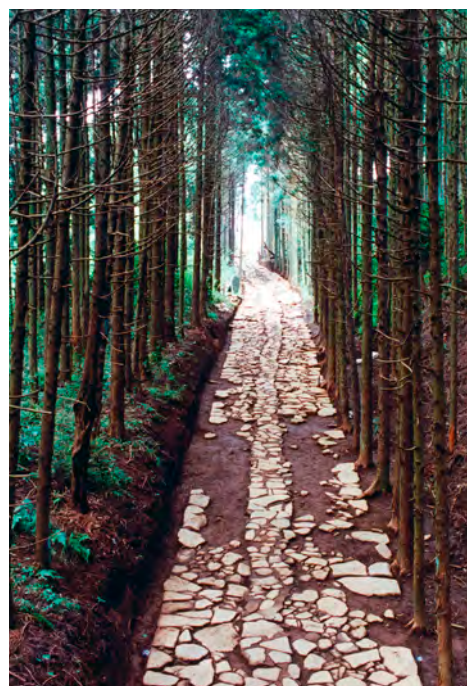


図 2-27 発掘された箱根旧街道石畳
腰巻地区

われた。この三島代官は江戸時代中頃の宝暦年間(1751～64)まで継続している。その後、三島代官が廃されて葦山代官がこれに替わったが、三島には出張陣屋^{でばりじんや}が置かれたため、三島は江戸時代を通して伊豆の政治的中心地の一つとして機能した。

東海道のうち箱根八里の道は江戸時代初めには一部に箱根竹と呼ばれる笹のような細い竹を敷き詰めるという整備が行われていたが、延宝8年(1680)には石畳が整備され、江戸時代を通して補修されながら使い続けられた。この石畳道は今日、国の史跡「箱根旧街道」を構成する文化財となっている。

箱根に宿場町が置かれたのとほぼ同時期の元和年間(1615～24)には箱根西坂に五ヶ新田とよばれる5つの村が建てられ、公私の旅行者相手の運送業や茶屋経営などにより栄えた。その一つである山中新田は廃城となった山中城の跡地にあり、その集落は駒形諏訪神社や宗閑寺などの江戸時代に建てられた寺社とともに今日まで続いている。

⑤近代・現代

明治22年(1889)の東海道線全線開通にみられる鉄道交通の発達により、東海道を行き交う旅行者は激減した。かつて多くの旅行者によりにぎわった三島宿や箱根西坂の五ヶ新田は鉄道交通から切り離され、経済的な苦境に立たされた。しかし、明治後半には豆相鉄道や駿豆電気鉄道といった私鉄の開業や東海道線三島駅(現下土狩駅)の設置により三島の町は鉄道網に連絡することができた。また、箱根西麓では畑の開墾により野菜類の栽培に主要産業を転換、新たな発展の糸口をつかんだ。

大正時代以降、大正8、9年(1919、20)の野戦重砲兵連隊の誘致、昭和9年(1934)の丹那トンネルの開通と市内での三島新駅(現在の三島駅)の設置、大根等の根菜類を中心とした箱根西麓野菜のブランド化、戦後昭和44年(1969)の新幹線三島駅の開業等により再び三島の町や箱根西麓地域は経済的な発展に至った。



図 2-28 軽便鉄道として開業した豆相鉄道
現在の伊豆箱根鉄道駿豆線。当初は三島(現下土狩駅)～南条(現伊豆長岡)で営業していた。



図 2-29 三島駅(現下土狩駅)構内



図 2-30 野戦重砲兵第三連隊
正門前の第三連隊



図 2-31 農兵に扮する平井源太郎

平井源太郎は昭和初期、農兵節の踊りとともに箱根西麓で採れた大根を宣伝し、箱根の大根はたくあん漬け用に大量に出荷されるようになった。



図 2-32 三島新駅の開業の祝典

昭和9年(1934)

丹那トンネルの開通と同時に三島新駅（現在の三島駅）が開業した。

これにより駿豆鉄道（現伊豆箱根鉄道駿豆線）の路線も変更された。

(2) 指定・登録等文化財

前述のような原始・古代から脈々と受け継がれてきた歴史の痕跡は、市内に多数点在する史跡・名勝等の国、県、市指定等文化財にも見ることができる。

表 2-3 国・県・市指定・認定文化財一覧

番号	区分	種別	名称	員数	所有者
1	国指定	国宝 (工芸品)	梅時絵手箱	1 具	三嶋大社
2	国指定	国宝 (工芸品)	薙刀 銘備前国長船住人長光造	1 口	佐野美術館
3	国指定	重文 (絵画)	絹本著色日蓮上人像	1 幅	妙法華寺
4	国指定	重文 (絵画)	絹本著色十界勧請大曼荼羅図 (絵曼荼羅)	1 幅	妙法華寺
5	国指定	重文 (彫刻)	木造大日如来坐像	1 軀	佐野美術館
6	国指定	重文 (工芸品)	太刀 銘宗忠	1 口	三嶋大社
7	国指定	重文 (工芸品)	脇指 銘 表二相模国住秋義 伊豆三島大明神 裏二 奉拝佐藤松千代貞成	1 口	三嶋大社
8	国指定	重文 (工芸品)	短刀 表二 三島大明神他人不与之 ※1 裏二 貞治三年藤原友行 ノ銘アリ	1 口	三嶋大社
9	国指定	重文 (工芸品)	太刀 銘長元	1 口	佐野美術館
10	国指定	重文 (工芸品)	短刀 銘国光	1 口	佐野美術館
11	国指定	重文 (工芸品)	刀 無銘正宗	1 口	佐野美術館
12	国指定	重文 (工芸品)	刀 朱銘義弘 (名物松井郷) 本阿 (花押)	1 口	佐野美術館
13	国指定	重文 (工芸品)	刀 金象嵌銘備前国兼光 (名物大兼光) 本阿弥 (花押)	1 口	佐野美術館
14	国指定	重文 (工芸品)	秋草文黒漆太刀拵 中身銘豊後国行平作	1 口	佐野美術館
15	国指定	重文 (書跡)	注法華経 (開結共) 日蓮自注	10 卷	妙法華寺
16	国指定	重文 (書跡)	撰時抄 日蓮筆	5 卷	妙法華寺
17	国指定	重文 (書跡)	般若心経 (源頼家筆)	1 卷	三嶋大社
18	国指定	重文 (古文書)	三嶋大社矢田部家文書	592 通	三嶋大社 他

番号	区分	種別	名称	員数	所管者
19	国指定	重文 (建造物)	三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿	1棟	三嶋大社
20	国指定	史跡	山中城跡 (98,183.00㎡) (19,673.91㎡ 追加指定)	1遺跡	三島市
21	国指定	史跡	伊豆国分寺塔跡	1遺跡	伊豆国分寺
22	国指定	史跡	箱根旧街道 (錦田一里塚) (箱根旧街道 追加指定)	1遺跡	三島市
23	国指定	天然記念物	三嶋神社のキンモクセイ	1本	三嶋大社
24	国指定	天然記念物	楽寿園 (小浜池: 岩石の組成、硫気孔及び 火山活動により残された地質鉱物)		三島市
25	国指定	名勝	楽寿園 (小浜池: 岩石、湧泉の景観)		三島市
1	県指定	絵画	紙本著色白隠白画像	1幅	龍澤寺
2	県指定	絵画	楽寿館・楽寿の間絵画	210面	三島市
3	県指定	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1躯	—
4	県指定	工芸	刀 銘荘司筑前大掾大慶藤直胤 (花押) 天保二年仲秋イツ (刻印)	1口	三嶋大社
5	県指定	工芸	刀 銘繁慶	1口	佐野美術館
6	県指定	工芸	刀 銘表越後幕下士大村加ト慰指図鍛治欲聞 九 百年中之物語 裏正保三 二月吉日予非鍛治真十五枚 甲状 有不折不卷之徳	1口	佐野美術館
7	県指定	工芸	三十六歌仙図刺繍額	12面	三嶋大社
8	県指定	典籍	聚分韻略	1冊	日本大学
9	県指定	典籍	日本書紀並びに具書	6巻 6軸	三嶋大社
10	県指定	史跡	向山古墳群 (1～15号墳) (16号墳追加指定)	1遺跡	三島市
11	県指定	天然記念物	御嶽神社の親子モッコク	2本	御嶽神社
12	県指定	無形民俗	三嶋大社のお田打	—	三嶋大社のお田打 奉仕者
13	県指定	無形民俗	三島囃子	—	三島囃子保存会
1	市指定	絵画	小沼満英筆 三島宿風俗絵屏風	6曲 1双	三島信用金庫
2	市指定	絵画	栗原忠二画「月島の夕」	1点	郷土資料館
3	市指定	絵画	梅御殿装飾絵画	6点 10面	三島市
4	市指定	絵画	下田舜堂画「朝焼けの富士」	1点	三島市
5	市指定	絵画	下田舜堂画「小浜池」	1点	三島市
6	市指定	絵画	細井繁誠画「月と芋畑」	1点	三島市
7	市指定	絵画	杉本英一画「絵画教室」	1点	三島市

番号	区分	種別	名称	員数	所有者
8	市指定	絵画	芹沢晋吾画「農夫」	1点	三島市
9	市指定	絵画	大沼貞夫画「日輪ポロブドゥール幻想」	1点	三島市
10	市指定	絵画	大沼貞夫画「魔性と仏性(ポロブドゥール考) A・B」	2点	三島市
11	市指定	彫刻	金剛力士像(阿形像、吽形像)	1対	妙法華寺
12	市指定	彫刻	光安寺 鼻取り地藏	1軀	光安寺
13	市指定	工芸	龍澤寺隠寮内入江長八鍔細工		龍澤寺
14	市指定	工芸	樋口どうろう	1基	樋口家
15	市指定	工芸	三四呂人形	36点	個人 他
16	市指定	典籍	河合家所蔵 三嶋暦及び同版木並びに関係文書		個人
17	市指定	典籍	秋山家所蔵 秋山富南古文書 原本豆州志稿 他7	20冊・1枚	郷土資料館 他
18	市指定	典籍	樋口家所蔵 三島宿本陣関係史料	68冊	郷土資料館
19	市指定	典籍	世古文書	11冊附書簡	個人
20	市指定	典籍	落合家文書「天正十八年『豆州君澤郡中嶋郷御縄打水帳』外 地方文書」	436点	郷土資料館
21	市指定	典籍	接待茶屋関係文書	10点	郷土資料館
22	市指定	古文書	天正十八年 豊臣秀吉掟書	1点	郷土資料館
23	市指定	考古資料	市ヶ原廃寺塔心礎	1基	祐泉寺
24	市指定	考古資料	光安寺板碑	1基	光安寺
25	市指定	考古資料	向山古墳出土遺物(鉄製品)	41点	三島市
26	市指定	考古資料	吊手土器	1点	三島市
27	市指定	考古資料	箱根田遺跡出土祭祀関係遺物	70点	三島市
28	市指定	歴史資料	扁額「三島巒」	3点	郷土資料館 東小学校
29	市指定	歴史資料	「豆州伊豆佐野村」絵図	1点	個人
30	市指定	歴史資料	花島家資料	136点	郷土資料館
31	市指定	歴史資料	接待茶屋関係調度品大茶釜外3点	4点	郷土資料館
32	市指定	建造物	三嶋大社 舞殿、神門及びそれに属する彫刻	2棟	三嶋大社
33	市指定	建造物	玉澤妙法華寺庫裡	1棟	妙法華寺
34	市指定	建造物	楽寿園内楽寿館	1棟	三島市
35	市指定	建造物	玉澤妙法華寺中鐘楼	1棟	妙法華寺
36	市指定	建造物	圓明寺表門(伝樋口本陣表門)	1棟	圓明寺
37	市指定	建造物	経王山 妙法華寺伽藍 大書院・本堂・祖師堂・奥書院・中門・忠霊殿	6棟	妙法華寺
38	市指定	建造物	禅叢寺鐘楼門	1棟	禅叢寺
39	市指定	史跡	千枚原遺跡	1遺跡	三島市

番号	区分	種別	名称	員数	所有者
40	市指定	天然記念物	愛染院跡の溶岩塚		三島市
41	市指定	天然記念物	神明宮神社社叢	境内	神明宮神社
42	市指定	天然記念物	中のカシワ	1本	三島市
43	市指定	天然記念物	願成寺 クス	2本	願成寺
44	市指定	天然記念物	耳石神社 イタジイ	1本	耳石神社
45	市指定	天然記念物	三嶋大社社叢	境内	三嶋大社
46	市指定	天然記念物	矢立の杉	1本	駒形・諏訪神社
47	市指定	天然記念物	鏡池横臥溶岩樹型	1箇所	三島市
48	市指定	天然記念物	白滝公園溶岩塚	1箇所	個人
1	国認定	重要美術品	脇指 銘相模国住人廣光 康安二年十月日 ※2	1口	佐野美術館
※1	国指定重要工芸の管理番号5「短刀 銘 表ニ 三島大明神他人不与之 裏ニ 貞治三年藤原友行」は昭和23年4月28日盗難、現在も所在不明。盗難届済。				
※2	重要美術品とは、昭和8年4月1日に公布・施行された「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づき認定されたものである。しかし昭和25年5月30日「文化財保護法」が公布され、前法律は廃止となったが、「文化財保護法」附則において、「認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する」とされ、現在は、認定の取り消しとなるか、重要文化財の指定（格上げ指定）になるか、再調査の結果を待つ状態にある。				

表 2-4 国登録有形文化財一覧

番号	名称	構造及び形式	所在地	建築年代等
1	隆泉苑	木造平屋建、瓦葺	中田町1-43	昭和6年
2	隆泉苑表門	木造四脚門袖塀付、瓦葺	中田町1-43	昭和6年
3	懐古堂ムラカミ屋	木造2階建、鉄板葺	大社町18-5	大正15年
4	三嶋曆師の館 (旧河合家住宅主屋)	木造平屋建、瓦葺	大宮町2-5-16	江戸末期
5	梅御殿	木造2階建、鉄板葺	一番町15-6	明治中期
6	丸平商店店舗	木造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期
7	丸平商店土蔵	土蔵造及び石造2階建、瓦葺	中央町4-16	明治初期
8	旧三島測候所庁舎	鉄筋コンクリート造2階建	東本町2-5-24	昭和5年
9	旧小松宮別邸桜御殿	木造2階建、瓦葺	一番町2682-1	明治25年

表 2-5 三島市の指定文化財等

類 型	区分等	国指定	県指定	市指定	国登録	国認定	合計
有形文化財	絵画	2	2	10			14
	彫刻	1	1	2			4
	工芸品	11	4	3		1	19
	書跡	3					3
	典籍		2	6			8
	古文書	1		1			2
	考古資料			5			5
	歴史資料			4			4
	建造物	1		7	9		17
記念物	史跡	3	1	1			5
	名勝	1					1
	天然記念物	2	1	9			12
民俗文化財	無形の民俗文化財		2				2
計		25	13	48	9	1	96
		86					

指定文化財 86 点のうち、主なものをあげる。



国宝（工芸品）梅蒔絵手箱



国宝（工芸品）
薙刀 銘備前国長船住人長光造



重文（絵画）
絹本着色日蓮上人像



重文（彫刻）
木造大日如来坐像



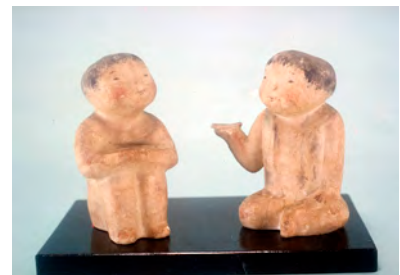
県指定（無形民俗）
三島囃子



県指定（無形民俗）
三嶋大社のお田打



市指定（絵画）
栗原忠二画「月島の夕」



市指定（工芸）
三四呂人形「水辺興談」



市指定（典籍）
樋口家所蔵三島宿本陣関係史料



市指定（考古資料）
吊手土器



市指定（天然記念物）
三嶋大社社叢

図 2-33 三島市の指定文化財の一部

所有者等については、表 2-3 国・県・市指定・認定文化財一覧を参照



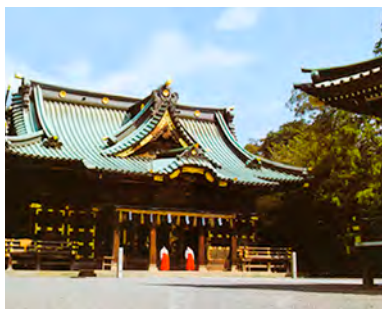
図 2-34 指定文化財（建造物、史跡、名勝）の所在地

- ①千枚原遺跡（市指定・史跡）
- ②三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿（重文・建造物）、舞殿、神門及びそれらに属する彫刻（市指定・建造物）
- ③円明寺表門（伝樋口本陣表門）（市指定・建造物）
- ④楽寿園（国指定・名勝）、楽寿園内楽寿館（市指定・建造物）
- ⑤伊豆国分寺塔跡（国指定・史跡）
- ⑥箱根旧街道（青線部分、国指定・史跡）
- ⑦玉澤妙法華寺庫裡、中鐘楼、伽藍 大書院・本堂・祖師堂・奥書院・中門・忠霊殿（市指定・建造物）
- ⑧山中城跡（国指定・史跡）
- ⑨向山古墳群（県指定・史跡）
- ⑩禅叢寺鐘楼門（市指定・建造物）

市内にある指定文化財のうち、建造物・史跡・名勝は図 2-34 のとおりである。また、そのなかの主なものを下にあげる。



①市指定（史跡）
千枚原遺跡



②重文（建造物）
三嶋大社本殿、幣殿及び拝殿



③市指定（建造物）
圓明寺表門（伝樋口本陣表門）



④国指定（名勝）
楽寿園



⑤国指定（史跡）
伊豆国分寺塔跡



⑥国指定（史跡）
箱根旧街道 石畳



⑥国指定（史跡）
箱根旧街道
錦田一里塚



⑦市指定（建造物）
玉澤妙法華寺庫裡



⑨県指定（史跡）
向山古墳群

図 2-35 三島市の指定文化財（建造物、史跡、名勝）の一部
所有者等については、表 2-3 国・県・市指定・認定文化財一覧を参照

3 社会的環境

(1) 行政区の変遷および人口の推移

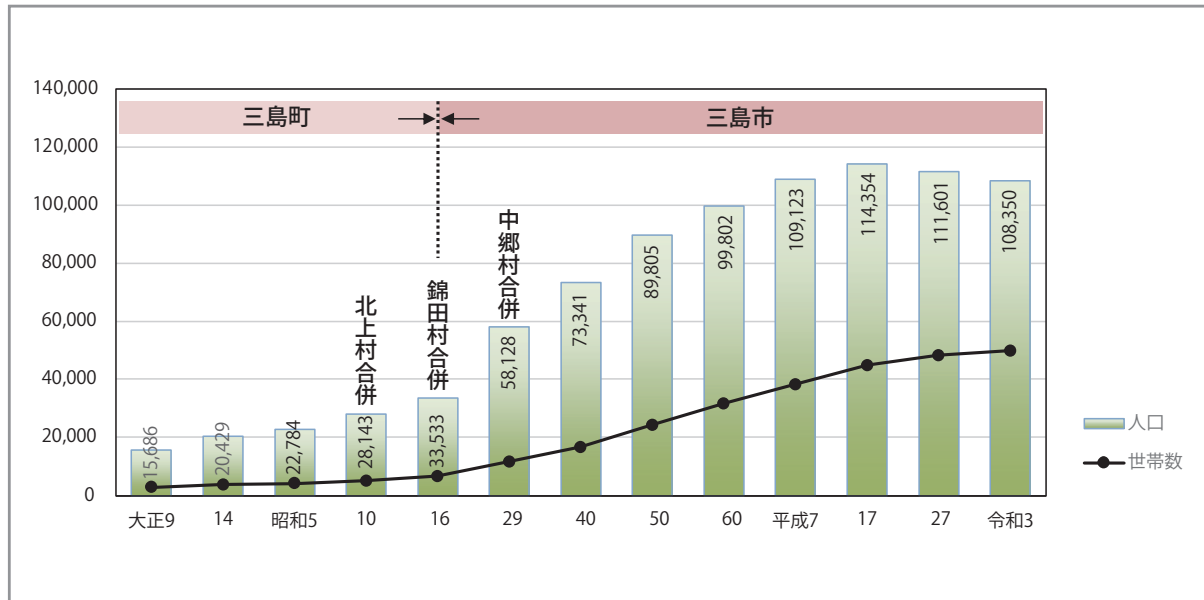


図 2-36 人口の推移

(昭和5年までは国勢調査のため毎年10/1現在、それ以外は12/31現在。平成7年以降は外国人を含む。三島の統計・三島市HPより)

江戸時代の三島市域は三島宿および約30の村に分かれていたが、明治22年(1889)の全国的な町村合併の流れの中で、三島町・北上村・錦田村・中郷村の4町村に集約された。

大正9年(1920)第1回国勢調査時の三島町の人口は15,686人であった。三島町は昭和10年(1935)4月に北上村と合併、昭和16年(1941)4月には錦田村と合併し三島市が誕生した。昭和29年(1954)3月には中郷村と合併し、さらに北上・中郷地区を中心に宅地化が進んだため、昭和61年(1986)に人口10万人を突破した。

平成17年(2005)に11万4千人と人口のピークを迎え、以降は緩やかな減少傾向にあるものの、令和4年(2022)3月時点で107,923人とピーク時と比較して95%程度の人口を維持している。

(2) 観光

三島市は、三嶋大社の門前町、東海道の宿場町として発達してきたまちであり、現在も小売業やサービス業を含む第3次産業の従事者が多く、観光交流客数と地域活性化は密接な関係にあるといえる。伊豆の玄関口であるという地理的要因や三嶋大社などの観光資源があることに加え、まちの整備や特産品の積極的なPR活動の成果として、令和2年(2020)以降のコロナ禍までの観光交流客数は増加傾向にあった。

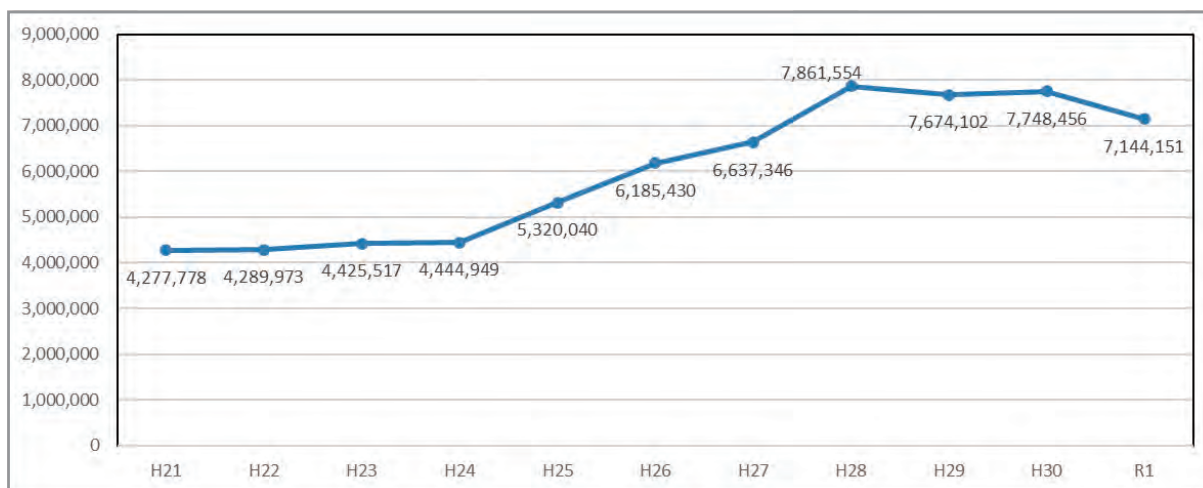


図 2-37 観光交流客数の推移（「静岡県観光交流の動向」（静岡県）より）

三島市の観光交流客（観光レクリエーション客数および宿泊客数）は平成 21 年度(2009)の約 430 万人から平成 30 年度(2018)には約 770 万人に増加している。

近年では、平成 26 年(2014)に東名高速道路直通の東駿河湾環状道路が開通、平成 28 年(2016) 3 月には笹原山中バイパスが開通するなど広域交通網の整備が進み、併せて箱根西麓エリアに伊豆フルーツパークや三島大吊橋などのレジャースポットが登場し、これらが観光交流客増加の要因となっている。

また近隣状況としては、平成 25 年(2013)に富士山が、平成 27 年(2015)には韮山反射炉がそれぞれ世界文化遺産に登録され、さらに伊豆半島ジオパークが平成 30 年(2018)に世界ジオパークに認定された。これらは、国内のみならず世界中から注目を浴び、外国人観光客の増加につながっている。

令和 2 年(2020)以降のコロナ禍により観光客数は大幅に減少したが、その後のコロナ対策により観光施設やイベントが再開されており、観光は引き続き三島市にとって重要な産業である。

(3) 交通

三島市は古代から伊豆国府であり、また、伊豆国一宮である三嶋大社が置かれ、伊豆における政治・文化の中心地であった。古代の東海道は足柄峠を越える足柄路であったが、平安時代に入り富士山の噴火により足柄路が通行不能となると、延暦 21 年(802)に現在平安・鎌倉古道と呼ばれている箱根路が開かれた。足柄路はその翌年には復旧するが、箱根路は険しいが近道である、という理由から利用される場合も多かったという。

江戸時代には東海道が整備され、箱根路は現在「箱根旧街道」「箱根八里」などとよばれているルートとなった。東海道は多くの旅人が行き交い、三島宿は難所箱根八里を控える宿場町としてにぎわった。

ところが明治 22 年(1889)に、東海道線が新橋—神戸間で開通し、その路線が三島を迂回したため、まちの発展が停滞した。しかし、明治 31 年(1898)の東海道線三島駅（現 JR 御殿場線下土狩駅）の設置、豆相鉄道（現伊豆箱根鉄道駿豆線）の開業とその後の延伸、明治 39 年(1906)の三島・沼津間の駿豆電気鉄道（チンチン電車）の開業、そして昭和 9 年(1934)には丹那トンネル開通と三島新駅（現在の三島駅）開設と鉄道交通が発達していき、これらが三島市発展の基礎となった。また、昭和 44 年(1969)、全国で初めての請願駅として新幹線三島駅が開設され、東京 100km 圏内ということもあり、東京への通勤圏

内に入った。

現在三島市には、東海道新幹線、東海道本線および伊豆箱根鉄道駿豆線（三島—修善寺間）の3路線が乗り入れている。路線バスは、東海バスオレンジシャトル、富士急シティバス、伊豆箱根バスの3社が運行している。道路では、国道1号が市の東西軸として、国道136号が南北軸として整備されている。さらに、平成26年(2014)2月には市内に5つのインターチェンジを持つ東駿河湾環状道路が開通した。この環状道路は東名・新東名高速道路に直結していることから、首都圏へのアクセスがさらに良くなり、自家用車での移動はもちろんのこと直通高速バスの充実した運行など、広域交通の結節点、県東部の中心的な都市として三島市は発展を続けている。



図 2-38 三島市内の主な交通網

(4) 法規制

①都市計画法

【担当窓口：三島市計画まちづくり部都市計画課】

三島市では、計画的な市街化を図るため、昭和47年(1972)に都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる「線引き」を実施している。このなかで山中城跡周辺は市街化調整区域とされている。

線引きの目的は、無秩序な市街化を防止し、段階的かつ計画的に市街化を図るためのもので、「市街化区域」とは既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的に市街化を図るべき区域であり、「市街化調整区域」とは市街化を抑制する区域である。

このような市街化区域と市街化調整区域の制度を担保するため、主として建築物の建築に伴う区画形質の変更(開発行為)を許可制にし、開発行為に対して都市計画法第33条に定める一定の水準(技術基準)を保たせるとともに、市街化調整区域では、都市計画法第34条に規定する一定のものを除き開発行為を行わせないこととされている。(立地基準)

表 2-6 開発許可の対象となる規模

区域区分	開発許可の対象となる規模等(三島市の場合)
市街化区域	1,000㎡以上の開発行為
市街化調整区域	原則として全ての開発行為

表のとおり、市街化調整区域では原則として全ての開発行為が開発許可対象となっている。

立地基準である都市計画法第34条には、市街化調整区域に例外的に認められる施設として、次の例のようなものが定められている。

- ・周辺居住者の利用の用に供する公益上必要な施設又は日用品店舗等これらの者の日常生活のために必要な施設(第1号)
- ・鉱物資源・観光資源等の有効利用上必要な施設(第2号)
- ・農林水産物の処理・貯蔵・加工のための施設(第4号)
- ・沿道サービス施設(第9号)
- ・開発審査会の議を経て市街化を促進するおそれがない等と認める施設(第14号)

なお、山中城跡周辺は、歴史的資源を活かした魅力あるまちづくりを推進する「歴史的風致維持向上計画」で利活用を促進するものとしての方針が定められている。また、平成30年5月に「箱根八里」が「日本遺産」に認定されたことにより、歴史的資源と新たな施設立地の相乗効果により魅力度が一層高まっていることから、「三島市都市計画法第34条第2号の観光資源に係る運用指針」の適切な運用により、観光・レクリエーション施設の集積を図るとしている。

②森林法

【担当窓口：三島市産業文化部農政課】

保安林制度は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全の場の提供等の公共目的を達成するため、特にこれらの機能を発揮する必要がある森林を保安林として指定し、立木の伐採、土地の形質変更行為等の規制により、その森林の適切な保全と森林施業を確保するものである。

山中城跡周辺では、下図に示す区域が保安林に指定されている。

保安林内において土地の形質変更等の行為を行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可が必要であり、当該行為の内容、期間及び受益対象に与える影響等を総合的に勘案し、保安林指定の目的達成に支障を生じない場合に許可される。

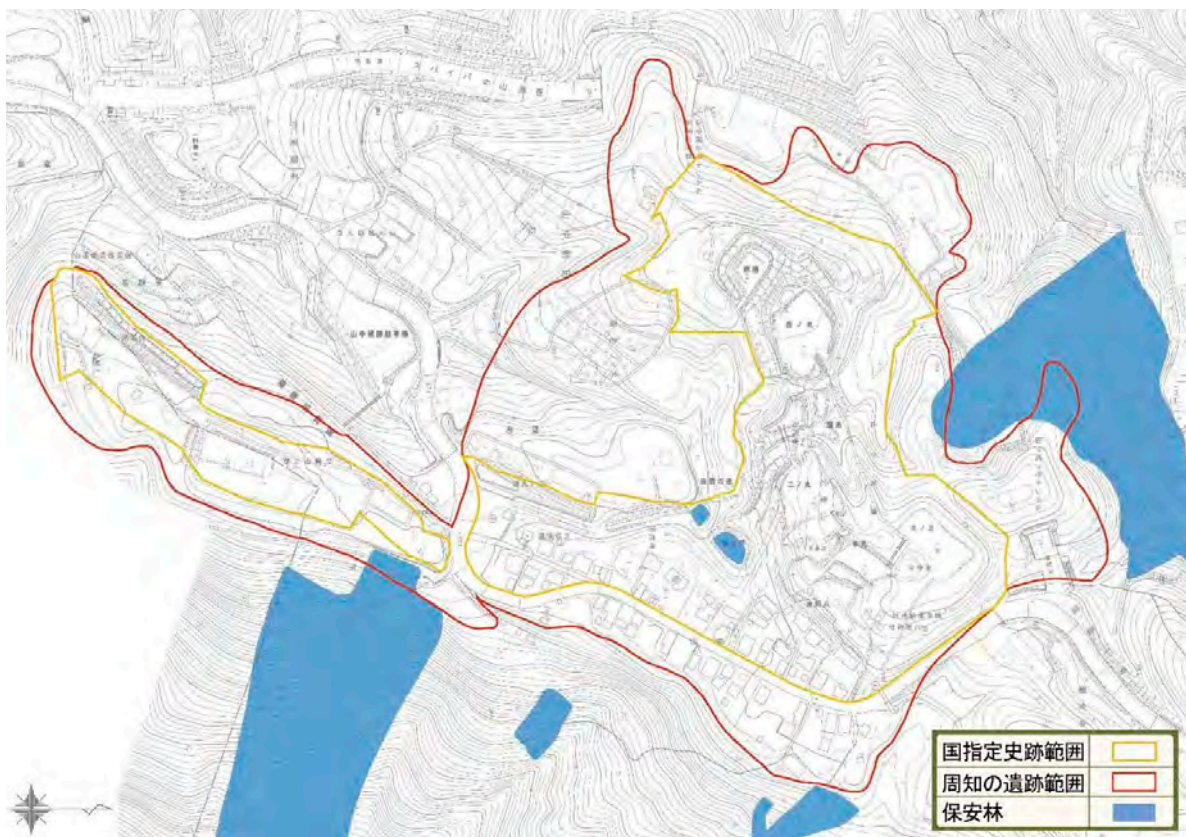


図 2-39 山中城跡周辺の保安林 出典：静岡県森林情報共有システム

③土砂災害防止法

【担当窓口：企画戦略部危機管理課】

土砂災害ハザードマップによれば、山中城跡周辺には史跡指定地内を含め、「がけ崩れ・土石流特別警戒区域」及び「がけ崩れ警戒区域」が複数設定されている。

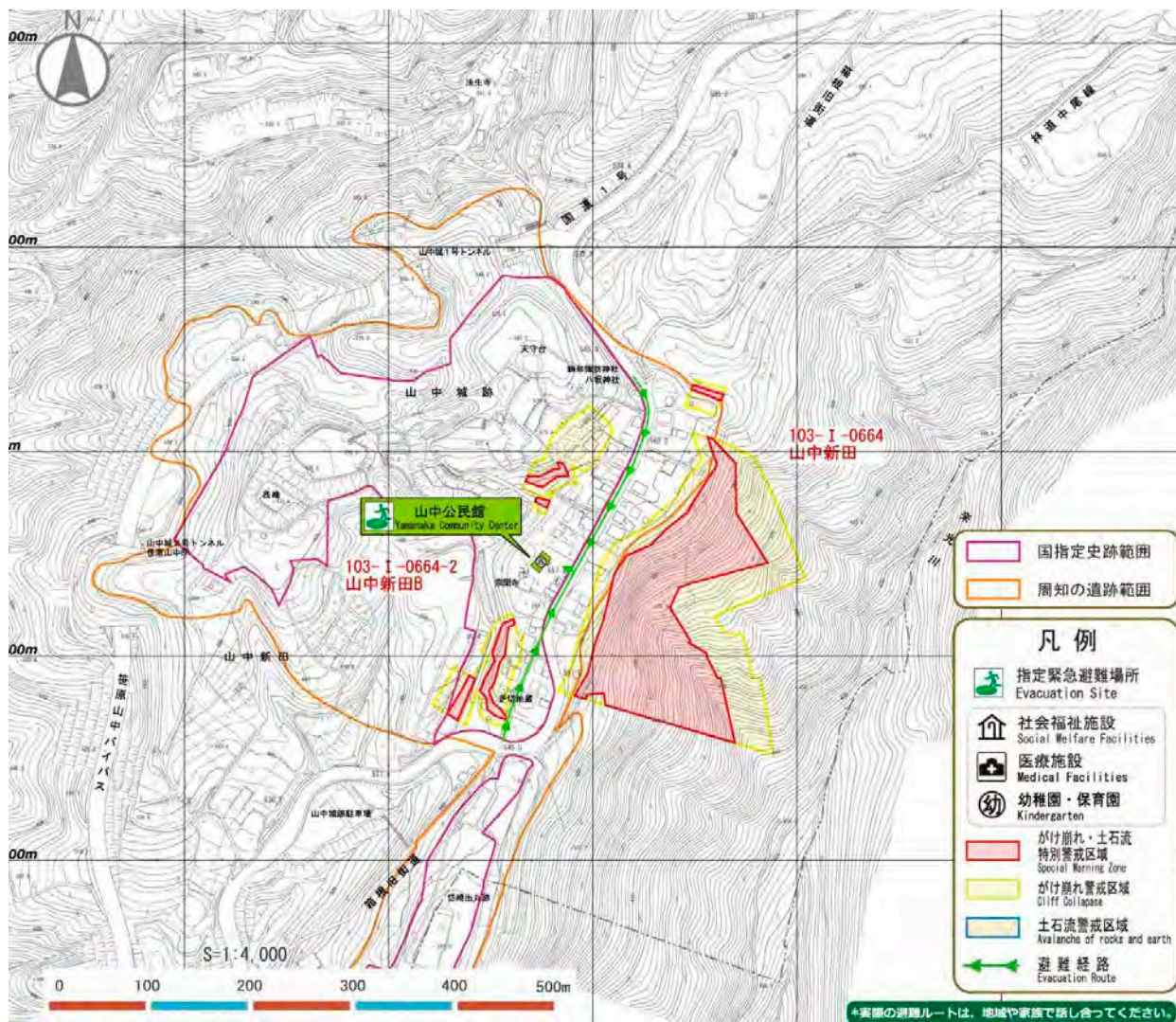


図 2-40 山中城跡周辺の土砂災害警戒区域、避難場所及び避難所
出典：三島市山中新田地区ハザードマップ（土砂災害ハザードマップ）

④景観法

【担当窓口：三島市計画まちづくり部都市計画課】

三島市の景観計画は、平成16年(2004)に制定された景観法に基づく計画として策定したものである。本市ではこれに先立ち平成12年(2000)に本市独自の景観条例を制定し、すでに「景観形成基本計画」を定めていたことから、これまでの条例による取り組みと、法による取り組みを合わせた「実施計画」となっていることが特徴である。(平成21年(2009)3月策定、平成31年(2019)4月変更)

本計画では、計画地周辺は「箱根西麓の環境共生ゾーン」に該当し、次のような景観形成方針が定められている。

「箱根西麓の環境共生ゾーン」の景観形成方針

斜面緑地や農地の緑とまち並みが共生する景観を保全、創出します。

富士山への眺望を保全し、これと調和した一団の農地景観を保全していきます。

各種施設の建設にあたっては、ゾーン内の主な眺望地点や幹線道路からの眺望（パノラマ景観）を妨げないように配慮し、また、森林、農地、集落地景観と調和するように配慮します。

施設等は、周囲の山並みや森林景観と調和するような形態、色彩等とし、高さは3～4階程度とするなど森林景観の中で突出した印象とならないようにします。

また、伝統的な屋敷やまち並み景観を重視し、これと調和する形態、色彩、素材等を取り入れることに努めます。

⑤三島市屋外広告物条例

【担当窓口：三島市計画まちづくり部都市計画課】

山中城跡周辺は国道1号沿線エリアに属することから、「第2種特別規制地域」に指定されており、規模や掲出方法の許可基準が厳しく設けられている。

表 2-7 屋外広告物条例に基づく規制内容

特別規制地域	「一般広告物」の設置が禁止されています	第1種特別規制地域	良好な住宅地が形成された地域や、一部の指定文化財の周辺など
		第2種特別規制地域	新幹線や国道1号、東駿河湾環状道路の沿線など
普通規制地域	原則として、すべての広告物の設置に許可が必要です	第1種普通規制地域	特別規制地域、第2種普通規制地域以外の全ての地域
		第2種普通規制地域	商業活動が活発な地域
屋外広告物誘導整備地区	「一般広告物」の設置が禁止されています	—	<ul style="list-style-type: none"> ・三嶋大社周辺地区 ・東駿河湾環状道路沿道地区

第3章 史跡の概要

1 指定に至る経緯

山中城は、戦国時代に小田原に本拠を置く北条氏が築城した国境警備の城、いわゆる「境目の城」である。豊臣秀吉による小田原攻めの序盤、天正18年(1590)3月29日に豊臣方の大軍に攻撃されると山中城守備軍は短時間で壊滅、城は落城し、以後廃城となった。

江戸時代になると、城内を通過していた街道は東海道として整備され、街道沿いにつくられた山中新田集落は大いににぎわった。しかし、集落の背後にある廃城後の山中城跡は荒れるに任せて笹竹に覆われる荒廃地となり、城の縄張りを研究する軍学者以外訪れる人はなかった。

明治・大正と時は過ぎ、昭和5年(1930)に転機が訪れる。地元山中新田に住む市川近太郎氏により、平板測量による実測図が作成された。この図を史跡指定申請書に添えて文部省に提出したところ、昭和9年(1934)1月、国の史跡として文部大臣から指定された。

昭和44年(1969)以降、山中城跡が文化庁の史跡調査事業の対象となったことや国道1号のバイパス道路建設計画案において予定道路敷内に山中城跡が含まれていたことを契機として、史跡の公有地化や発掘調査が行われることとなった。

昭和48年(1973)以降、調査団による発掘調査を開始し、昭和49年(1974)には「史跡山中城跡環境整備基本構想」を策定した。以降、平成5年(1993)までに18次の発掘調査と15期の環境整備事業が行われ、史跡山中城の保全を図る復元整備は完了した。その間の昭和53年(1978)には西ノ丸、西櫓等を取りまく帯曲輪の範囲が追加指定された。

2 指定の状況

(1) 指定告示、指定説明(当初)

昭和9年(1934)1月22日付け文部省告示第16号により「山中城址」は国の史跡(史蹟)に指定された。

昭和9年 文部省告示第16号

史蹟名勝天然記念物保存法第1条に依り左の通指定す

昭和9年1月22日

文部大臣 鳩山一郎

・名称 山中城址

・地名、地域

地名	地域
静岡県田方郡錦田村字山中	40番ノ1駒形諏訪両神社境内、40番ノ2、40番ノ3、41番ノ1、42番、48番ノ1、49番ノ1、54番ノ1、55番、56番ノ1、62番ノ1、63番、64番ノ1、69番ノ1、70番、71番ノ1、71番ノ2、72番ノ1、76番ノ1、77番、78番ノ2、85番ノ1、93番ノ1、94番ノ1宗閑寺境内、94番ノ2、94番ノ3、95番、96番ノ1、98番ノ1、99番ノ1、自102番至104番、自109番至112番、113番ノ1、114番ノ1、115番ノ1、118番ノ1、119番ノ1、120番
同 字下ノ澤	318番ノ1内実測1畝9歩、318番ノ2、318番ノ4内実測5段4畝23歩、320番ノ1内実測3段5畝2歩、320番ノ2内実測4畝14歩、320番ノ3内実測6畝29歩、322番ノ1、323番ノ1
同 字北條山	376番ノ1内実測1段10歩、382番ノ1内実測7段6畝4歩、383番内実測3段3畝2歩、384番ノ1、384番ノ2、自385番ノ1至385番ノ3、386番ノ1、386番ノ2、387番ノ1、387番ノ2、388番、390番、391番、394番内実測8段6畝26歩、395番内実測6段5畝28歩、396番内実測4畝15歩、397番ノ1内実測1段2畝2歩、397番ノ2内実測4畝18歩、398番ノ1、398番ノ2内実測1段8畝28歩
同 字腰巻	409番ノ1ノ1ノ1ノ1内実測1畝4歩、409番ノ1ノ1ノ1ノ3内実測2畝19歩、自410番ノ1至410番ノ3、自410番ノ6至410番ノ8、410番ノ1及410番ノ8地先並木敷地
同 字海老木	399番内実測4段5畝13歩
同 函南町字城山	1327番内実測8段6畝17歩

・指定面積 98,183.00 m²

・指定説明

小田原城西方防備ノ出城ニシテ天正十八年豊臣秀吉ノ軍ニ攻圍セラレ城将松田直長^{*1}等戦死シ城遂ニ陥リ以後廢城トナレリ字北條山ノ地域ニ本丸、二ノ丸、三ノ丸ヲ置キ岱崎ニ出丸ヲ設ク壘壕善ク存シ舊規見ルベキモノアリ三ノ丸ノ地ニアル宗閑寺ハ出丸ノ守将間宮康俊ノ女ガ亡父ノ菩提ヲ弔フ^{*2}爲建立セルモノナリ寺内城将以下小田原方戦死者ノ墓及西軍戦死者一柳直末ノ墓アリ

※1 山中城の城将で戦死したのは松田康長。直長は康長の子であり、小田原城落城後は関東を領した徳川家康に仕え、のち幕府旗本となった。

※2 弔フ、の誤記か

(ホームページ「文化遺産オンライン」より引用)

山中城は戦国時代に北条氏の小田原城の西方防備の出城として築城された。天正18年、豊臣秀吉の軍に攻圍され、城将松田康長らは戦死し、城はついに落城した。その後、山中城は廢城となった。字北条山の地域に本丸・二ノ丸・三ノ丸を配置し、^{だいさき}岱崎に出丸を設けている。壘壕（土塁や堀）がよく残っており、当時の築城技術を確認できる。三ノ丸の地にある宗閑寺は出丸の守将間宮康俊の息女が亡父の菩提を弔うために建立したものである。境内には城将以下北条氏方戦死者の墓及び豊臣軍戦死者一柳直末の墓がある。

(2) 指定告示、指定説明（追加）

昭和54年(1979)3月20日付け文部省告示第32号により史跡の追加指定を受けた。

昭和54年 文部省告示第32号

文化財保護法第69条第1項の規定により、史跡山中城跡に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和54年3月20日

文部大臣 内藤誉三郎

・所在地、地域

所在地	地 域
静岡県三島市山中新田字北条山	394番ノ11、396番、397番ノ1、398番ノ2
同 字海老ノ木	399番ノ1のうち実測6,105.36平方メートル、399番ノ5、399番ノ6、400番ノ10、404番ノ10、404番ノ11、404番ノ15
	右の地域内に介在する道路敷を含む。

一筆の土地のうち一部分のみについて指定するものについては、地域に関する実測図を静岡県教育委員会及び三島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

・追加指定の理由

山中城は小田原城に本拠を置いた北条氏が西方防備のために設けた支城である。発掘調査によって確認された西ノ丸・西郭等を取りまく帯郭を追加して指定する。

(文化庁通知より引用)

山中城は、小田原に本城を置いた後北条氏が西方防備のため16世紀中頃に築いた支城で、昭和9年(1934)1月22日に史跡に指定されたが、近年、現指定地周辺で、天正17年(1589)頃の増築時のものと思われる郭・土塁・堀などの遺構が確認されたので、これらを追加して指定することになった。

(ホームページ「文化遺産オンライン」より引用)

(3) 指定の範囲

史跡としての指定範囲は遺跡山中城跡（遺跡番号 243）、岱崎城跡（同 246）の一部であり、下図で示した範囲である。

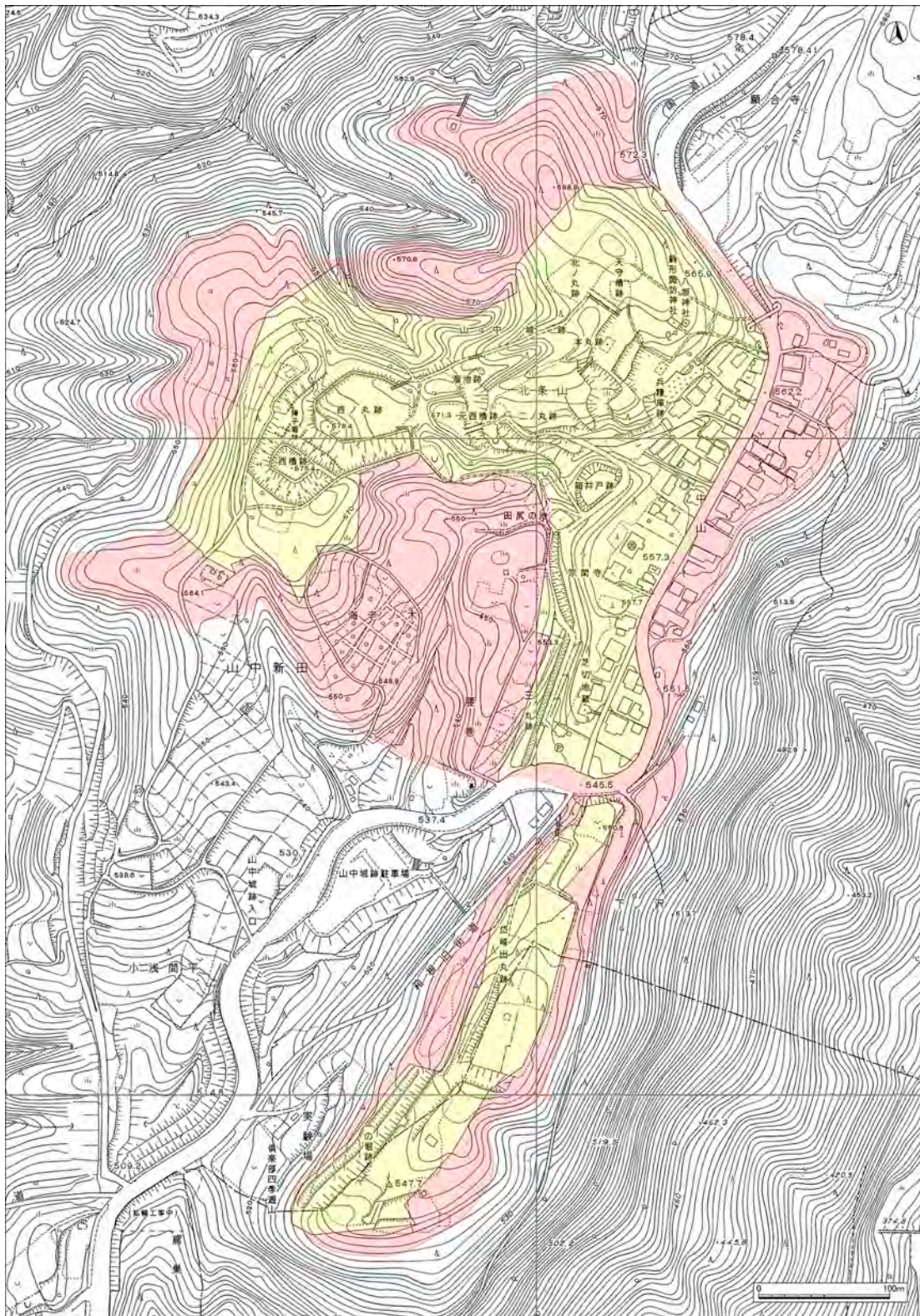


図 3-1 指定の範囲（黄色部分） 赤は周知の遺跡の範囲

3 指定地の状況

(1) 土地所有の状況

指定地の面積は昭和9年(1934)に指定された98,183.00㎡に、昭和53年(1978)3月20日付けで12筆19,673.91㎡が追加指定を受け、117,856.91㎡となった。土地の公有化の経過は以下の通りである。

表 3-1 土地の公有地化の経過

年 度	区 別	面 積
昭和 47 年度	買収	11,998.64㎡
昭和 48 年度	買収	12,715.06㎡
昭和 49 年度	買収	12,615.70㎡
昭和 50 年度	買収	9,809.14㎡
昭和 51 年度	買収	7,565.53㎡
昭和 53 年度	買収	14,299.86㎡
昭和 60 年度	買収	5,285.00㎡
昭和 61 年度	買収	9,251.57㎡
計		83,540.50㎡

買収面積は83,540.50㎡であり、指定地の面積117,856.91㎡に対する公有化率は71%となっている。この他、指定地外23,959.10㎡が買収されており、合わせて107,499.60㎡が公有地となっている。現在の土地所有区分は、以下のとおりである。

表 3-2 史跡の土地所有区分

史跡指定面積	117,856.91㎡
三島市有地	83,540.50㎡
寺社有地・民有地	34,316.41㎡

※当時の測量に基づくものであり、実際の面積と異なる部分がある。

また、市有地の分布を地番図、公図をもとに図に示した。ただし、三島市内分（三島市より取得）と函南町内分（登記情報より取得）が市町境界で完全に接合できなかったため両者を分けて示した。

(2) 管理団体の指定

史跡の管理団体として、昭和9年(1934)4月25日付けにて三島市が指定されている。

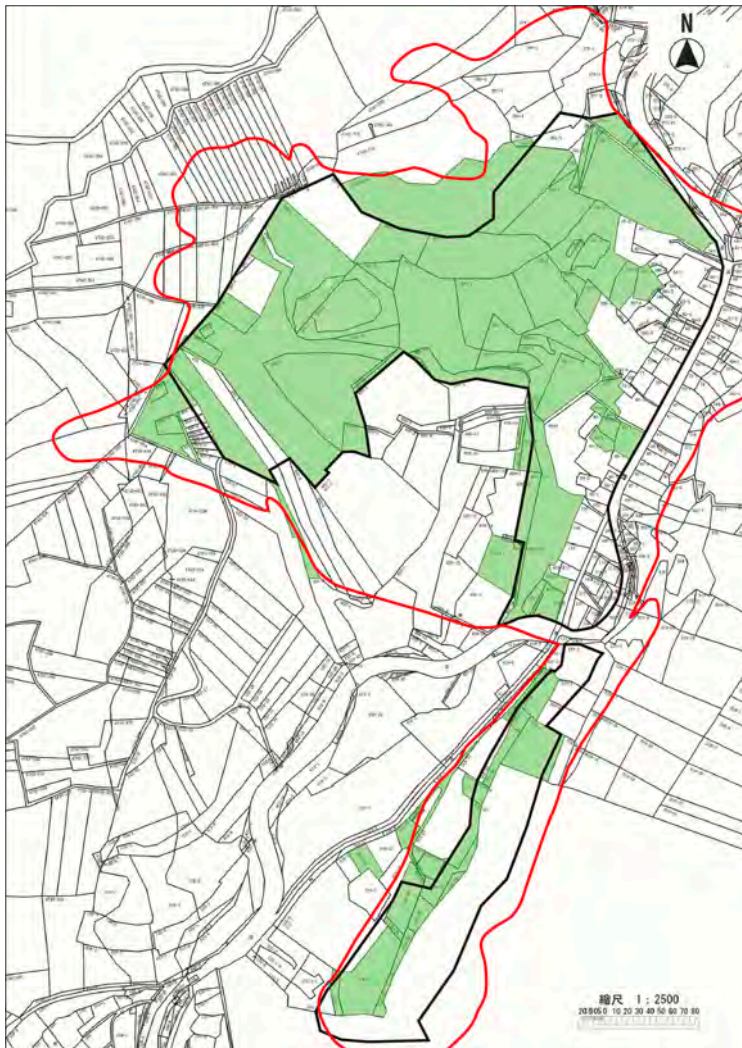


図 3-2 市有地の範囲（三島市内分）

緑：市有地 黒太線：指定の範囲 赤太線：遺跡の範囲

※旧土地台帳付属地図を基にしているため、各筆の位置、指定地・遺跡の範囲の境界等については正確ではない場合がある。



図 3-3 市有地の範囲（函南町内分）

緑：市有地
黒太線：指定の範囲
赤太線：遺跡の範囲

※旧土地台帳付属地図を基にしているため、位置、指定地・遺跡の範囲の境界等については正確ではない場合がある。

4 指定後現在に至る経緯

(1) 現在に至る経緯の概要

昭和48年(1973)の発掘調査開始後、平成5年(1993)までに18次の発掘調査と15期の環境整備事業が行われ、史跡山中城跡の保全を図る復元整備は完了した。この間の昭和56年(1981)には三島市制40周年を記念し史跡公園として一般公開された。また、発掘調査の進展に伴い、昭和59年(1984)に『史跡山中城跡』、平成6年(1994)に『史跡山中城跡II』と二度にわたり報告書を刊行している。

さらに、平成18年(2006)には日本100名城に選定され、平成30年(2018)に日本遺産の認定を受けた「箱根八里」では構成文化財の一つに位置付けられた。このような経緯もあり、観光客など多くの人々が訪れるようになっている。

ところが、一般公開から20年が経過する頃になると堀が崩れるなど経年劣化が進み、各所で再整備の必要が出てきた。そこで、平成24年(2012)から平成30年(2018)までの7ヶ年計画で12地点の再整備を行った。

また、令和元年(2019)の台風19号や令和3年(2022)7月の長雨では堀法面^{のりめん}の崩落や崩落した土砂が田尻の池へ流入する被害が発生した。そこで、排水路の設置をはじめとした新たな対策を取り入れることを考慮し、復旧工事を進めているところである。

表3-3 史跡山中城跡の現在に至る経緯

天正18年(1590)	3月29日、豊臣秀吉の軍勢に攻撃され、山中城は半日で落城。以後、廃城となる。
元和年間(1615～24)	山中城三ノ丸付近に山中新田が立村される。
昭和5年(1930)	山中新田の市川近太郎氏により、平板測量による実測図が作成される。この図を史跡指定申請書に添えて文部省に提出する。
昭和9年(1934)	1月、国の史跡として指定される。
昭和44年(1969)	文化庁の史跡調査事業の中で、中世山城の検討が全国的に始まり、調査対象となる。8月、史跡山中城跡環境整備に伴う土地公有化をめざした買上げ計画と環境整備計画のための諸資料を文化庁に提出した。
昭和45年(1970)	建設省から国道1号沿いの五ヶ新田を迂回するバイパス道路建設計画案を提示された。それを受けて静岡県教育委員会は、予定道路敷内に史跡山中城跡をはじめ、旧石器時代から縄文、古墳時代に至る埋蔵文化財包蔵地が周知の遺跡として多数分布していることを建設省に報告し、同案の再検討を要請するとともに、特に史跡山中城跡の保護対策検討を三島市に依頼した。
昭和46年(1971)	緊急課題である山中城内のバイパス道路通過案変更対策のため、現地視察および環境整備計画について協議した。 その後、文化庁・県・市の三者で環境整備のための基本方針を策定し、三島市案として文化庁へ提出した。
昭和47年(1972)	三島市同上案を三島市文化財保護審議委員会に諮問し、答申に基づき三島市史跡山中城調査専門委員会を編成発足させる。同会は直ちに活動を開始し、基本資料を収集するとともに全国の著名な史跡地等の研修視察を重ねた。 9月から用地測量調査を開始し、10月30日完了。100分の1および500分の1の山中城全域図ができる。 11月に土地買い上げ事業に着手する。公有化された区域から順次発掘調査を開始し、発掘調査の成果をふまえて部分的に環境整備事業を開始することを決定した。

昭和48年(1973)	1月に山中城調査専門委員会・三島市文化財保護審議委員会は、史跡山中城発掘調査団を編成した。 4月以降、山中城発掘調査事前調査および諸準備に着手した。
昭和48年～平成4年(1973～92)	第1次～18次発掘調査 各曲輪、堀、土塁等の発掘調査を実施
昭和49年(1974)	「史跡山中城跡環境整備基本構想」を策定
昭和49～平成5年(1974～93)	第1期～第15期環境整備事業 各曲輪、堀、土塁等の復元整備等を実施し、報告書を作成
昭和53年(1978)	国指定史跡に追加指定される。
昭和56年(1981)	市制40周年を記念し、史跡公園として一般公開される。
昭和59年(1984)	報告書『史跡山中城跡』刊行
平成6年(1994)	報告書『史跡山中城跡II』刊行
平成18年(2006)	日本100名城に選定される。
平成24～30年(2012～18)	再整備事業の実施 経年劣化した箇所12地点の再整備を行う。
平成30年(2018)	「箱根八里」が日本遺産に認定される。 山中城跡は構成文化財の一つとなる。
令和元年(2019)	台風19号により、史跡内8か所で被災(7か所で堀法面の崩落、池1か所に土砂が流入)。翌年より復旧工事を開始する。
令和3年(2021)	6月末から7月初めにかけての長雨で、令和元年の被災箇所が再度被災。現在まで、復旧事業を進めている。

(2) 発掘調査の履歴

昭和48年(1973)に史跡山中城発掘調査団が編成されて以降、平成4年(1992)までに18次にわたる発掘調査が行われた。発掘調査の内容は次のとおりである。

表3-4 発掘調査の履歴

昭和48年(1973)	第1次発掘調査	西櫓跡・西ノ丸跡・元西櫓跡・溜池跡(水曲輪跡)・西櫓堀跡
昭和49年(1974)	第2次発掘調査	西櫓跡・西櫓堀跡・西ノ丸跡・西ノ丸堀跡
昭和50年(1975)	第3次発掘調査	西櫓堀跡(4・7・8区画)・西ノ丸物見台跡・西ノ丸土橋跡・西ノ丸跡(南区画)
昭和51年(1976)	第4次発掘調査	西櫓堀跡(3・9・10区画)・西ノ丸跡(北区画)・物見台跡・土塁跡・搦手口跡・西ノ丸堀跡(6区画)
昭和52年(1977)	第5次発掘調査	本丸跡・兵糧庫跡・北ノ丸跡(西側半区画)・本丸堀架橋跡・箱井戸跡
昭和53年(1978)	第6次発掘調査	天守台跡・兵糧庫跡・田尻の池跡・三ノ丸堀跡・岱崎出丸跡(御馬場曲輪)
昭和54年(1979)	第7次発掘調査	岱崎出丸跡全域(A～E地区)
昭和55年(1980)	第8次発掘調査	西櫓西側腰曲輪跡および西斜面
昭和56年(1981)	第9次発掘調査	岱崎出丸跡(一ノ堀第2区画および一ノ堀内畝)

昭和 57 年(1982)	第 10 次発掘調査	外堀跡・堀内道周辺
昭和 62 年(1987)	第 11 次発掘調査	二ノ丸（北条丸）および西堀（架橋跡・畝堀）
昭和 63 年(1988)	第 12 次発掘調査	本丸西堀および二ノ丸西堀・二ノ丸進入路
平成元年(1989)	第 13 次発掘調査	本丸から二ノ丸への虎口・二ノ丸進入路
平成 2 年(1990)	第 14 次発掘調査	三ノ丸敷地内（山中区公民館建設に伴う現状変更）
	第 15 次発掘調査	箱井戸に連続する堀の調査（個人住宅建設に伴う現状変更）
平成 3 年(1991)	第 16 次発掘調査	二ノ丸門・排水溝・土坑
平成 4 年(1992)	第 17 次発掘調査	北ノ丸曲輪・門跡・搦手道・本丸東堀の畝確認
	第 18 次発掘調査	三ノ丸宗関寺庫裡改修工事に伴う現状変更（先土器時代～近代まで）

発掘の成果は「発掘調査整備事業概報」I～IX（昭和 49 年～平成 5 年(1974～1993)）と報告書『史跡山中城跡』（昭和 59 年(1984)）、『史跡山中城跡 II』（平成 6 年(1994)）により公表されている。

（3）整備事業の履歴

昭和 49 年(1974)に策定した「史跡山中城跡環境整備基本構想」では、基本理念の中で山中城跡の将来像を「史跡、自然、観光の三者融合の姿」として求めている。それは第一に史跡公園として、第二にすぐれた景観や自然を保護する自然公園として、第三に史跡観光地として、である。このような基本理念のもと、下記のような整備方針が決定した。

史跡指定地及び周辺の整備方針

- 1) 整備前の整備地域の発掘調査を実施し、調査結果による遺構、および今後発掘される可能性がある遺構を史跡公園にふさわしく復原整備することを第一義とする。
- 2) 史跡全域が回遊でき、山城の規模、構造が把握できるようにすること。したがって当面する課題は各曲輪間の通路、および出入口、並びに堀との関連性を考慮した上で部分的な通路を設定し、順次延長し全域回遊路を決定する。
- 3) 史跡公園としての中枢部をつぎの各所に設定する。(ア) 西の丸見張台、(イ) 本丸、(ウ) 出丸、上記三者完成後は、西木戸口付近に資料館および管理棟を建設し、全域の中枢とする。
- 4) 環境整備事業の段階的計画を次のように設定する。
 - 第 1 次 西櫓、西木戸、西櫓堀
 - 第 2 次 西櫓堀、無名曲輪
 - 第 3 次 西櫓堀、西の丸堀、西の丸、無名曲輪、通路
 - 第 4 次 本丸、北の丸（西半分）、箱井戸、西の丸堀（全域）、通路
 - 第 5 次 北の丸（東半分）、天守櫓、兵糧庫、出丸（一部）
 - 第 6 次 出丸全域、駐車場
 - 第 7 次 全回遊路、諸施設
 - 第 8 次 資料館（戦国博物館）および管理棟
- 5) 山城構築上、その生命とされる土塁と堀については、特に留意しつつ復原整備に努める。また各曲輪内については、建物遺構を尊重しつつ、常緑低木や草本の地被植栽で緑化し、自然景観と同化させる。

- 6) 山城の性格上その復原整備にあたっては、砂敷、石敷、三和土、セメント、プラスチック処理等は極力さけ、大地の感触を全域に遺存させる。
- 7) 未発掘地域および未解決箇所については、地被植栽等で遺構地を明示し、今後の検討課題とし永久構築物は避ける。
- 8) 本城への入り口は、東は本丸口、中央は箱井戸口、西は西木戸口の3か所とし、更に国道一号を越えて出丸口1か所を設け、計4か所とする。また各入口付近には、駐車場を確保し、降車後は全て徒歩による回遊が望ましいので、回遊に更なる安全柵をめぐらし誘導させる。
- 9) 指定地域内の電話、電灯線は地下埋設とし、民家の屋根等は植栽により可能な限り視界から隠ぺいする。また、水道、トイレ、休憩用腰掛等は適切な場所に設置し、周囲の景観と調和したつくりと色調にする。
- 10) 自然の保護を前提としなければ、史跡の保護はあり得ないとする基本理念に基づいて特色ある箱根の植生群を逐年造園拡大していく。日照、風向、遺構遺存度等から特に出丸が注目されてよい。
- 11) 自然を保護しつつ、自然空間、すなわち戶外生活の場を訪者に提供することも重要である。せまい日常の戸内生活から解放され、大自然の懐にいだかれる時、人間は自然と密接不可分なことを知るであろう。そのためにも広域な自然空間の場を提供したい。それには、2,510㎡の西の丸が最適地である。
- 12) 史跡観光地としての理念は前述したが、特に訪者に歴史への興味を生み出すようなレクリエーションの場を与えることは大切である。しかし、観光施設への活用の許容限界については十分留意する必要がある。

いくつかの批判はあるにせよ、安易に観光本位になってはいけない。訪者をして受動的欲求のみを満足させる観光地と、能動的に自己啓発に資する史跡観光とは明白な一線を画する必要がある。このことにより次元の高い観光史跡山中城の本来の姿があるからである。

以後、平成4年(1992)までのおよそ20年間に発掘調査と並行して第15期までの環境整備事業が行われた。これにより史跡山中城跡の保全を図る復元整備は完了した。環境整備事業の内容は下記のとおりである。

表 3-5 環境整備事業の履歴

昭和49年(1974)	第1期環境整備	西櫓・西木戸口・西櫓堀(5・6区画)
昭和50年(1975)	第2期環境整備	西櫓堀(4・7・8区画)・西木戸口
昭和51年(1976)	第3期環境整備	元西櫓・西ノ丸全域・同物見台・西櫓堀(3・9区画)・西ノ丸障子堀(6区画)・回遊路
昭和52年(1977)	第4期環境整備	本丸・本丸堀・箱井戸・溜池(貯水池)・北ノ丸西半・西ノ丸堀全域・西櫓堀(1・2区画)・回遊路
昭和53年(1978)	第5期環境整備	天守台・兵糧庫・田尻の池・三ノ丸堀・南櫓・岱崎出丸御馬場・回遊路・休憩所
昭和54年(1979)	第6期環境整備	岱崎出丸・休憩所ならびに回遊路
昭和55年(1980)	第7期環境整備	西ノ丸北側平坦部・休憩所
昭和56年(1981)	第8期環境整備	岱崎出丸第1号堀
昭和57年(1982)	第9期環境整備	西ノ丸北斜面伐開・三ノ丸武将の墓周辺

昭和 58 年(1983)	第 10 期環境整備	西ノ丸北斜面伐開・環境整備事業に伴う発掘調査報告書の作成
昭和 59 年(1984)	第 11 期環境整備	西ノ丸北斜面伐開・環境整備事業に伴う発掘調査報告書の作成
昭和 63 年(1988)		(二ノ丸(北条丸) 全域測量・設計委託)
平成元年(1989)	第 12 期環境整備	本丸西堀・架橋・二ノ丸(北条丸) 全域の土塁・物見台
平成 2 年(1990)	第 13 期環境整備	二ノ丸(北条丸) の曲輪・土塁・二ノ丸西堀同架橋
平成 3 年(1991)	第 14 期環境整備	二ノ丸(北条丸) への進入路・箱井戸
平成 4 年(1992)	第 15 期環境整備	北ノ丸曲輪東半分・同帯曲輪回遊路・本丸東堀
平成 5 年(1993)		(環境整備事業に伴う発掘調査報告書の作成)

・整備事業のようす



図 3-4 整備の過程 (土盛り)



図 3-5 整備の過程 (土盛り)



図 3-6 整備の過程 (土盛り)



図 3-7 整備の過程 (芝張り)



図 3-8 整備の過程（芝張り）



図 3-9 整備の過程（芝張り）



図 3-10 兵糧庫発掘



図 3-11 兵糧庫 礎石復元

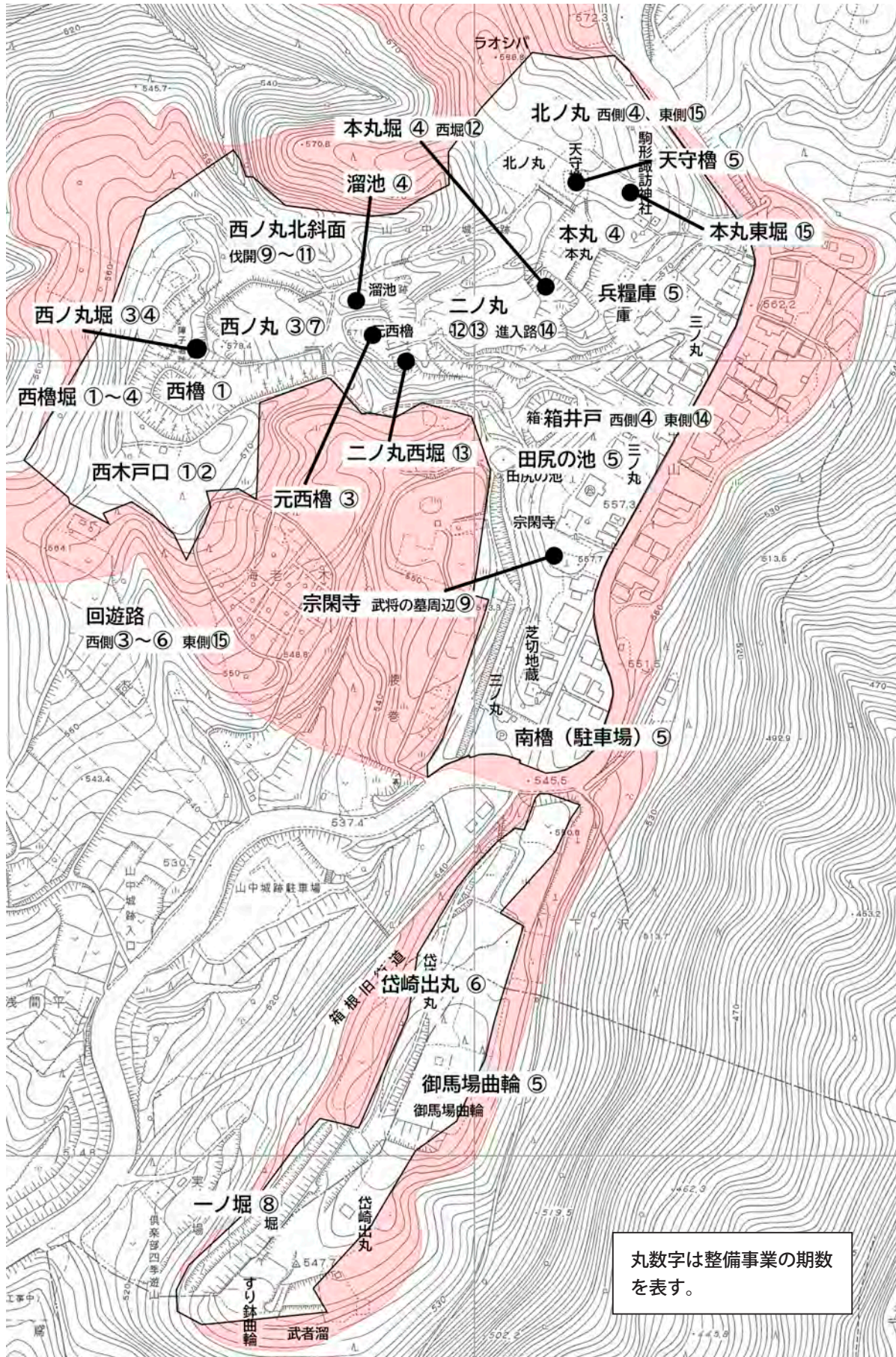


図 3-12 環境整備事業の履歴

昭和56年(1981)に史跡公園として公開されて以降多くの来訪者が訪れるようになったこともあり、公開から20年が経過する頃には堀が崩れるなど経年劣化が進み、各所で再整備の必要が出てきた。そこで、平成18年(2006)に「史跡山中城跡整備計画策定懇話会」を設置し、平成20年(2008)には再整備計画についての最終答申を受けた。この答申を基本計画として平成24～30年度(2012～18)の7か年計画で12地点の再整備を行った。再整備過程は以下のとおりである。

表3-6 再整備計画による整備の過程

年度	業務	再整備内容	概要
平成24年度 (2012)	発掘調査・測量設計	発掘調査	再整備範囲12地点の現況把握のための確認調査である。表土から遺構面までの深度データ取得を目的に、市教育委員会が32人工で実施した
		再整備検討委員会	調査データをもとに2回の検討委員会を開催し、測量設計業務に反映した
		調査測量設計業務	再整備範囲の現況測量(18,700㎡)と修復の設計業務を行い、実施設計を組んだ
平成25年度 (2013)	第Ⅰ期工事	西ノ丸物見台・土塁	植栽によって崩落した土塁と自然崩落した物見台法面の再整備
		元西櫓土塁	植栽によって崩落した土塁の再整備
		二ノ丸西堀	日照障害により崩落した堀法面及び畝の再整備
		再整備検討委員会	再整備工事の実施内容について検討委員会を2回開催
平成26年度 (2014)	第Ⅱ期工事	西櫓土塁等	植栽によって崩落した土塁及び掘立柱建物跡の再整備
		元西櫓土塁	植栽によって崩落した土塁の再整備 (平成25年度未着工分)
		二ノ丸西堀	日照障害により崩落した堀法面及び畝の再整備 (平成25年度未着工分)
		二ノ丸西堀橋	橋脚台及び欄干部の再擬木化、橋板は木材を使用して補強・再整備
		再整備検討委員会	再整備工事の実施内容について検討委員会を1回開催
平成27年度 (2015)	第Ⅲ期工事	本丸西堀橋	橋脚台及び欄干部の再擬木化、橋板は木材を使用して補強・再整備
		本丸西堀土塁	日照障害により崩落した土塁の一部の再整備
		兵糧庫休憩所	あずまの柱取替え・床張替え、兵糧庫から駒形・諏訪神社への排水施設の再整備
		北ノ丸土塁	高木による日照障害により崩落した土塁の再整備
		再整備検討委員会	再整備工事の実施内容について検討委員会を1回開催
平成28年度 (2016)	第Ⅳ期工事	二ノ丸虎口土塁	植栽によって崩落した土塁の再整備
		本丸西堀	日照障害により崩落した堀法面・犬走り・畝の再整備
		兵糧庫休憩所	兵糧庫からの排水施設の国道接続部分の工事
		再整備検討委員会	再整備工事の実施内容について検討委員会を2回開催した
平成29年度 (2017)	第Ⅴ期工事	岱崎出丸一ノ堀	日照障害により崩落した堀法面及び畝の再整備。延長142mのうち89.5mについて実施
		再整備検討委員会	再整備工事の実施内容について検討委員会を2回開催
平成30年度 (2018)	第Ⅵ期工事	御馬場曲輪南堀	高木により日照障害により崩落した堀法面及び畝の再整備
		岱崎出丸一ノ堀	日照障害により崩落した堀法面及び畝の再整備 (平成29年度分未着工分)
		再整備検討委員会	再整備工事の実施について検討委員会を2回開催

・再整備事業のようす



図 3-13 元西櫓 再整備前



図 3-14 元西櫓 再整備中



図 3-15 西ノ丸土塁 再整備前



図 3-16 西ノ丸土塁 再整備後



図 3-17 西櫓建物跡表示 再整備前



図 3-18 西櫓建物跡表示 再整備後



図 3-19 二ノ丸西堀 再整備前



図 3-20 二ノ丸西堀 再整備中



図 3-21 兵糧庫休憩所 再整備前



図 3-22 兵糧庫休憩所 再整備後



図 3-23 本丸土塁 再整備前



図 3-24 本丸土塁 再整備後



図 3-25 岱崎出丸一ノ堀 再整備前



図 3-26 岱崎出丸一ノ堀 再整備前



図 3-27 岱崎出丸一ノ堀 再整備後



図 3-28 岱崎出丸一ノ堀 再整備後



図 3-29 本丸西堀 再整備後



図 3-30 再整備中



図 3-31 再整備後

令和元年度(2019)には将来の追加指定を視野に入れた準備として山中城三ノ丸を中心とした未指定のエリア 29,000㎡について、UAV（無人航空機）等を用いた測量を行っている。

また、令和元年(2019)の台風 19 号や令和 3 年(2021) 7 月の長雨により堀法面の崩落や崩落した土砂の田尻の池への流入が起きており、排水路の設置など新たな対策を採り入れることを考慮し、復旧工事を進めているところである。

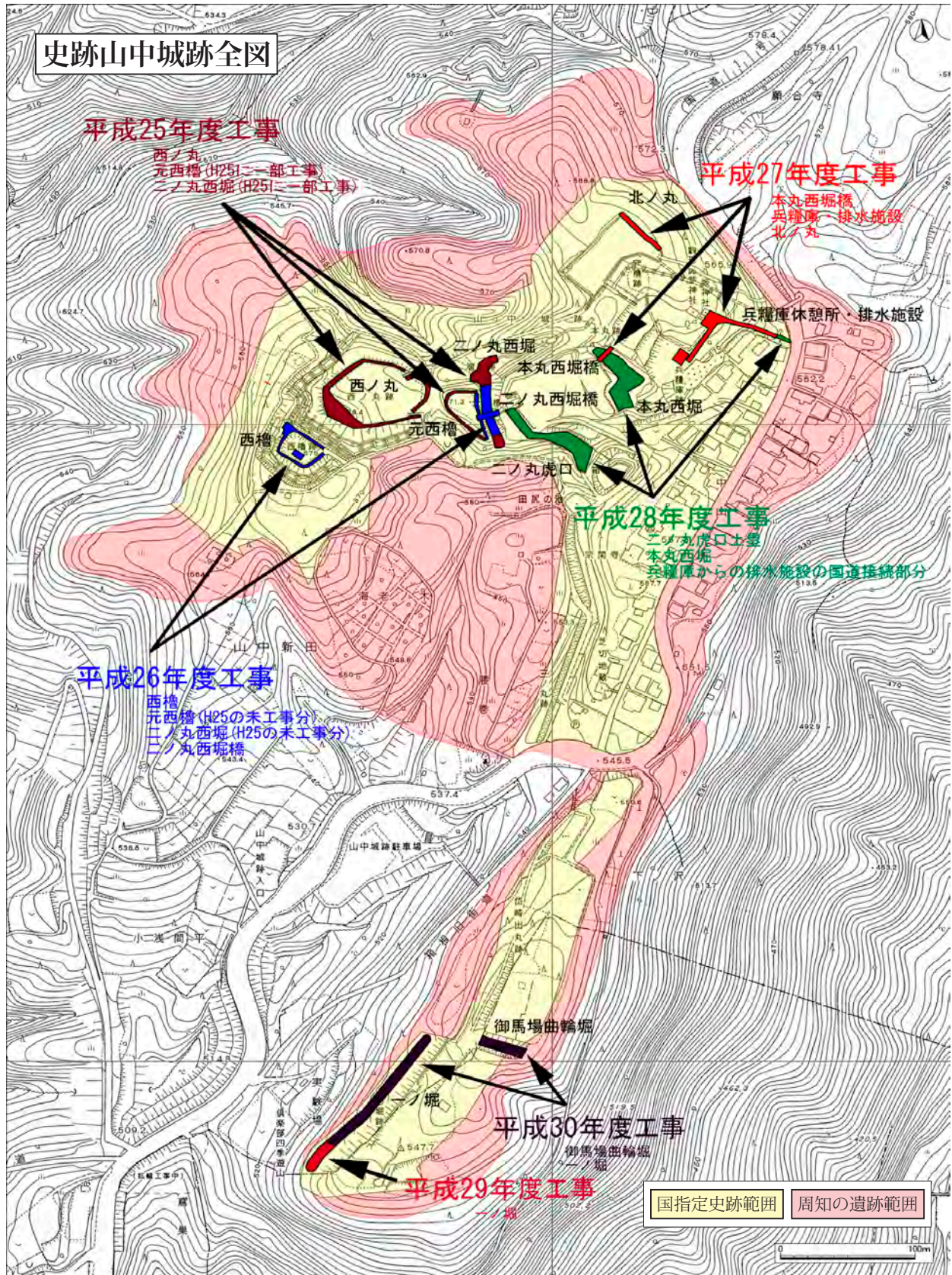


図 3-32 再整備実施箇所

5 山中城跡の概要

(1) 北条氏による築城

山中城は戦国時代末期の山城であり、小田原に本拠を置いた北条氏が築城した国境警備の城、いわゆる「境目の城」である。豊臣秀吉による小田原攻めの序盤、天正18年(1590)3月29日に豊臣方の大軍に攻撃されると山中城守備軍は短時間で壊滅、城は落城し、以後廃城となった。

北条氏康のとき、俗に「箱根十城」と称される城砦群を箱根連山の内外に築城、配置しその要となる根城を鷹之巣と山中の2か所に築いたといわれるが、その詳細は定かではない。山中城は小田原城西方防御の拠点の城として、あるいは小田原と韮山・足柄などの支城群を連携する繋ぎの城として、さらには甲斐・駿河侵攻の兵站基地として築城されたものと考えられている。また、箱根路を城内に取り込んでいることから、関所的な機能をも有していたと理解される。

山中城の築城年代は永禄12年(1569)7月2日付け『信玄書状写』に武田軍の山中城、韮山城攻撃の事が見えることから、駿河・甲斐・相模の「三国同盟」が崩壊し、軍事的緊張が高まる永禄10年(1567)以前とされる。また、出土した陶磁器の大部分は瀬戸・美濃産で大窯Ⅱ期の後半以降の製品であることから、築城年代の上限は16世紀半ばの天文年間(1532～55)頃までさかのぼる可能性がある。この時期には北条氏と今川氏との間で第一次・第二次河東一乱^{かとういちらん}が発生している。河東一乱とは、武田氏と同盟を組んだ今川氏が北条氏と対立し、十数年にわたって駿河国の富士川以東の地域で断続的に行われた戦いであり、このような状況が山中城築城の契機となった可能性もある。山中城は豊臣秀吉に対するために天正年間(1573～92)に大規模な改修が行われるが、その前身的な城が16世紀中ごろ、天文(1532～55)から永禄年間(1558～70)頃に築城されたと考えられる。

その後元龜2年(1571)、いわゆる「相甲一和」が成立し、山中城の戦略的意義は薄らいだ。しかし、豊臣秀吉が天正15年(1587)までに九州の平定を終えると、北条氏との間で対立が表面化していく。北条氏は天正15年(1587)頃から伊豆・相模地域に「北条家人足催促朱印状」を発給し農民を徴集、山中城の大修築工事を開始したことが知られている。

天正17年(1589)には城の南西に位置する岱崎の地を出丸として城内に取り込み、城郭の大規模な増強を図ったが戦いには間に合わず、天正18年(1590)3月29日の開戦を迎えた。その激しい攻防の様子は、中村一氏の配下で一番乗りを果たしたとされる渡辺勘兵衛が『渡辺水庵覚書』にて記している。豊臣秀次以下、約3万5千人に達する圧倒的な攻撃力を有する豊臣軍の前に、城将松田康長、副将間宮康俊はじめ約4千人の山中城守備軍は短時間で壊滅、城は落城し、以後廃城となった。現在山中城跡で見ることができる遺構は天正15年(1587)頃から大規模な改修が行われ、天正18年(1590)3月に落城したときの姿である。

江戸時代になると、城内を通っていた街道は東海道として整備され、街道沿いにつくられた山中新田集落は大いににぎわい、その様子は享和2年(1802)に刊行された十辺舎一九の『東海道中膝栗毛』にも描かれている。しかし、集落の背後にある廃城後の山中城跡は荒れるに任せて笹竹に覆われる荒廃地となり、城の縄張りを研究する軍学者以外訪れる人はなくなった。

(2) 位置と地形

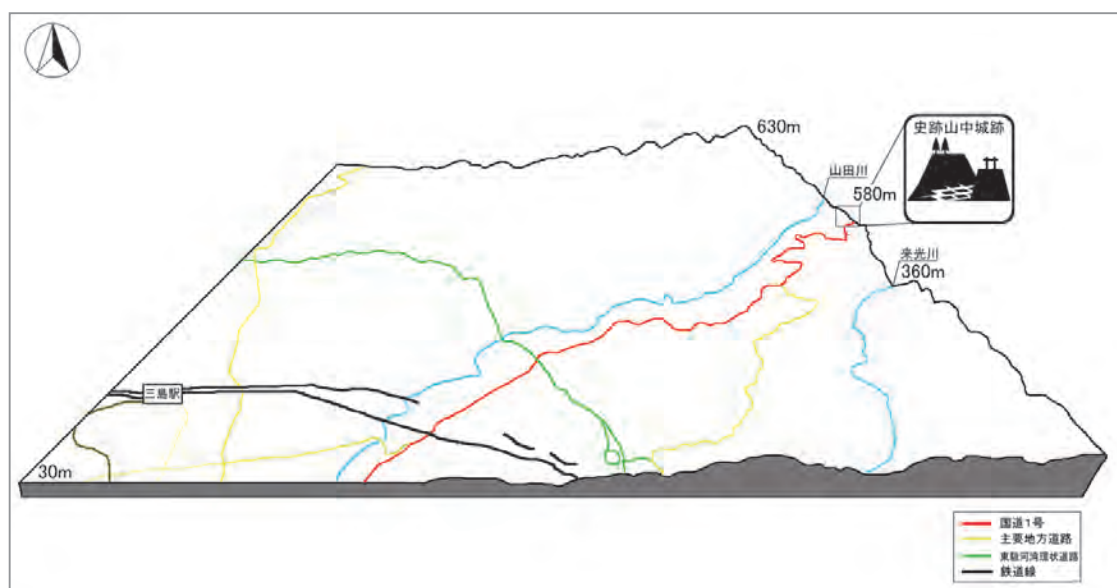


図 3-33 史跡山中城跡の位置

・位置

史跡山中城跡は、箱根山西麓の静岡県三島市山中字北条山、および田方郡函南町桑原字城山の領域にわたって所在する。JR 三島駅からほぼ 12km、小田原城から約 23km、箱根山の中腹、標高約 580m の地に城跡はある。

・地形

箱根山西麓の多くの谷の中でも極めて深い谷であり、史跡山中城西方も山麓に向かって急傾斜をみせる自然要害の地に位置している。南岸は来光川の谷に向かって急傾斜し遺跡地との比高は約 300m である。北岸は山田川の谷頭まで、その比高は約 200m である。

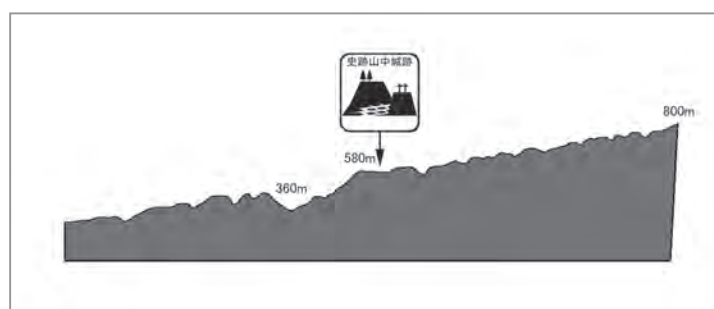


図 3-34 史跡山中城跡の位置

眺望という点からみても、遠望のきかない箱根峠を下って山中城の尾根にさしかかると、にわかには視界は開けて、はるか駿河湾までも一望できる。

・交通路

箱根旧街道・玉沢上道・韮山に通じる韮山道等、当時の主要街道を城郭区域内に入れ、今日平安・鎌倉古道と呼んでいる旧道も、北西の谷を隔てた元山中集落のある尾根筋を通る。交通の要地をおさえ、展望の広さにおいても箱根山中で群を抜き、近辺の城との連絡も取り易く、位置、地形共に西南方への防御の拠点として有利な場所であったと思われる。

・史跡の範囲

東西方向の尾根は北条氏の障子堀といわれる独特の堀によって分断され多くの曲輪を設けている。山中城の曲輪はどれも、この障子堀によって四周を防御されていることに大きな特色がある。史跡指定地は約12万㎡であるが、山中城の面積は約20万㎡と推定されている。

(3) 発掘調査の成果

山中城について、これまで行われた発掘調査で明らかになった遺構、遺物は下記のとおりである。

①縄張り

山中城は放射状に分岐した3本の尾根を利用して築城されている。主尾根の中央に本丸を置き、これを中心として、北尾根に北ノ丸、ラオシバ、西尾根に二ノ丸、元西櫓、西ノ丸と曲輪を連ね、南西尾根に三ノ丸、南櫓、岱崎出丸を配置しており、全体としては南西方向に開いたU字状の連郭式城郭としている。その曲輪は、尾根の障子堀と呼ばれる北条氏がよく用いた手法による堀によって掘り切り、独立性の高いものとなっている。尾根の側縁には横堀と帯郭を配置して、二重の攻防ラインを構築しており、城郭の最先端部には西櫓と呼ぶ角馬出が設置されている。各曲輪等の概要を以下に示す。

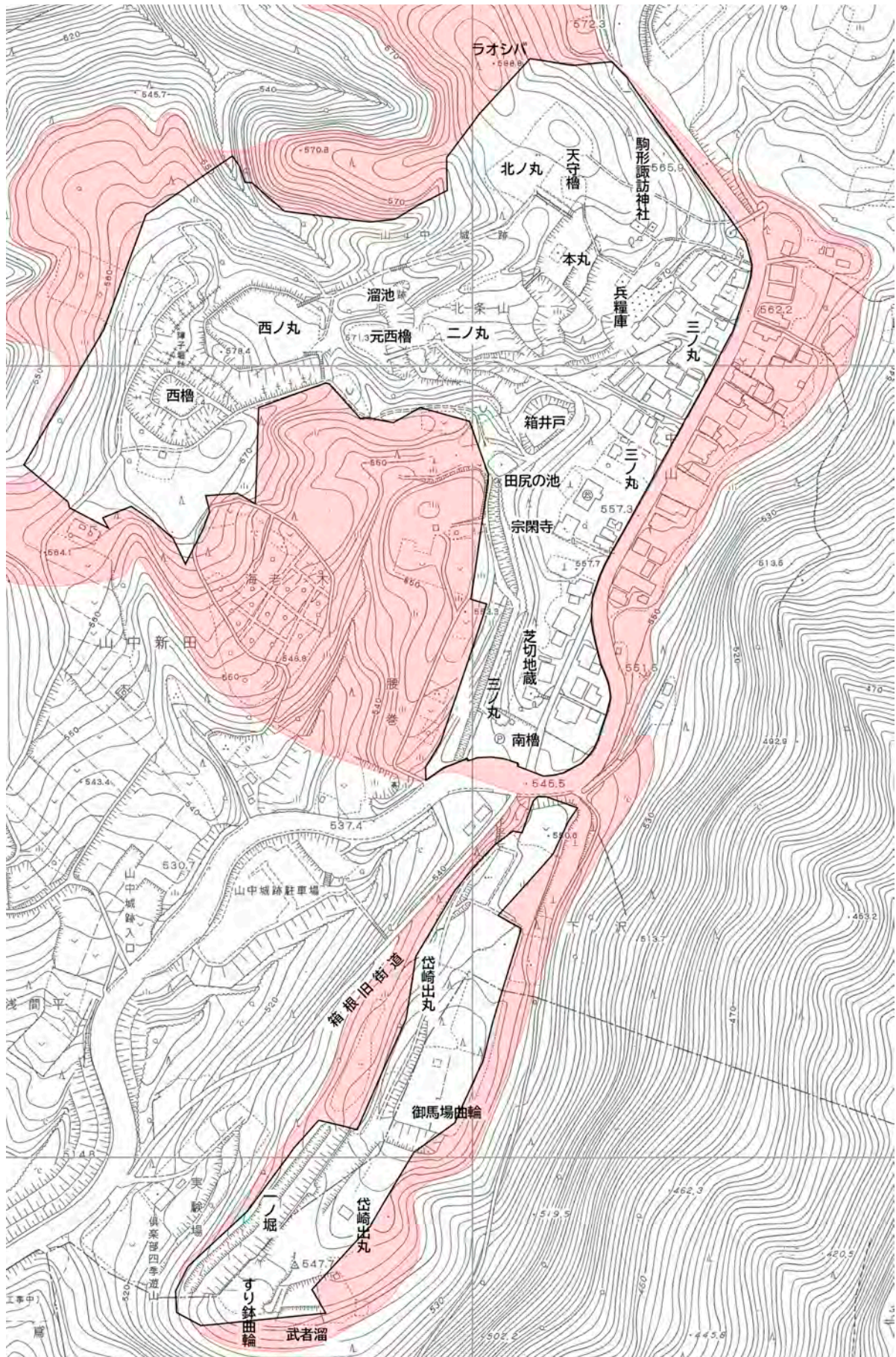


図 3-35 山中城跡の各曲輪等の配置と名称

表 3-7 各曲輪等の概要

名称	概要
本丸	二段に造成されており、古絵図では上段に広間があったという。「矢立の杉」と呼ばれる市指定天然記念物のスギがある。二ノ丸、北ノ丸と橋で繋がっている。 出土遺物 陶磁器片、石つぶて、草摺、小札、古銭、大筒の玉、鉄砲玉 等
天守台	本丸東北隅に櫓台跡があり、本城最高の標高にある。
兵糧庫	本丸二段目のさらに下段に位置する。伝承によれば、兵糧庫・弾薬庫と言われていたが、調査の結果、この地点より食器の洗場、下水溜、建物跡が検出され、兵糧庫という名称の方がより実状に適していると考え、ここを兵糧庫と呼称することにした。 出土遺物 陶磁器片、鋳の一部、木彫毘沙門天像、古銭 等
弾薬庫	兵糧庫の西隣りに位置し、樹木の伐採の結果、三方を高い土塁に囲まれた小曲輪が確認された。未調査地区であるが、かつて耕作中に銭・煙管が出土したという。
本丸西橋	本丸と二ノ丸を繋ぐ土橋・木橋複合の橋。
駒形・諏訪神社	山中地区の鎮守。境内社に八坂神社がある。現在の参道は、かつて本丸の搦手に通じる土橋であったと思われる。県指定天然記念物の大カシがあったが、平成31年3月に倒木のため指定解除となっている。
二ノ丸 (北条丸改称)	本丸の西隣りの曲輪で、橋によって繋がれている。北条山という地元の呼称から北条丸としたが、後の調査結果より二ノ丸に改称した。曲輪の東西両隅に物見台が設けられていた。 出土遺物 陶磁器類、柱材、杭材、草摺、漆塗皿、古銭 等
二ノ丸虎口	三ノ丸への通路。本曲輪の西側土塁に沿うようにして箱井戸の上を下る斜面に設けられていた。
元西櫓	二ノ丸の西隣りの小曲輪である。本城は二、三度改修されて規模を拡大しているが、初期の築城における最西端の曲輪であったと考えている。現在、名称が伝わらないが、西端の曲輪で西櫓の名称が使用されているので、櫓という字に疑問を持ちながらも元西櫓とした。
橋	二ノ丸西堀に架けられた橋。二ノ丸と元西櫓を繋ぐ。
西ノ丸	元西櫓と西櫓の間に位置する広大な曲輪。古絵図ではこの曲輪を二ノ丸と書いてあるものも存在する。二ノ丸では本丸と離れすぎているので、方位から西ノ丸とした。曲輪の西堀は複列の障子堀となっている。 出土遺物 鉄砲玉、金箔、漆製品、槍先、柄、建築材（柱材カ）、枝類（柵材カ）、薬研、陶磁器片、古銭 等
物見台	西ノ丸の西側正面に高く付設された小曲輪。見張り台という通称で伝えられていた。
西櫓	西ノ丸西側の堀を隔てた小さな曲輪。東南隅の土塁が切れたところに虎口がある。西ノ丸の角馬出として機能していたと考えられる。 出土遺物 石つぶて、草摺、石突、硯、 <small>こしがい</small> 斧、腰刀、金製柄頭、槍、火縄銃部品、鉄砲玉 等
西木戸	西櫓の堀外を囲繞する帯曲輪から外堀までの地域。実際は外堀によって狭められた尾根筋の部分に城門と柵が設けられ、ここを西木戸あるいは西門といていたものと考えられる。
帯曲輪 (西櫓・西ノ丸の堀外を囲繞)	西櫓・西ノ丸の堀外を囲繞している幅の狭い土手状の堤を帯曲輪とした。自然の尾根を堀で切り、掘り上げた堀の中の土を盛り上げて造成している。北端は水曲輪の下の谷、南側は元西櫓から田尻の池の西側を回って厩跡に続いている。
溜池（水曲輪）	元西櫓北側の溜池。本丸・二ノ丸・西ノ丸・西櫓からの湧水や雨水を集めて貯えるために周到な計画の下に造成されたと思われる。

名称	概要
帯曲輪 (北ノ丸・西ノ丸間)	北ノ丸と西ノ丸を結ぶ連絡路。北ノ丸東南の帯曲輪と合わせて二ノ丸と本丸の防御を兼ねている。
北ノ丸	本丸の北側にある長方形の大きな曲輪を方位をもって北ノ丸とした。西側から北ノ丸に入る虎口は検出されなかったが、東南の帯曲輪との接続部分に4本の柱穴が確認され、四脚門が存在したと考えられる。 出土遺物 竹・木製品
帯曲輪 (北ノ丸東南)	北ノ丸搦め手から東南に延びて本丸北堀を区画している帯曲輪。小田原へ通じる主要街道に抜けている。
ラオシバ	北ノ丸の深い堀を隔てた北側にある平坦な地域。曲輪跡に違いないが本格的な調査は未実施。ただし、国道工事において東斜面を調査したところ、堀内のローム土で盛土していることが判明した。何らかの施設が作られていたと考えられる。かつて篠竹(ラオ竹)を干した場所だという。地元での呼称を用いた。
東櫓 (二ノ丸改称、三ノ丸の一部)	駒形・諏訪神社の参道から旧国道1号に出た地域。兵糧庫との間には堀が掘られており、二ノ丸と考えていたが、三ノ丸との間に予想された堀は検出されず、ここは三ノ丸の一部と考えるに至った。
三ノ丸	二ノ丸の南方、箱井戸の東側にある曲輪。現在、公民館・宗閑寺等がある地域で、出丸に次ぐ大きさをもつ曲輪である。南側は来光川が開析した急峻な崖になって天然の要害を形成している。
宗閑寺	城将松田康長、副将間宮康俊、信俊、信冬の一族等北条方の武将、豊臣方の武将一柳直末の墓がある。
芝切地蔵	江戸時代、宗閑寺に泊まり急な病で亡くなった旅人を地蔵尊として祀った。
南櫓(大手)	三ノ丸の西南隣りの曲輪である。旧国道1号・旧東海道・民家によって元の姿はほとんど残っていない。このどこかに大手口があったと予想される。
三ノ丸堀	三ノ丸の東側に接する堀。
岱崎出丸	南櫓の西南にある大きな尾根に岱崎出丸の名称が伝えられている。南側は来光川の源流となる急峻な谷。豊臣秀吉の侵攻が避けられない状況になってから工事を開始したといわれており、未完成であったと伝えられる。 出土遺物 鉄砲玉、陶磁器片、漆塗製品(前立)等
御馬場曲輪(出丸)	出丸の中心であった曲輪。盛土をして造成されており、しかも南側の途中に段差を設けるという本丸と同じ築造法が取られている。
すり鉢曲輪(出丸)	出丸の最先端に位置する曲輪。摺鉢山という地元の呼称から曲輪名を決めた。曲輪の中心部が摺鉢の底のように低く、周縁部が円形に高くなっている。この曲輪の東側には未完成のまま放置されている曲輪が存在し、通称「武者だまり」と伝承されている。
一ノ堀	岱崎出丸の東側に接する堀障子。
箱井戸	三ノ丸と二ノ丸の間にある。井戸というより自然の大湧水池の場所に板で箱囲をし、飲用していたのではないかと考えられる。
丸井戸	西櫓・西ノ丸・元西櫓の南側の堀外に延びる帯曲輪の外側の谷にある。未調査であるが、谷の谷頭部、厩跡の西側にあたる辺りに井戸の場所を比定している。
座舞井戸	本丸北側の堀の中に、その場所が伝えられていたが、調査ではその遺構は発見されなかった。
田尻の池	元西櫓・西ノ丸の裾を谷頭にしてくだる谷の南方、低まった所にある。西側に厩跡、南側に三ノ丸曲輪と三ノ丸堀、東側に土塁を隔てて箱井戸がある。厩の洗い場、または馬の水飲み場として考えられる。
厩	田尻の池西側の尾根に、厩と伝えられる曲輪がある。

②遺構

・建物

山中城の遺構、特に曲輪内に存在が想定される建物は、戦後の開墾と根菜類の栽培に伴う天地返しがローム層のかなりの深さまで実施されたため、ほとんど確認されなかった。建物が検出されたのは、兵糧庫で3間×4間の礎石建物1棟、西櫓で掘立柱建物1棟、元西櫓で礎石建物1棟のわずか3棟である。このほか北ノ丸で搦手門^{からめてもん}と考えられる掘立柱建物が、平石の階段を伴って検出された。また、西ノ丸をはじめとして、多様な形態・規模の土坑（穴）が多数検出されたが、出土遺物も少なく、その機能を推定し得るものはほとんど存在していない。一方、曲輪を囲む土塁のコーナー部に、一隅を拡張し櫓台を構築する手法が顕著に見られる。櫓そのものの構造は不明だが、いずれも虎口を防備する位置に設置しており、強力な防衛施設であったことが推定される。

・土塁

山中城の土塁は敵の攻撃が推定される方向を正面に、曲輪の三方を囲むコの字状の配置が基本である。本丸北側、厩にみられる大土塁は基底幅15m、高さ4.5mの大きなもので、通常規模の土塁は高さ1.8m、法面勾配はおおむね58°であった。堀の掘削土を版築状に積み上げて構築しており、西櫓、本丸の土塁上では一定間隔で、径約30cmの柱穴が検出されていた。板塀あるいは柵の存在が推定される。

・堀

山中城における発掘調査の最も大きな成果は、障子堀と呼ばれる堀の実態を明らかにしたことと言える。江戸時代の軍学書には「堀障子」の記述がみられる。「^{ついたてしやうじ}衝立障子」に由来する構造で、長い堀の間にローム土の障壁を掘り残して設けられ、攻め手の堀内移動を制限する役割があったと漠然と考えられていたが、山中城の本丸、西櫓、西ノ丸、出丸などの堀の発掘調査の結果、その形態がはじめて明らかになった。

障子堀には単列と複列があり、単列の障子堀は西櫓にその典型が見られる。そこでは堀の中に高さ1.8m程の畝を障壁として掘り残し、堀全体を10区画に区分している。一区画の大きさは、長さ8～9m、幅2m前後で、畝法面の傾斜は約55°の急傾斜なものである。仮に堀底へ転落した場合、この畝を乗り越えて脱出することは不可能と思われる。堀そのものの深さが9m以上あり、しかも地質がローム層であるため滑りやすく、素手でよじ登るのは困難を極める。まして甲冑を身に纏い、刀剣・弓矢を携えた重装備の場合は、なおさらである。

典型的な複数の障子堀は、西ノ丸西堀に見られる。堀の中央部に幅の広い畝を設け、この中央畝から両側に向かって直角に、そして交互に配置している。各区画の長さは8～9mで、単列の障子堀とほぼ同様の規模になっている。これら障子堀の一部は地下水脈を掘り切り偶然に水堀となっていた区画があり、皮革製甲冑部分、建築部材、木製飲料食器など通常では残らない貴重な遺物が出土した。このほか、本丸西堀では拡張工事の痕跡が確認されている。

・橋

独立した曲輪を連絡するために、堀の一部を掘り残した土橋と、木橋が設置されている。西ノ丸、西櫓には土橋が設けられ、本丸北堀、二ノ丸西堀では確認された柱穴から4本柱の木橋の存在が実証された。一方、本丸西堀の土橋は西端部が切断されており、拡張に伴い両者複合形態の橋としたようである。また

「渡辺水庵覚書」には「三ノ丸と二ノ丸間に水堀相見へ、堀の上十間余りの欄干橋有之候」とあり、箱井戸と田尻の池を跨いで、長さ 18 m ほどの欄干のついた橋が存在したことが知られている。

③ 出土遺物

遺物の出土は調査面積に比較して極めて数少ないものである。このことは山中城が地域支配の城とは異なり、国境警備の城であり、臨戦時のみに人員が増強される軍事基地としての性格が強かったことを意味している。

また、これまでの発掘調査地点が戦闘的な位置にある曲輪中心で、恒常的な居住区域とみられる三ノ丸の調査が進行していないことにも起因すると思われる。しかし、西ノ丸や兵糧庫では日常生活用品が比較的多く出土しており、居住施設が存在したことが明らかにされた。一方、西櫓、出丸といった地点では武器・武具の出土が顕著で、曲輪の性格の違いを示すものとして注目されている。

出土した陶磁器は、中国陶磁器、国内産陶磁器があり、国内産では瀬戸・美濃製品のほか初山、志戸呂等静岡県産品の出土が目立つ。こうした中国産陶磁器、瀬戸・美濃製品、静岡地元窯製品、そしてかわらけによるセットは、北条氏の城郭出土陶磁器類に一般的な事例で、一つの大きな特徴である。そして、廃城後、東海道山中新田が成立する 17 世紀中葉までの空白期が見られることから、出土遺物そのものは少ないものの、陶磁器研究には良好な資料といえる。

武器・武具の出土は多くはないが、刀や槍、火縄銃（玉、部品）、甲冑等ほぼ当時の兵士の装備がそろっている。多くの遺物に二次的な焼成が認められ、戦後処理が行われたことが推定される。兜の前立や草摺等、皮革や和紙を素材とし、漆塗り仕上げとしたものも少なからず認められ、当時の甲冑が極めて軽快な装備であったことが知られる。このほか、西櫓、二ノ丸の土塁上で人頭大の角礫の集石が見つまっている。同様の礫は堀底からの出土も顕著であったため、これらの礫は石つぶてであったと考えられる。一方、堀底からは多数の鉄砲玉の他、少数ではあるが大筒玉が出土していることから、火縄銃はもとより大筒（大鉄砲）までも保持されていたことが明らかとなった。こうした新旧の防衛装備が共存し、機能していたことが示されたことは、当時の戦闘システムを考える上でも重要である。

山中城は第二次世界大戦中から戦後にかけての開墾により曲輪内部が破壊されていることから、建造物を推定する資料に欠けている。しかし、西ノ丸西堀、二ノ丸西堀では部分的に水堀を形成した区画が存在したことから、柱や貫板、楔など建築部材が少なからず出土し、山中城における建造物の建築技法、用材の選択とその加工技術を知るうえで重要な資料となっている。また、小径木を使用した柵の部材も多く、しかもこれらを製作した際の削りくずや手折った小枝等も出土しており、これらは臨戦時におけるあわただしさがうかがえる資料ともいえるものである。

・発掘のようす



図 3-36 発掘前



図 3-37 発掘風景



図 3-38 発掘風景



図 3-39 出土遺物



図 3-40 遺構の検出

・ 出土遺物



図 3-41 槍先など鉄製武器



図 3-42 兜の前立



図 3-43 甲冑部品



図 3-44 石つぶて



図 3-45 火縄銃の玉、部品



図 3-46 中国産陶磁器



図 3-47 陶磁器（瀬戸・美濃）



図 3-48 陶磁器（志戸呂・初山）



図 3-49 銅銭



図 3-50 柱材、梁材と細部のようす

(4) 絵画資料

山中城関係図面については資料収集に努めたにもかかわらず、その数は極めて少ない。ここでは、縄張りを描いた図面を時代順に紹介する。発掘調査団が入手した図面は7枚あり、三島市郷土資料館が入手した図面は1枚である。

作成時期を大別すると、江戸時代・大正期・昭和期に分けられる。江戸時代のものは大名たちが中世城郭の中から縄張りを学ぶため作成あるいは模写したものと推測される。大正期のものは多米^{ため}家の原図から写されたものとみてよいが、この原図に忠実なものが⑤であり、現地に則したものが⑥である。昭和期の⑦は、文化財指定の資料として作成されたものである。

①伊豆山中城 天和3年(1683) 浅野文庫「諸国古城之図」 広島市立中央図書館蔵



図3-51 伊豆山中城

山中城関係の絵図で現在確認されているものの中では最も古い。浅野文庫蔵の「諸国古城之図」に掲載されている。作成年代は「浅野文庫蔵諸国古城之図」の中で矢守一彦氏が、作成されている城郭の縄張り図などから天和3年(1683)頃と推定している。当時の軍学者が現地調査をして作図したものと考えられる。

②伊豆国山中城 「主図合結記」同時保管図面 個人蔵

昭和52年(1977)に静岡市で発見されたもの。「主図合結記」(明和初年(1764～1767))とともに保管されていたが、直接の関係はない。縦30cm×横40cmで、城の土塁、櫓、建物、曲輪内面積、道、周囲の自然景観である山や谷、方位、山中城合戦時の豊臣軍の布陣等が描かれている。図は粗雑であり、架空の部分が少なくない。報告書『史跡 山中城跡』第二分冊(昭和60年(1985))に掲載されているが、今回資料確認ができなかった。

③山中城図 『小田原編年録』明治8年写(1875) 国立国会図書館蔵

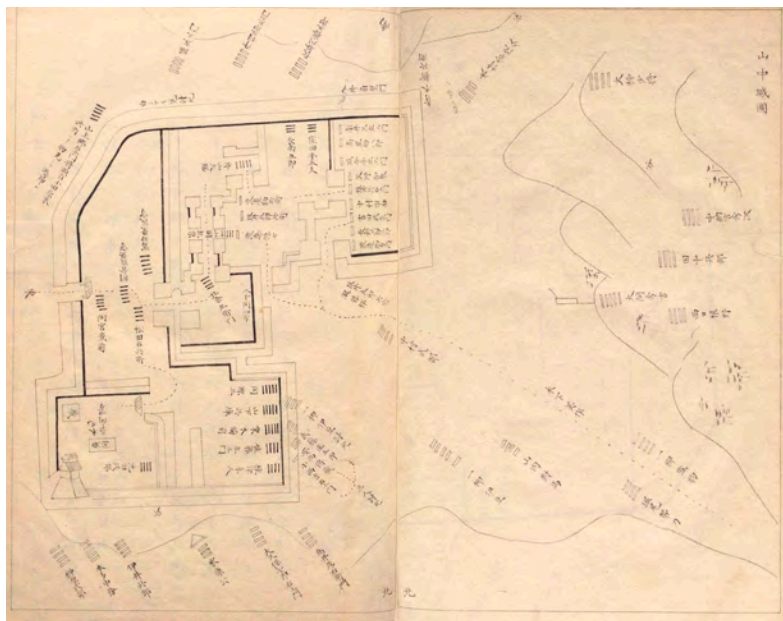


図 3-52 山中城図

上の図は『小田原編年録』で2ページにわたって記載されている図面を結合し作成した。報告書『史跡 山中城跡』では②伊豆国山中城を写したものとしているが、その根拠は不明である。天守櫓や門を図示し、城内の通路を点線で想定、更に両軍の布陣を豊臣軍は白、北条軍は黒で示し、武将名を記入してある。『史跡 山中城跡』では図面全体の信憑性は薄いと評価されている。

④伊豆山中城図 江戸時代カ 三島市郷土資料館蔵



山中城を囲む豊臣方の陣取りおよび進軍経路を示しているが、②、③の絵図と比べて縄張りや武将の表記が非常に簡略化されている。郷土資料館が古書店より購入したものである。

図 3-53 伊豆山中城図

⑤山中城址之図 大正元年(1912) 市川近太郎写 三島市立図書館蔵

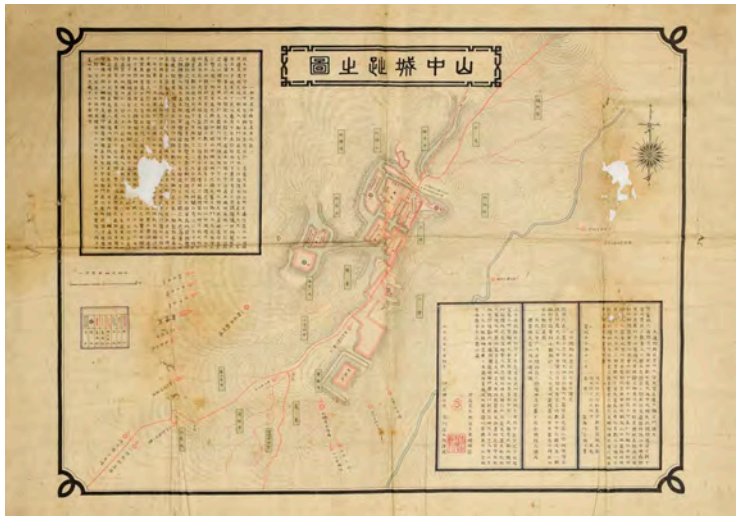


図 3-54 山中城址之図

内容や2か所の穴の位置は一致するものの色の濃淡やシミの付き方が異なっており、同一の場所で保管されていた別のものようである。

原図は箕輪城主多米長定の五世孫である多米時昭が享保12年(1727)に地図と家譜を写し宗閑寺に贈ったものとされる。これが豊顕寺に所蔵されていた多米家の宝物の中から発見され、山中新田の市川近太郎氏がこれを写し、出版したものである。地元出身者であるだけに、西ノ丸や西櫓の曲輪、御馬場曲輪、山中城周辺の小字等も加筆されている。

現在、三島市立図書館に1枚が所蔵されている。報告書『史跡 山中城跡』に掲載されているものと比較すると、

⑥山中城図 (大正7年(1918) 間宮五兵衛写) 三島市郷土資料館蔵

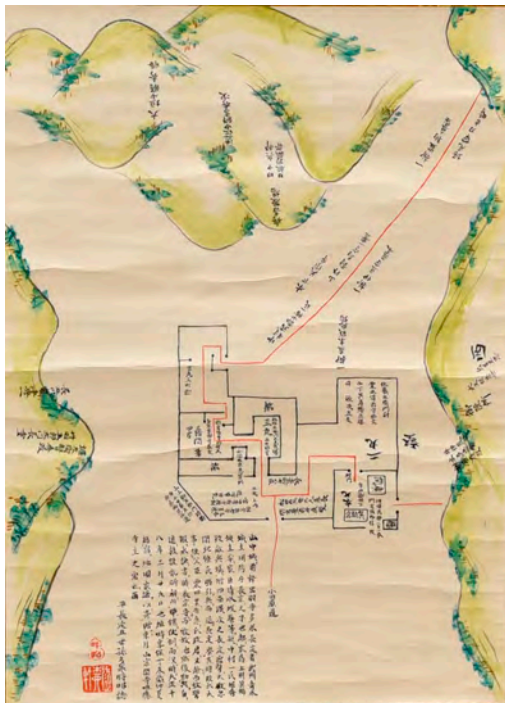


図 3-55 山中城図

多米家の宝物から発見された⑤の原図は大正7年(1918)に間宮五兵衛氏によっても写しとられており、報告書『史跡 山中城跡』に掲載されている。この図は郷土資料館に所蔵されており、同内容のものである。ただし、報告書掲載の図には左下に豊顕寺に所蔵されていた多米家の宝物の中にあつた原図を大正7年に間宮氏が写した旨の記載があるが、この図にはそのような注記はない。

兵糧庫・埋門・二ノ丸・三ノ丸の堀に架けられた橋・出丸三町余等の記載が加筆されているが、原図を忠実に写したと思われる。

⑦山中城址之図（山中城実測図） 昭和13年(1938) 市川近太郎 三島市郷土資料館蔵

山中城が初めて平板測量によって実測された図である。市川近太郎氏は、昭和5年(1930)に、一柳直末の子孫より依頼され実地調査に至った。完成した図を文部省に提出したところ、昭和9年(1934)1月に国の史跡として指定された。実測図は精密であり、その中の「豊臣軍攻勢図」は1800分の1の縮尺地図上に豊臣軍の布陣を考察されて配置しており、その努力は高く評価されるものである。報告

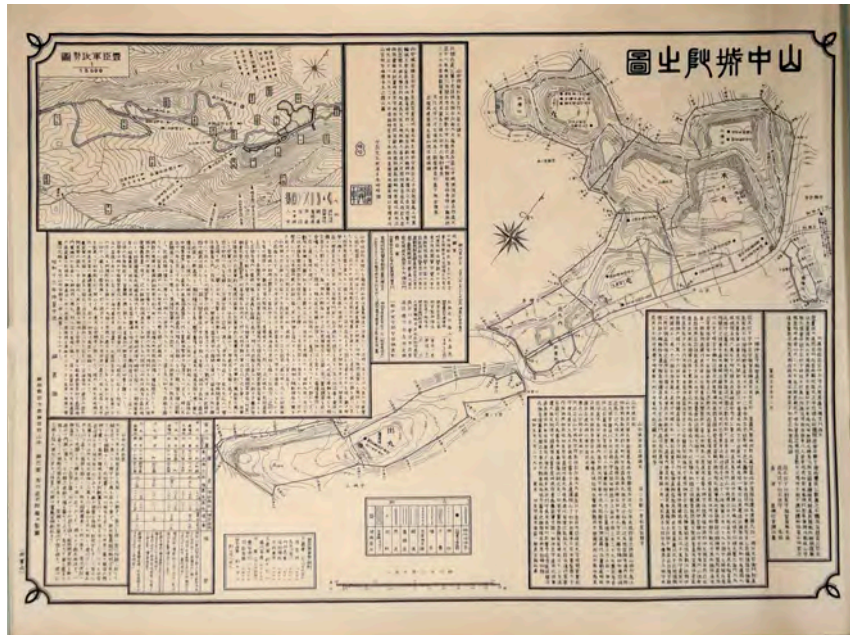


図 3-56 山中城址之図

書『史跡 山中城跡』では「山中城実測図」と名付けられている。郷土資料館蔵のこの資料は昭和13年(1938)発行のものだが、報告書掲載のものでは著者による紹介文が一部異なっており、昭和13年(1938)発行の旨の表記もないため、複数の版があるようである。

⑧山中城攻防戦闘要図 昭和34年(1959) 戸羽山瀚 『三島市誌』中巻

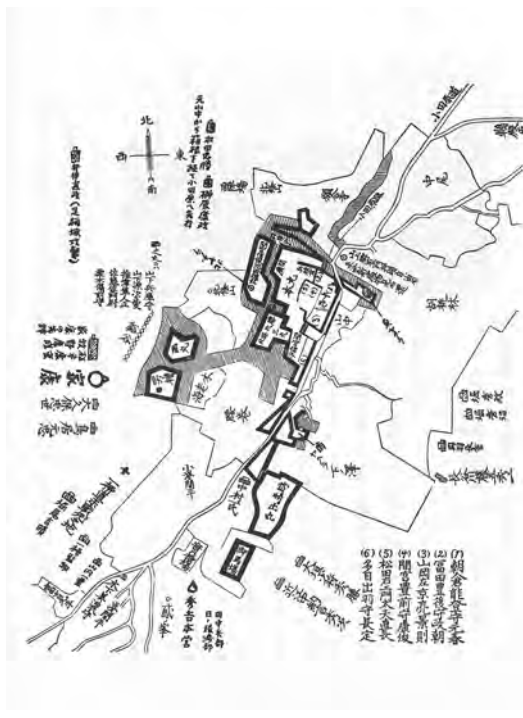


図 3-57 山中城攻防戦闘要図

『三島市誌』中巻に戸羽山瀚氏が発表した図である。註記によると、明治30年(1897)中村徳五郎博士が山中新田の某家より借覧して映写したものを更に戸羽山氏が訂正を加えたものだという。

第4章 史跡の本質的価値

1 史跡山中城跡の本質的価値

史跡山中城跡は北条氏により築城された戦国時代の城跡として、昭和9年(1934)に国史跡として指定された。しかし、山中城跡についての調査研究は40年後の昭和48年(1973)から平成4年(1992)までの約20年間に行われた発掘調査により大きく進んだ。その後も部分的な発掘調査は行われており、それらによる知見もふまえ、山中城跡の本質的価値を記述する。

平成20年(2008)にまとめられた「史跡山中城跡再整備計画～最終答申～」では、山中城跡の本質的価値を「史跡山中城跡が土地と一体となって有するわが国の歴史上または学術上の価値」と規定している。土地と一体となっているものとは、遺構、出土遺物や景観のことであり、歴史上または学術上の価値とは指定理由をもとに規定するなら戦国時代の山城である山中城に関連するものとなる。

このような前提のもと、山中城跡の本質的価値をまとめると以下ようになる。

(1) 戦国時代の山城の一つの典型をしめす史跡

①戦国大名北条氏の築城した国境警備の拠点をなす山城

- ・山中城は北条氏によって本城である小田原城の西方を守備する国境警備の城、いわゆる境目の城として築城された。したがって、地域支配の政治的な役割は薄く、きわめて軍事的要素の強い山城である。
- ・北の足柄城、南の韮山城と連携して支配領域の西方の防備を担うことが期待されていた。

②交通の要衝に位置する山城

- ・山中城は箱根路から韮山城への道の分岐点という要衝にあり、城内に道路を取り込んだ曲輪の配置は道路を封鎖する関所機能の役割を果たしていたと考えられる。このような、道路が城内の一部を通過する構造は同じ北条氏の城である足柄城や湯坂城にも共通してみられるものである。
- ・西方に駿河湾や三島・沼津の市街地を中心とした田方平野など伊豆地方北部から県東部一帯が眺望でき、西方の国境守備の要衝にあると言える。

③戦国時代末期の限られた時期に機能した山城

- ・山中城の築城年代は明らかではないが、16世紀半ばの天文年間(1532～55)から永禄10年(1567)頃と考えられている。また、天正15年(1587)頃から大改修が行われ、天正18年(1590)の豊臣秀吉による小田原攻めの緒戦で落城、その後は廃城となった。城としての稼働期間は戦国時代末期の30～40年間程度に限られている。
- ・戦国時代以前や近世の城郭の遺構が存在しておらず、戦国時代末期の山城の姿を明確に知ることができる。

(2) 北条氏の築城技術の到達点を見ることができる史跡

①北条氏が豊臣秀吉との戦いを想定して戦国時代の最後まで大改修を施した山城

- ・山中城はもともと北条氏によって本城である小田原城の西方を守備する国境警備の城、いわゆる境目の城として築城された。北には足柄城、南には葦山城があり、連携して支配領域の西方の防備を担った。
- ・豊臣秀吉は天正15年(1587)に九州平定を終えるが、この頃から北条氏と豊臣秀吉との間の対立が表面化していった。このような状況の中、山中城では天正15年(1587)頃から大改修工事が始められている。岱崎^{だいさき}出丸もこの改修の一環として設置された。
- ・上記のように、山中城は北条氏により戦国時代の最後まで改修が続けられた城である。

②地形を活かした縄張りなど北条氏の城郭に特徴的な築城技術を見ることができる史跡

- ・山中城は北条氏によって築城・改修が行われ、北条氏の滅亡に伴って廃城となった。北条氏のみによって築城・使用されており、他の大名による改修が加わっていない城である。
- ・箱根西麓の尾根を利用して築城され、本丸から派生した三本の尾根を利用した曲輪の配置となっている。また、V字状の溪谷をなす2つの河川を天然の要害として利用している。
- ・城内には北条氏が築城した城郭によく見られる障子堀や角馬出などが設けられている。その中でも以下に記した西ノ丸西堀の障子堀、西櫓の角馬出、二ノ丸への通路などに優れた築城技術の跡を見ることができる。
 - ア 各曲輪が堀によって囲まれ、独立性の高い曲輪となっている。この堀は障子堀と呼ばれる北条氏の城郭でよくみられる手法によるものであり、空堀の中に畝を障壁として残し、敵兵の行動を阻害するものである。中でも西ノ丸西堀には複列の障子堀が設けられており貴重な遺構である。
 - イ 西櫓は西ノ丸の西側に障子堀を隔てて配置されている。西ノ丸は西端の物見台に虎口があり、西櫓はこの虎口を守る馬出となっている。西櫓のように四角く形成された馬出は角馬出と呼ばれ、北条氏の築城技術における特徴的な施設とされている。
 - ウ 三ノ丸から二ノ丸への通路は、三ノ丸現宗閑寺あたりから箱井戸を越える橋を渡り、土塁の下を屈曲する長い坂道を登って二ノ丸西端に位置する虎口に至るもの、と推定されている。さらに虎口のすぐ奥には物見台が築かれている。このように二ノ丸への通路は複数の屈曲と傾斜のある通路、土塁、物見台を組み合わせた特に優れた防御機能を備えている。

(3) 戦国時代末期の戦闘の一端を知ることができる史跡

- ・出土遺物には武器・武具など、軍事的要素の強い山城らしいものが含まれている。武器・武具としては刀、槍、火縄銃(玉、部品)、甲冑などほぼ当時の兵士の装備がそろっている。
- ・土塁上や堀底からは人頭大の角礫が見つかっており、石つぶてであったと考えられる。また、堀底からは複数の素材の鉄砲玉や大筒玉が出土しており、新旧の装備が共存し、機能していたことが示された。
- ・天正18年(1590)の戦闘で一番乗りを果たした渡辺勘兵衛の「渡辺水庵覚書」により合戦での激しい攻防の詳細を知ることができる。

2 新たな価値の視点

(1) 発掘調査による山中城の構造の解明と指定地の拡大

- ・山中城跡の指定地の面積は昭和9年(1934)の史跡指定と昭和53年(1978)の追加指定により約12万㎡となっているが、城の範囲は全体で約20万㎡と推定されている。
- ・三ノ丸の区域では民家があるために平成5年(1993)までの発掘調査時にまとまった発掘調査が行われなかったが、これとは別に平成元年～24年(1989～2012)に開発に伴う発掘調査が合計10か所で行われている。当初、この区域には二ノ丸および三ノ丸が配置されていたと考えられていたが、発掘調査の進展により一体の曲輪(三ノ丸)であり二ノ丸は北条丸と呼ばれていた曲輪が相当する、と捉えられるようになった。しかし、10か所の発掘調査によりいくつかの堀と土橋と考えられる遺構が確認されており、改めて三ノ丸区域が複数の曲輪であった可能性が指摘されている。同時に、三ノ丸の関所機能の規定を模索していかなければならない。
- ・これまでの発掘調査や絵図等の検討から、山中城に関する遺構の存在が強く予想される地域や存在する可能性がある地域が指摘されている。そして、これらの地域は今後の発掘調査の進展により新たに指定地に追加される可能性がある。
- ・以上のように、今後の発掘調査の進展により、城の構造がより明確になり、また、現在想定されている城の構造が改められる可能性があり、その際は天正18年(1590)の山中城の戦いについても新たな知見が得られる可能性がある。

(2) 廃城後の山中新田の歴史的・社会的役割の明確化

- ・山中城は箱根西麓の交通の要衝に位置しており、このことは史跡の本質的価値にもなっている。この地理的な特徴により近世には山中城の城域に東海道が整備され、街道交通を支えるために幕府によって設けられた5つの新田集落の一つである山中新田が置かれた。
- ・近世の東海道では武士や貴族だけでなく多くの庶民も旅人として通行したため、街道沿いの町や村は旅人相手の稼業で繁栄した。
- ・近代にはいると箱根は温泉地として多くの観光客を集め、近年は箱根旧街道の国指定や「箱根八里」の日本遺産認定などにより箱根旧街道に関連する史跡や施設への来訪者を増やし、地域活性化につなげていこうとする動きが活発化している。
- ・以上のように、戦国期に他勢力の軍勢、つまり人々を止めるために山城が構築されたこの地域は近世・近代に入ると交通・観光といった人々の移動や交流によって栄える地域へと転換していった。このような変化を明らかにすることで、山中城跡のその後の歴史における社会的役割の変化を明確化することができると思う。

3 構成要素の特定

(1) 構成要素の分類

前述した価値をもつ史跡山中城跡の構成要素を以下のように分類して整理する。これらの要素は本計画が対象範囲とする史跡指定地および周辺地域にまたがって存在しているものである。

①本質的価値を構成する要素

山中城が立地する地形・地質、山中城の遺構、戦国時代の出土遺物。

②本質的価値に関連する要素

山中城が使用された戦国時代の前後の時代における歴史変遷に関わるもの。旧石器時代から平安時代までの遺構や遺物、箱根旧街道の遺構、出土遺物、駒形・諏訪神社など江戸時代の山中新田に関わるもの。戦国時代の逸話が残る矢立の杉（市指定天然記念物）は、逸話の確実な起源が江戸時代までしか遡れないため、ここに分類した。

③その他の要素

計画の対象範囲内にある構造物、植栽や樹木などの自然環境、史跡からの眺望が含まれる。

史跡公園内には建物跡・橋跡等に設置された藤棚・橋等の工作物、曲輪等の解説板といった来訪者の学習に役立つものが多数設置されており、トイレ、休憩所、案内板・標識等の公園施設も設置されている。また、史跡内には山中新田集落があり、市道（旧国道1号）が通っているため、道路標識、公民館、倉庫、同報無線等史跡には直接関連のないものも立地している。

史跡の保存活用を阻害する要素を見てみると、史跡公園内については日常の維持管理などにより危険な物はほとんどないが、岱崎出丸の蓋のない排水溝など危険な箇所がないわけではない。また、史跡公園の周辺では一部老朽化したまま放置された看板等が存在しており、狭い範囲ではあるが周囲の景観を損ねている。

(2) 構成要素の一覧

表 4-1 史跡を構成する要素

区分	要素	内容
①本質的価値を構成する要素	地形・地質	山中城が立地する地形・地質
	遺構	曲輪、堀（障子堀など）、土塁、物見台、橋、池等の遺構 周知の遺跡範囲内の未発掘・未発見の遺構（山中城関連の遺構の存在が推測されているもの）
	遺物	武器、武具、鉄砲玉、陶磁器類等の出土遺物
②本質的価値に関連する要素	築城以前のもの	後期旧石器時代から平安時代の遺構・遺物
	指定文化財	矢立の杉（市指定天然記念物）
	廃城後、江戸時代のもの	山中新田に関わる遺構・遺物、旧東海道石畳、石造物（寺社境内以外）
	江戸時代創建の寺社	宗閑寺（武将の墓を含む）、駒形・諏訪神社、芝切地藏、寺社境内の石造物
③その他の要素	保存活用に必要な要素	工作物（藤棚、橋、柱穴跡、門）、解説板
	公園施設	植栽・樹木、便益施設（トイレ、休憩所、売店、駐車場）、案内板・標識、ベンチ、水道、駐輪設備、安全管理施設（遊歩道、柵、階段、注意看板、倉庫等）
	景観	富士山・駿河湾方面の眺望
	石造物	史跡指定記念の石碑、その他の石造物
	その他の史跡の保存活用とは直接関連のない要素	道路標識、道路、建築物（公民館、倉庫、陸橋）、既存工作物（案内板、標識、防災関連施設、その他の工作物）、老朽化した看板等

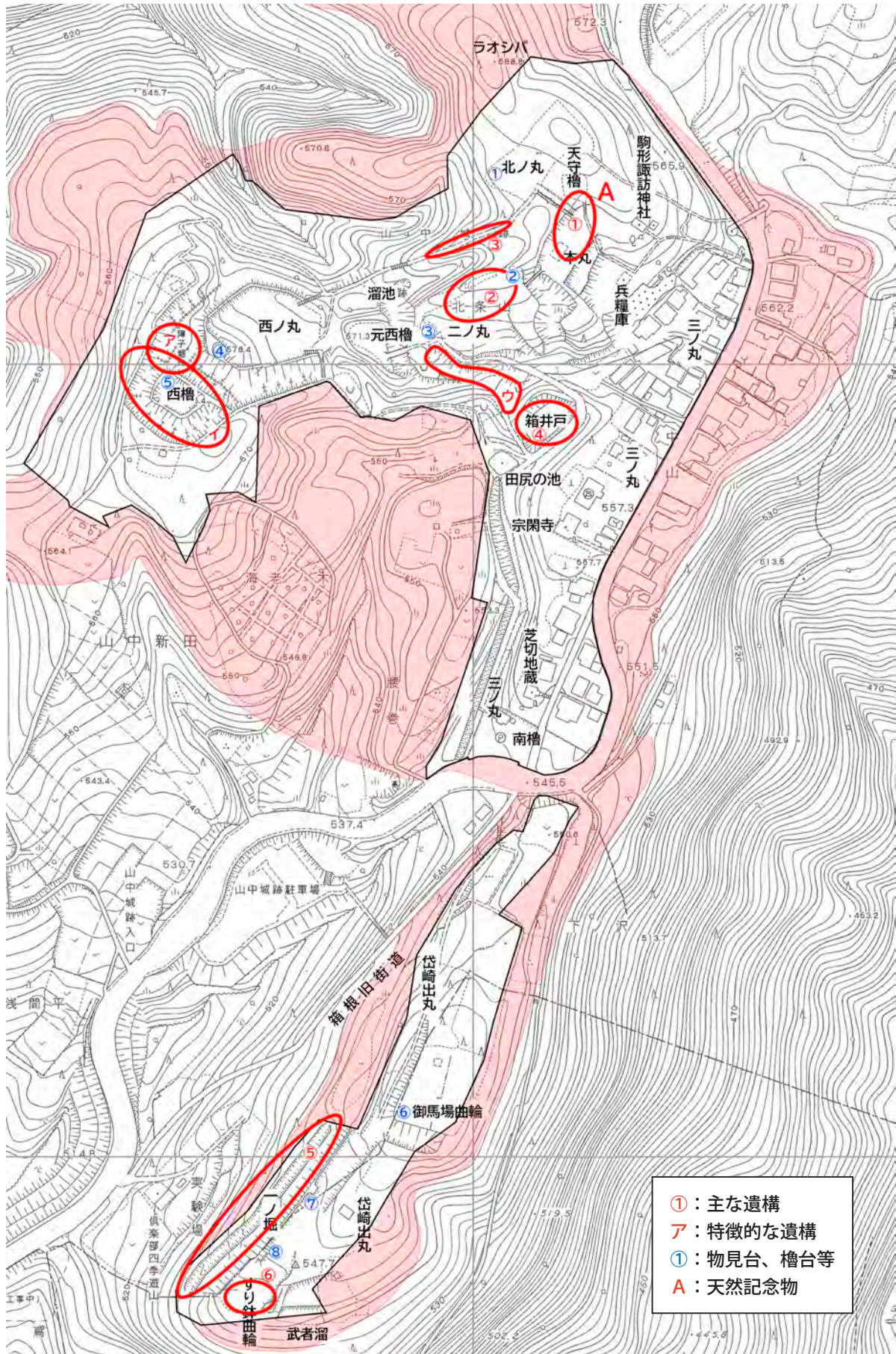


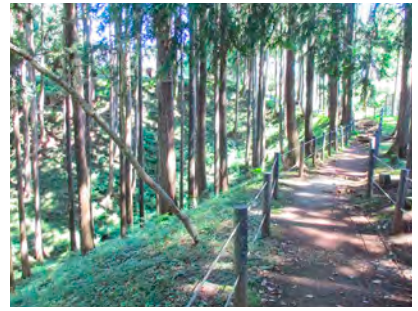
図 4-1 山中城跡の主な遺構等



曲輪 (①本丸)



曲輪と土塁 (②二ノ丸)



曲輪 (③帯曲輪)



曲輪 (⑥すり鉢曲輪)



障子堀 (⑤岱崎出丸一ノ堀)



池 (④箱井戸)

図4-2 「①本質的価値を構成する要素—遺構」のうち、主なもの



図4-3 ア 複列の障子堀 (西ノ丸・西櫓間)



西櫓



櫓台からの橋の跡



西ノ丸物見台から見た西櫓

図4-4 イ 西櫓の角馬出



田尻の池・箱井戸の間を登る



二ノ丸の門を通過



二ノ丸の土塁前で左折



幅が狭くなり、突き当りになる



突き当りを右折



狭い通路を進むと虎口に至る

図 4-5 ウ 三ノ丸から二ノ丸虎口への屈曲したスロープ状の通路



①北ノ丸



②二ノ丸 (東)



③二ノ丸 (西)



④西ノ丸



⑤西櫓



⑥御馬場曲輪

図 4-6 物見台・櫓台



⑦岱崎出丸



⑧すり鉢曲輪

図4-7 物見台・櫓台



A天然記念物 矢立の杉 (写真中央)



指定(平成4年)頃の矢立の杉

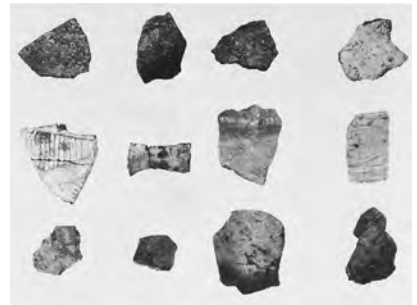
図4-8 「②本質的価値に関連する要素—天然記念物」



旧石器時代の石器



縄文時代の石器



縄文時代の土器

図4-9 「②本質的価値に関連する要素—築城以前のもの」のうち、主な遺物



図4-10 「②本質的価値に関連する要素—廃城後、江戸時代のもの」のうち、旧東海道石畳



三界万霊塔（天保9年(1838)）(⑤)



馬頭観音（嘉永6年(1853)）(⑨)

図4-11 「②本質的価値に関連する要素—廃城後、江戸時代のもの」のうち、石造物（寺社境内のものを除く）



神社社殿



八坂神社



灯笼（一対あり）



鳥居と灯笼



鳥居足元の庚申塔（左）と地藏（右）

図4-12 「②本質的価値に関連する要素—江戸時代創建の寺社」のうち駒形・諏訪神社

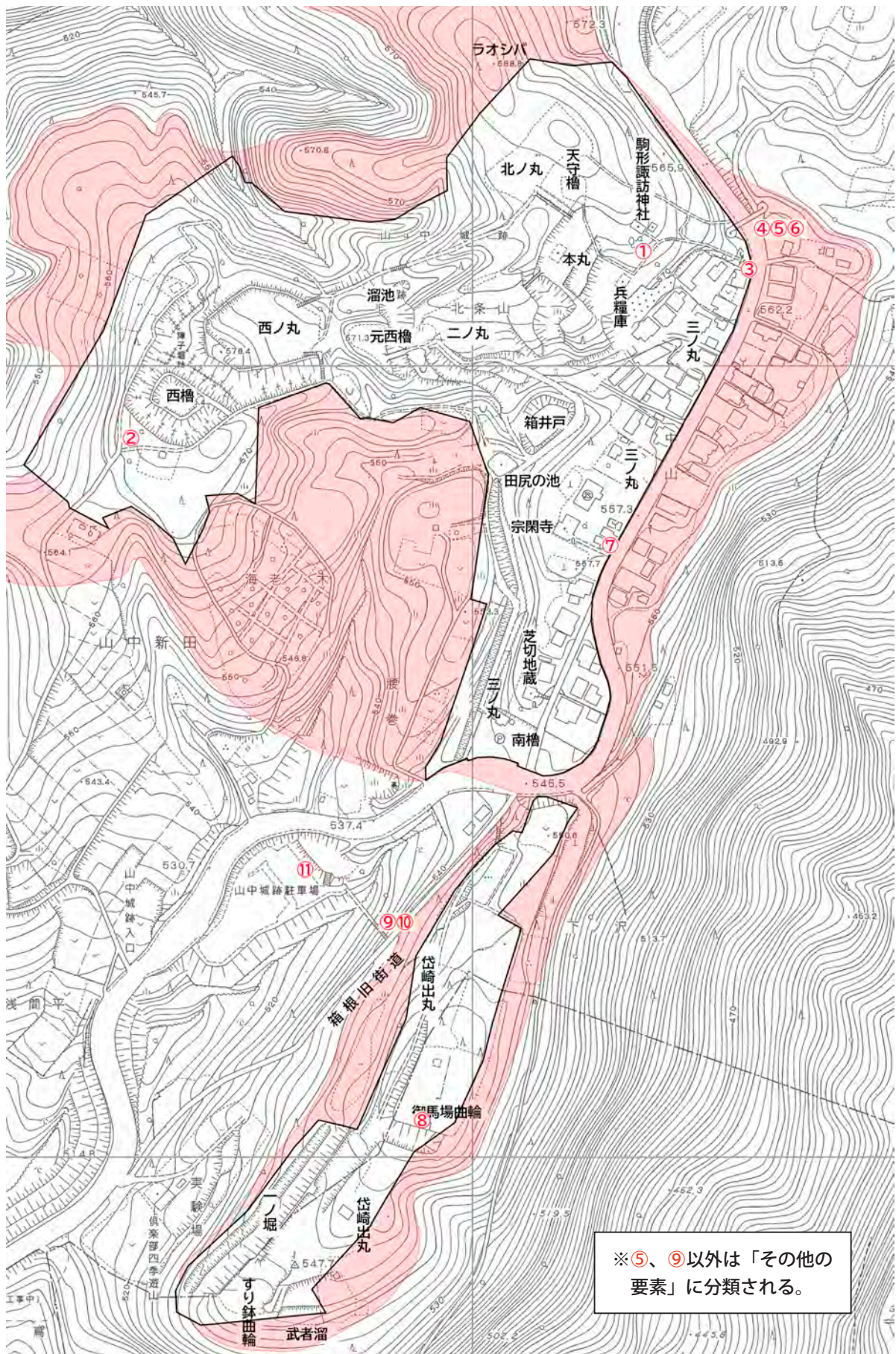


図 4-13 石造物の配置



宗閑寺



武将の墓（多米氏他北条方武将（左）、間宮康俊他間宮家（正面左）、一柳直末（正面右））

図 4-14 「②本質的価値に関連する要素—江戸時代創建の寺社」のうち宗閑寺



地藏堂正面



地藏堂



芝塚



唯年名号塔



境内の石造物 1



境内の石造物 2

図 4-15 「②本質的価値に関連する要素—江戸時代創建の寺社」のうち芝切地藏

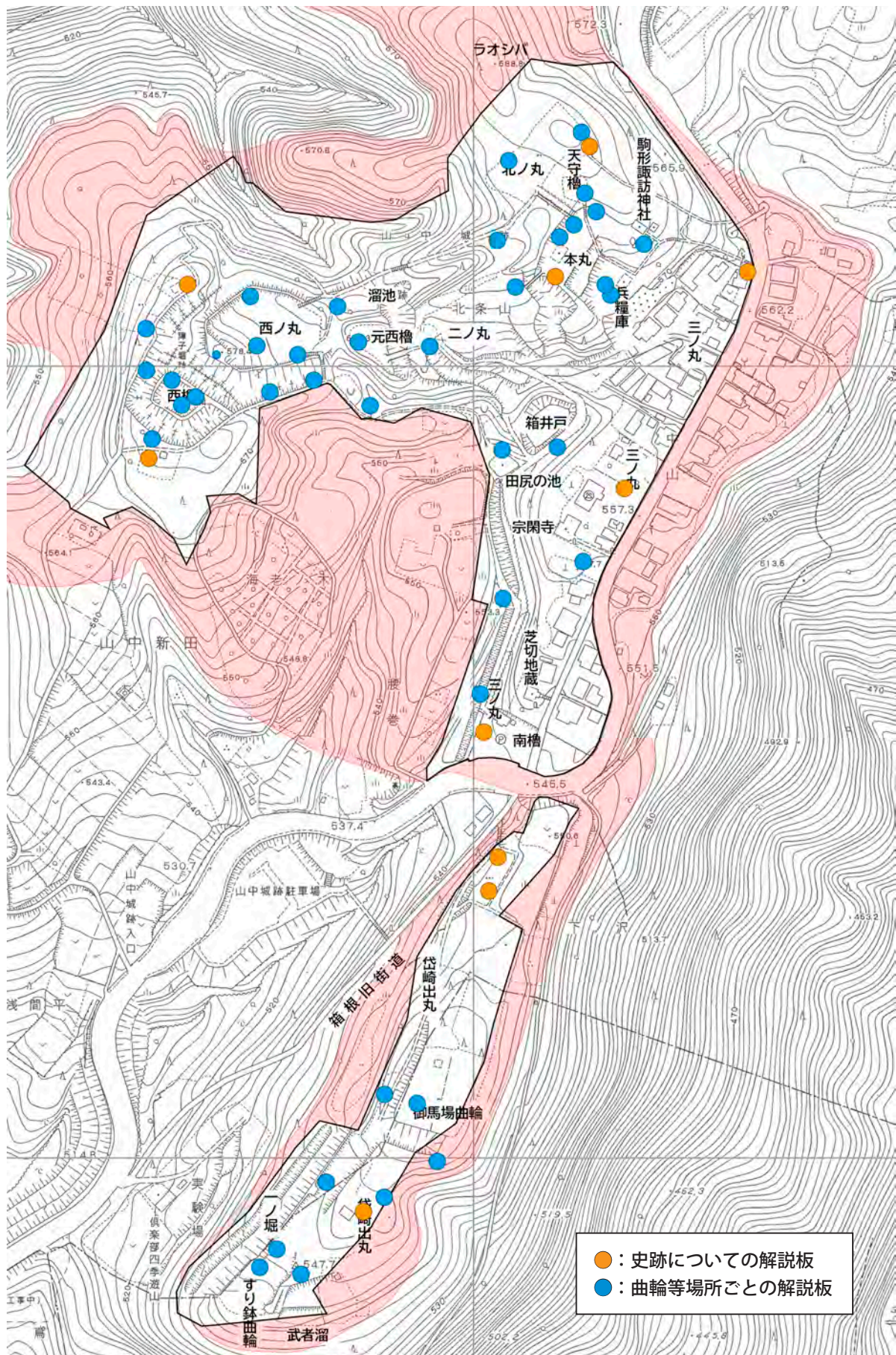


図 4-17 解説板の配置



①本丸北橋



②本丸 建物推定位置の藤棚



③本丸西橋



④兵糧庫 柱穴跡の表示



⑤二ノ丸門



⑥二ノ丸橋



⑦西ノ丸 建物を想定した藤棚



⑧西櫓掘立柱建物跡



⑨岱崎出丸 建物を想定した藤棚

図 4-18 「③その他の要素—保存活用に必要な要素」のうち、工作物



史跡についての説明 (●)



曲輪等場所ごとの説明 1 (●)



曲輪等場所ごとの説明 2 (●)



曲輪等場所ごとの説明 3 (●)



曲輪等場所ごとの説明 4 (●)

図 4-19 「③その他の要素—保存活用に必要な要素」のうち、解説板



休憩所 (① 兵糧庫)



トイレ (② 西木戸口)



休憩所 (③ 帯曲輪)



トイレ (④ 広場)



駐車場 (⑤ 広場)



売店 (⑥)



トイレ (⑦ 売店横)



駐車場 (⑧ 売店横)



休憩所 (⑨ 御馬場曲輪)



休憩所 (⑩ 岱崎出丸)



大駐車場 (⑪)

図 4-21 「③その他の要素—公園施設」のうち、便益施設



標識 (▲)



標識 (▲)



標識 (▲)



標識 (▲)



史跡案内板 (▲)



史跡案内板 (大型) (▲広場)



史跡案内板 (大型) (▲広場)



史跡案内板 (大型) (▲売店)



史跡案内板 (大型) (▲駐車場入口)

図 4-23 「③その他の要素—公園施設」のうち、案内板・標識



図 4-24 簡易的・一時的な注意看板の例 (配置図に表示なし)

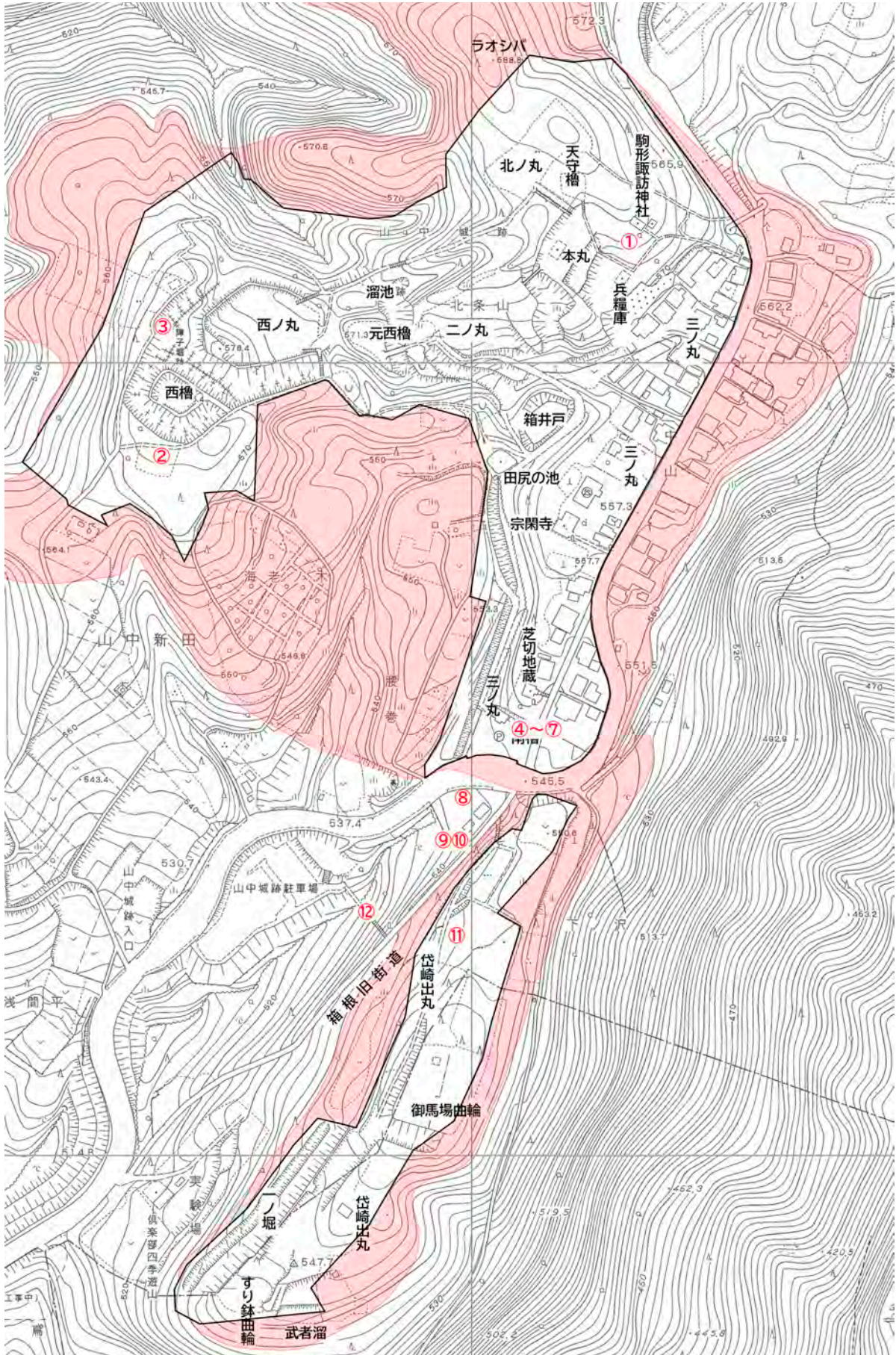


図 4-25 公園施設（ベンチ、水道、駐輪設備、安全管理施設）の配置



①カシの木の切り株
(旧県指定天然記念物)



②倉庫 (西木戸口)



③ベンチ (帯曲輪)



④駐輪設備 (広場)



⑤水道 (広場)



⑥ベンチ×3 (広場)



⑦地域花壇 (広場)



⑧地域花壇 (売店前)



⑨倉庫 (売店横)



⑩倉庫 (売店横)



⑪排水溝 (岱崎出丸)



⑫連絡橋 (駐車場)

図 4-26 「③その他の要素—公園施設」のうち、ベンチ、水道、駐輪設備、安全管理施設



①大カシ（旧県指定天然記念物）
記念碑



②史跡記念碑



③史跡記念碑



④旧街道記念碑



⑥名号塔



⑦史跡記念碑



⑧史跡記念碑



⑩箱根八里記念碑（司馬遼太郎）



⑪記念碑（恵明学園発祥の地）



⑫記念碑（菊地千本槍）

図 4-27 「③その他の要素—石造物」（番号は「図 4-13 石造物の配置」中のもの）



公民館



倉庫、遊具（公民館周辺）



同報無線（公民館周辺）



バス停



歩道橋



無線基地局



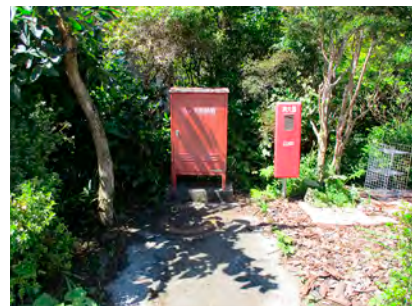
公衆電話



自動販売機



防災施設（防火水槽）



防災施設（消火栓）

図 4-28 「③その他の要素—その他の史跡の保存活用とは直接関連のない要素」の主なもの

第5章 史跡をめぐる現状と課題

1 保存管理の現状と課題

(1) 指定地全体の現状と課題

①指定地全体の現状

史跡指定地の立地環境に関する現状は以下のとおりである。

- ・指定地域は、標高 550m 前後の山地に位置し、冬季は降霜・凍結する。降霜・凍結は、日差しが出る暖かな日中には溶け、寒い夜間になると再び降霜・凍結することから、遺構保護のために張られている芝を根元から浮き上がらせ、土塁等の崩壊の一因となっている。
- ・江戸時代になると、山中城の城内を通過していた街道は東海道として整備され、街道沿いには新たに山中新田と呼ばれる村が建てられた。現在も市道（旧国道 1 号）沿いに約 30 軒の集落として存在している。
- ・上記集落に隣接し、急傾斜地崩壊危険区域が存在し、市道（旧国道 1 号）西側の山中城跡に接する一部の人家斜面はコンクリート擁壁で保護されている。
- ・台風による強風で倒木・枝折れが発生することがある。また台風や大雨に伴い土砂災害が発生しており、今後も災害が発生する恐れがある。
- ・当初の発掘調査で発掘できていない場所にも遺構の存在が確認されており、その他にも遺構の存在の可能性が高いと推定されている場所がある。未指定地のなかにもこのような場所があり、今後保護を要する。
- ・指定地内のうち、整備・公開されている範囲は市有地となっているが、隣接する林地の一部には民有地がある。また三ノ丸のうち、人家のある部分も民有地である。
- ・平成 4 年(1992)に発掘調査が終了して以降、開発に伴う小規模な発掘調査が行われている。とくに、三ノ丸区域では 10 か所の発掘調査によりいくつかの堀と土橋と考えられる遺構が確認されており、改めて三ノ丸区域が複数の曲輪であった可能性が浮上している。

②指定地全体の課題

史跡指定地の立地環境に関する課題は以下のとおりである。

- ・整備範囲内に隣接する林地の樹木が伸長して、遺構保護のために張っている芝部分に日陰をつくり、枯芝の原因となっている。
- ・昭和 56 年(1981)の史跡公園としての開園以来、サクラやツツジの開花を楽しみにしている来訪者が多数に上る一方で、植栽の樹根が地下遺構を侵食する場合もあるため、地下遺構の保護を前提に、景観にも配慮した史跡内の自然と調和した樹木管理を検討する必要がある。
- ・近年の台風の大型化、短時間のゲリラ豪雨などにより、土砂災害の発生する危険が高まり、史跡内での防災対策が重要となっている。
- ・史跡公園としての整備範囲内においても排水路が整備されていない範囲がある。堀などにより雨水が滞

留しやすい箇所や市道（旧国道1号）により堰き止められ円滑な排水ができていない箇所などでは早急な整備が必要である。

- ・ 今後保護を必要とする未指定地は、追加指定に向け関係者と協議をする必要がある。
- ・ 重要遺構が存在する可能性が高い民有地の公有化を検討する必要がある。
- ・ 長年にわたって史跡公園として親しまれてきた点に配慮しながら、保存管理を進める必要がある。
- ・ 開発に伴う確認調査など小規模な発掘調査以外の計画的な発掘調査を計画する必要がある。

（2）曲輪・土塁・堀等の現状と課題

山中城跡の曲輪・土塁・堀等に関する現状及び課題は、次のとおりに整理できる。

表 5-1 曲輪・土塁・堀等に関する現状と課題

名称	現状と課題
本丸	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小田原に向かう箱根峠に近い、城域の北東端に位置し、二段に造成されている。 ・ 上段では絵図や地域住民の証言等から建物があつたと想定される範囲に藤棚が設けられている。 ・ 隣接する二ノ丸と北ノ丸とは木橋で繋がっている。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤棚の経年劣化及び周辺土塁の形状劣化に伴う改修が必要である。 ・ 北側樹木の伐採が必要である。
天守台	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本丸東北隅に方形の櫓台跡があり、標高 582m と西ノ丸の物見台と並び、本城最高地点である。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 櫓台の復元についての検討。ただし発掘調査では柱穴等は検出できていない。 ・ 遠くからでも見通せるように、周辺樹木の伐採が必要である。
兵糧庫	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二段で構成される本丸のさらに下段に位置する。 ・ 複数の柱穴が検出され、現在平面表示をしている。 ・ 雨宿りも兼ねた休憩施設 1 棟を建設している。平成 27 年度(2015)に柱及び壁板を再整備した。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、休憩施設の経年劣化に伴う改修、周辺樹木の伐採の検討が必要である。 ・ わかりやすい平面表示の検討が必要である。
弾薬庫	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 兵糧庫の西隣りに位置する小曲輪で三方を高い土塁で囲まれていることが確認されている。 ・ 民有地の未調査区域である。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発掘調査、公有地化に向けた計画の検討が必要である。
本丸西橋	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本丸と二ノ丸を繋ぐ土橋及び木橋。平成 27 年度(2015)に橋の架け替え等再整備した。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、経年劣化に伴う改修が必要である。
駒形・諏訪神社	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・ 江戸時代、山中新田の集落がつくられたことにより、新たにつくられた鎮守。境内社に八坂神社がある。 ・ 現在のコンクリート及び石段の参道は、以前は本丸の搦手に通じる土橋であつたと思われる。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 神社は現在も集落の人々が大切に守っている。 ・ コンクリート及び石段の参道を車の通れるスロープに改修したいとの要望を地元集落が持っているが、現状変更としては許可が難しい。

名称	現状と課題
二ノ丸 (北条丸改称)	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・本丸と元西櫓の間に位置する曲輪で、それぞれ橋によって繋がれている。当初は北条山と地元と呼称をもとに呼ばれていたが、後の調査等の結果から二ノ丸に改称した。 ・曲輪の東西両隅に物見台が設けられており、現在は西ノ丸方の障子堀及び富士山を望める人気のスポットである。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺土塁の経年劣化に伴う改修の検討が必要である。
二ノ丸虎口	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・三ノ丸と二ノ丸を繋ぐ通路である。 ・両側を土塁で囲まれ、下方から上方の二ノ丸に向かうと次第に通路が細く狭まる。また平坦ではなく、坂虎口となっている。 ・平成28年(2016)に土塁を改修している。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺土塁の形状劣化に伴う改修が必要である。 ・三ノ丸から二ノ丸に架けられていたといわれる10間の欄干橋の表示または復元の検討が必要である。
元西櫓	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・二ノ丸と西ノ丸の間に位置する小曲輪である。山中城は、天正18年(1590)落城まで何度か改修され、規模も拡大している。この元西櫓は初期の築城時における最西端の曲輪であったと考えている。 ・平成26年(2014)に土塁を改修している。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺土塁の形状劣化に伴う改修が必要である。 ・現在アジサイが植えられている谷部の発掘調査及びその成果に基づく整備の検討が必要である。
二ノ丸西堀橋	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・二ノ丸西堀に架けられた二ノ丸と元西櫓を繋ぐ橋。 ・平成26年(2014)、経年劣化した橋を改修している。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・今後、経年劣化に伴う改修が必要である。
西ノ丸	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・山中城で一番広い曲輪で平坦面は少なく、東に向かって傾斜しており、雨水等は東隣の溜池へ集まるようにつくられている。 ・元西櫓と西櫓の間に位置し、天正18年(1590)の戦いでは、西櫓と並び激戦が繰り広げられたと考えられる。 ・西櫓に隣接する西端には物見台が設けられている。 ・何らかの建物があったと想定されるため、曲輪内に本丸と同様の藤棚を設けている。 ・曲輪の南西北の3方向には、障子堀がつくられており、うち西側は複列の障子堀となっている。 ・障子堀は平成21年(2009)改修、西ノ丸土塁は平成25年(2013)改修。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺土塁の経年劣化に伴う改修の検討が必要である。 ・集中豪雨時の障子堀内に溜まった雨水の排水対策が必要である。
物見台	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・西ノ丸の西側、西櫓を望む位置に高く付設された小曲輪。見張り台という通称で伝えられていた。 ・平成25年(2013)に改修している。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺土塁の経年劣化に伴う改修が必要である。 ・現在、土塁上は立入禁止となっているが、上から障子堀を望める絶好の位置であるため人の出入りが絶えず、その分土塁斜面の劣化が進んでいる。
西櫓	現状 <ul style="list-style-type: none"> ・山中城が展開する2本の尾根のうち、北側尾根部分の西側先端にある、周囲が障子堀に囲まれた小さな曲輪。東側を除く3方を土塁に囲まれ、東南隅の土塁が切れたところに虎口がある。 ・西ノ丸の角馬出として機能していたと考えられる。ただし、西ノ丸と木橋等で繋がっていたかどうかは、発掘調査で橋脚部の柱穴等が発見されなかったため不明である。 ・平成26年度(2014)に土塁及び掘立柱建物跡の平面表示を更新している。

名称	現状と課題
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺土塁の経年劣化に伴う修復の検討が必要である。 ・西ノ丸と繋がる木橋の存在についての検討が必要である。
西木戸	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当時は箱根道から分岐して北側尾根の最西端である西櫓へ通じる道があり、この場所には城門と柵が設けられていたと考えられる。 ・現在は山中城跡を周遊見学する徒歩ルート^{のりめん}の西端に位置し、トイレを設置している。
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレは設置から30年以上が経過し、入口部の木柵基礎の腐食が進行している。(令和5年度(2023)改修予定)
帯曲輪 (西櫓・西ノ丸の堀外を圍繞)	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西櫓から西ノ丸の周囲につくられた障子堀の外側において、堀を掘る時にでた土を盛り上げて、幅の狭い土手状の堤を帯曲輪つくった。北端は水曲輪の下の谷、南側は元西櫓から田尻の池の西側を回って厩跡に続いている。 ・隣地には戦後植林のヒノキ等の樹木が大きく成長しているため、遺構保護のための張芝に影を落とし、日照不足による育成の妨げとなっている。
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣地には民地・私有地を含めヒノキ等の計画的な伐採の検討が必要である。
溜池(水曲輪)	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山城という地形的制約から城内で使用する水の確保は重要で、本丸・二ノ丸と西ノ丸・西櫓から雨水等が集まり、貯えるための施設として造成されたと思われる。 ・集中豪雨時、本丸・二ノ丸から溜池に流れ込む許容量以上の雨水が二ノ丸西堀北側の障子堀内に長時間帯水しており、これが堀法面崩落の一因となっている。 ・また溜池内から外部に繋がる排水路がないことも、堀法面崩落の一因となっている。
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溜池に流れ込む雨水の排水対策が必要である。
帯曲輪 (北ノ丸・西ノ丸間)	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本丸北側のやせ尾根上の通路。北ノ丸と西ノ丸を結ぶ。北ノ丸東南の帯曲輪と合わせて二ノ丸と本丸の防御を兼ねている。 ・林地には戦後植林のヒノキ等の樹木が大きく成長している。
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣地のヒノキ等の樹木の計画的な伐採の検討が必要
北ノ丸	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本丸の北側に位置する長方形の大きな曲輪。東南の帯曲輪との接続部分に4本の柱穴が確認され、四脚門の存在が想定される。 ・平成27年(2015)土塁を改修している。
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺土塁の経年劣化に伴う修復検討が必要である。 ・隣地の戦後植林の樹木の計画的な伐採検討が必要である。
帯曲輪 (北ノ丸東南)	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本丸北堀を区画している。搦め手から東南へ向かうと、小田原へ通じる主要街道に通じている。
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北ノ丸との接続部分の四脚門の復元についての検討が必要である。
ラオシバ	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北ノ丸とは深い堀を隔てた北側にある平坦部で、名称は江戸時代以降、山中新田の集落でラオ竹(篠竹)をキセルの部品として加工する時、干場として使われていたことによる。 ・未発掘地区である。ただし、国道1号バイパス建設時、一部調査を実施しており、東斜面においてローム土を中心とした盛土を検出している。
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検出された盛土は山中城築城時に行われた堀を掘る作業に伴うものであると考えられるため、調査実施について検討が必要である。
東櫓 (二ノ丸改称、三ノ丸の一部)	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駒形・諏訪神社の参道から市道(旧国道1号)に出た地域。山中新田の集落の北東端に位置している。
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未調査地域のため発掘調査実施の検討が必要である。
三ノ丸	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道(旧国道1号)沿い、山中新田集落を中心とする曲輪で、二ノ丸の南方、箱井戸の東側にある。

名称	現状と課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内には約 30 軒の個人住宅の他、公民館・宗閑寺等があり、現地形では一番大きな平坦面を有する。 ・東側は本丸・二ノ丸等の城中心部、南側は来光川が開析した急峻な谷となっている。 ・山中新田集落の中心部であるため、昭和 48 年(1973)からの発掘調査・整備から外れた地域である。しかしその後、個人住宅建て替え等に伴い点的範囲であるが発掘調査を実施しており、堀跡等が検出している。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀跡等が検出しているため、さらなる面的な発掘調査への拡大を検討することが必要である。
宗閑寺	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山中城を守った副将 間宮康俊の娘が、江戸時代になり討ち死にした父や兄弟を弔うため徳川家康に建ててもらった寺。 ・境内西側には父康俊、兄弟信俊、信冬の墓の他、北条方城将松田康長、援将多米長定、さらに豊臣方の武将一柳直末の墓がある。現在も間宮氏、一柳氏の子孫が時折墓参している。 ・寺の裏側には山中新田集落の墓地となっている。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦国武将の墓は宗教施設としてではなく文化財として保存管理することが必要である。
芝切地藏尊	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代、宗閑寺に泊まり急な病で亡くなった旅人を地藏尊として祀ったもの。現在も芝塚が祀られており、同じ敷地内に虫歯地藏がある。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山中新田集落の住民が宗教的施設として管理・使用しているため、現時点では行政が関与することはない。原則としては現状を維持していくことが必要である。
南櫓（大手）	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三ノ丸の西南隣りに位置する。現在は周囲を市道（旧国道 1 号）・旧東海道・民家によって削平され、元の姿はほとんど残っていない。 ・岱崎出丸ができる前は、この場所が山中城が展開する 2 本の尾根のうち南側尾根の先端であり、嚴重な防御施設も含め大手口があったと予想される。 ・南櫓の南側には現在駐車場になっている広場がある。ここは以前は南櫓から続く斜面であったが、昭和初期頃に宅地として利用するため平坦化が行われたとのことである。 ・カーブ状の市道（旧国道 1 号）部分は堀のあったところで、西櫓と同じ障子堀がめぐっていた可能性がある。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーブ状の市道部分、障子堀の可能性がある部分は今後ある程度の範囲の面的な発掘調査について検討する必要がある。
三ノ丸堀	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三ノ丸の西側に接する空堀。堀南端が市道（旧国道 1 号）建設に伴い封鎖されたため、堀内に流れ込んだ雨水の排出経路・施設がない。 ・令和元年(2019)の台風 19 号、令和 3 年(2021) 7 月上旬の長雨により、堀法面が崩落した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流れ込んだ雨水の排出施設がなく、これまでは自然に地下に浸透することで対応していたが、近年の大型台風、集中豪雨には対応できなくなっており、排水施設の整備が緊急課題である。
岱崎出丸	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山中城が展開する 2 本の尾根のうち、南側尾根に立地し、現在の山中新田集落の西南側が岱崎と呼称されていたことにより名付けられた。 ・豊臣秀吉との戦いが避けられなくなったと判断した北条氏が急遽この岱崎で城域拡張の工事を行ったと言われ、未完のまま開戦を迎えたと伝わる。 ・南側は来光川により開析された急峻な谷、西側は当時小田原に向かう箱根道が通る。 ・一部函南町の地積分があるが、管理は三島市が行っている。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在整備公開されている範囲と西側の箱根旧街道の間は民地もあり発掘未調査である。障子堀が検出する可能性が高く、発掘調査の実施について検討する必要がある。

名称	現状と課題
御馬場曲輪 (出丸)	現状 <ul style="list-style-type: none"> 出丸の中心に位置する、比較的広い平坦面を有し出丸の中では一番標高が高い曲輪である。 何らかの建物があつたと想定されるため、曲輪内に本丸と同様の藤棚を設けている。 平成30年度(2018)に南側堀を改修している。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 周辺土塁の経年劣化に伴う修復を検討する必要がある。
すり鉢曲輪 (出丸)	現状 <ul style="list-style-type: none"> 岱崎出丸の最先端に位置し、中心部が摺鉢の底のように低くなっていることから名付けられた。 天正18年(1590)の開戦時には未完だったと考えられ、「武者だまり」と傳承されている。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 周辺土塁の経年劣化に伴う修復の検討が必要である。
一ノ堀	現状 <ul style="list-style-type: none"> 岱崎出丸の東側に接する単列の障子堀。攻めてくる豊臣軍が最初に接する北条方陣地で、当時の箱根道を間近に見下ろす位置にある。 17区画の障子堀で構成されている。堀は未調査の北側にさらに延びる可能系がある。 標高550mと高地にあるため、冬季は凍結することがある。 遺構保護のため保護層の上に張芝をしているが、冬季に夜間の凍結と日中の解凍を繰り返すため、張芝の根、さらに下の保護層が霜柱等で浮き上がることで、少しずつ堀法面の崩落が進行していく。 平成30年度(2018)に堀斜面を修復している。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 堀法面の崩落の進行に対応するため、15～20年のサイクルでの修復が必要となる。
箱井戸	現状 <ul style="list-style-type: none"> 箱根山からの湧水を水源とし、一年中干上がることはない。二ノ丸の下方にあり、二ノ丸に降った雨水も流れ込む。 周囲を板で箱状に囲っていたことから名付けられ、田尻の池が馬用なのに対し、城兵の飲料用の水源であったと考えられている。 史跡公園として開園後、地元の人により白スイレンが植えられ、季節になるとスイレンの名所でもあつた。 令和元年(2019)、令和3年(2021)と上流域で降った雨が大量の土砂とともに流れ込み、以後スイレンの開花は見られない。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 今後も雨天時の土砂流入は避けられないため、定期的な浚渫について検討の必要がある。
丸井戸	現状 <ul style="list-style-type: none"> 厩跡の西側にあたり、今も水が溜まっている状態を見ることが出来る。 私有地であり、未発掘調査地点のひとつである。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 今後の計画的な発掘、公有地化を検討する必要がある。
座舞井戸	現状 <ul style="list-style-type: none"> 地元の言い伝えとして、本丸北側の谷部にその存在が伝えられていたが、これまでの発掘調査では発見されていない。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 本丸北側の谷部は本格的な発掘調査が行われておらず、今後面的な発掘調査を実施する機会があれば調査実施について検討する必要がある。
田尻の池	現状 <ul style="list-style-type: none"> 上流域に位置する西ノ丸、元西櫓、二ノ丸からの雨水が流れ込む。また東側に隣接する自然湧水の箱井戸からも水が流れ込み、一年を通じ干上がることはない。 箱井戸が城兵の飲料用なのに対し、厩の洗い場、または馬の水飲み場として考えられる。 史跡公園として開園後、地元の人により赤スイレンが植えられ、スイレンの名所でもあつた。 令和元年(2019)、令和3年(2021)と上流域で降った雨が大量の土砂とともに流れ込み、池の3分の1が埋まってしまい、同時にスイレンも埋まったことから現在は開花が見られない。
	課題 <ul style="list-style-type: none"> 今後も土砂流入は避けられないので、定期的な浚渫について検討する必要がある。

名称	現状と課題
厩	現状 ・田尻の池西側の高台上にある曲輪。田尻の池との関連で厩跡と伝わるが、民有地であり発掘未調査地区のひとつである。
	課題 ・発掘調査、公有地化について検討する必要がある。

(3) 植栽・樹木

①現状

植栽・樹木に関する現状は次のとおりである。

- ・昭和56年(1981)の開園時、地下遺構保護のため堀内や曲輪表面に盛土を施して張芝を行い、遊歩道脇には遺構への侵入防止のためツツジ・サツキ等で植栽帯を設けた。
- ・遊歩道脇の植栽帯や西ノ丸・西櫓等の堀斜面に植えたツツジ・サツキ等の玉物の樹根が地下遺構にまで伸びて侵食するなど、地下遺構へ影響を及ぼしている。
- ・堀法面のツツジ・サツキ等の玉物は崩落防止の役に立つとともに、定期的に行っている斜面の除草作業時には足場となるなど安全面で助けとなっている一方で、城として使用されていた戦国時代にはない光景であるため、城としての理解を妨げている。
- ・樹木等の伐採を行う際、重機等を搬入する作業用道路がないため、場所によっては人力での作業が中心となる。
- ・整備・公開している範囲は定期的の下草刈りを実施しているが、夏季等の雑草が繁茂する時期は障子堀等の凹凸が見えにくい時がある。
- ・城跡としてではなく、サクラ、ツツジ、サツキ、アジサイ、紅葉など季節ごとの景観を楽しむ市民や観光客が多数訪れている。
- ・田尻の池や箱井戸の周囲にはアヤメ・キショウブ・アジサイが咲く。
- ・整備・公開されている範囲に隣接して戦後植林のヒノキ等が存在し、張芝に日陰をつくり冬季は凍結、枯芝の原因となっている。

②課題

以上の現状をふまえ、次のとおり課題を整理する。

- ・植栽・樹木の現状を把握し、地下遺構に影響を与えている植栽・樹木への対応を検討する必要がある。
- ・戦国時代の景観保全に向けた植栽・樹木管理を検討する必要がある。
- ・サクラやツツジなど季節ごとに咲く花を楽しみにしている来訪者が多数に上る一方で、植栽の樹根が地下遺構を侵食する場合もあるため、地下遺構の保護を前提に、花の咲き誇る景観にも配慮した史跡内の自然と調和した樹木管理を検討する必要がある。
- ・遺構を重点的に保護する区域と、市民の憩いの場として草花を楽しむ区域を設定するなど、植生管理の方法について検討する必要がある。

(4) 指定地の拡大と公有地化

①現状

- ・昭和9年(1934)、昭和53年(1978)の2回にわたり指定が行われている。その後、指定の追加が行われていないが、史跡周辺には遺構の存在が確認されている、または、その可能性が高い未指定地が存在している。
- ・昭和47年(1972)から61年(1986)までに指定地 117,857㎡のうち 83,541㎡が公有地化されている。

②課題

- ・追加指定の候補地として、次の3か所があげられる。

ア 厩、無名の小曲輪、西ノ丸・元西櫓南側の帯曲輪周辺

これらは山中城の中心部に入り込む丸井戸の谷を侵攻してくる攻城軍に対して三方向からの十字砲火により制圧するために設置されたと考えられる。

厩 三ノ丸堀の西側、元西櫓の南側に位置する約 30m × 50m の曲輪である。曲輪の南側に東西方向の長さ約 30m、基底幅約 10m、高さ約 3 m の大土塁を設置しており、丘陵上を侵攻してくる攻城軍に対する直接的な防衛施設となっている。また、土塁の北側には平坦面が造成されており、曲輪の北側と西側の斜面は高さ 3 m ほどの切岸となっている。

無名の小曲輪 厩から谷を挟んで対岸の丘陵上に位置する。20m × 30m の長方形の曲輪であるが、土塁の構築は認められていない。

西ノ丸・元西櫓南側の帯曲輪 谷の正面を防備する位置にある西ノ丸・元西櫓の南側の帯曲輪で、各曲輪と帯曲輪で二重の防衛ラインを構築している。

イ 岱崎出丸と箱根旧街道の間の地域

平成6年(1994)の箱根旧街道石畳整備事業に伴う発掘調査によって、岱崎出丸入口付近の石畳の下から障子堀の一部が確認された。また、等高線の状況から一ノ堀と旧東海道との間にさらにもう一本の横堀が設置されている可能性もある。以上のことから、この地区について詳細な調査をした上で追加指定および公有地化が望まれる。

ウ 三ノ丸のうち市道(旧国道1号)東側の地域

山中新田の集落の一部であるが遺跡山中城跡(遺跡 No.243)に含まれており、三ノ丸の一部と考えられている。令和元年度(2019)にはこの地域を含む 29,000㎡について、UAV(無人航空機)等を用いた測量を行っている。

- ・上記のうち、ウについては所有者の意向に合わせて小規模な面積ごとに発掘調査を実施し、その結果をふまえて追加指定・公有地化ができないか検討する必要がある。
- ・公有地化により有効活用を図ることが期待できる候補地として、次の3か所があげられる。

ア 弾薬庫

本丸の南側、兵糧庫の西側に位置する比較的小さな曲輪で、現在ヒノキ林となっている。弾薬庫であった可能性もあるが、確証はない。しかし、本丸西虎口に横矢をかける位置にあり、その防御のために設置されたことが明らかな重要な曲輪である。

イ 岱崎出丸入口東側

岱崎出丸の北東端部に位置する平坦地で、現在は畑地と雑木林となっており、天正18年(1590)の山中城合戦で最大の激戦地となった大手口に近接する地点である。岱崎出丸の入口部であり、家族連れの来訪者による利用やイベントの開催用地としても有効活用が期待できる。

ウ 三ノ丸のうち市道(旧国道1号)西側の地域

山中新田の集落内となっているため発掘調査がほとんど行われていない。

- ・上記のうち、ウについては所有者の意向に合わせて小規模な面積ごとに発掘調査を実施し、その結果をふまえて公有地化ができないか検討する必要がある。

(5) 調査研究

①現状

- ・平成4年(1992)に第18次までの発掘調査が実施され、その成果が報告書等にまとめられている。
- ・平成5年(1993)以降は開発に伴う小規模な発掘調査が行われている。とくに、三ノ丸区域では10か所の発掘調査によりいくつかの堀と土橋と考えられる遺構が確認されており、改めて三ノ丸区域が複数の曲輪であった可能性が指摘されている。
- ・報告書『史跡山中城跡』(昭和60年(1985))、報告書『史跡山中城跡Ⅱ』(平成6年(1994))、『山中城跡文献資料集』(昭和50年(1975))等の刊行により調査研究の成果を公表している。

②課題

- ・追加指定、公有地化の候補となっている区域のうち集落外にあるものについては、計画的な発掘調査を検討する必要がある。
- ・山中新田の集落内については所有者の意向に合わせて小規模な面積ごとに発掘調査を進めていく必要がある。
- ・『史跡山中城跡Ⅱ』刊行後の城郭や出土遺物に関する研究の進展に合わせた出土遺物や文献の調査を進めていく必要がある。

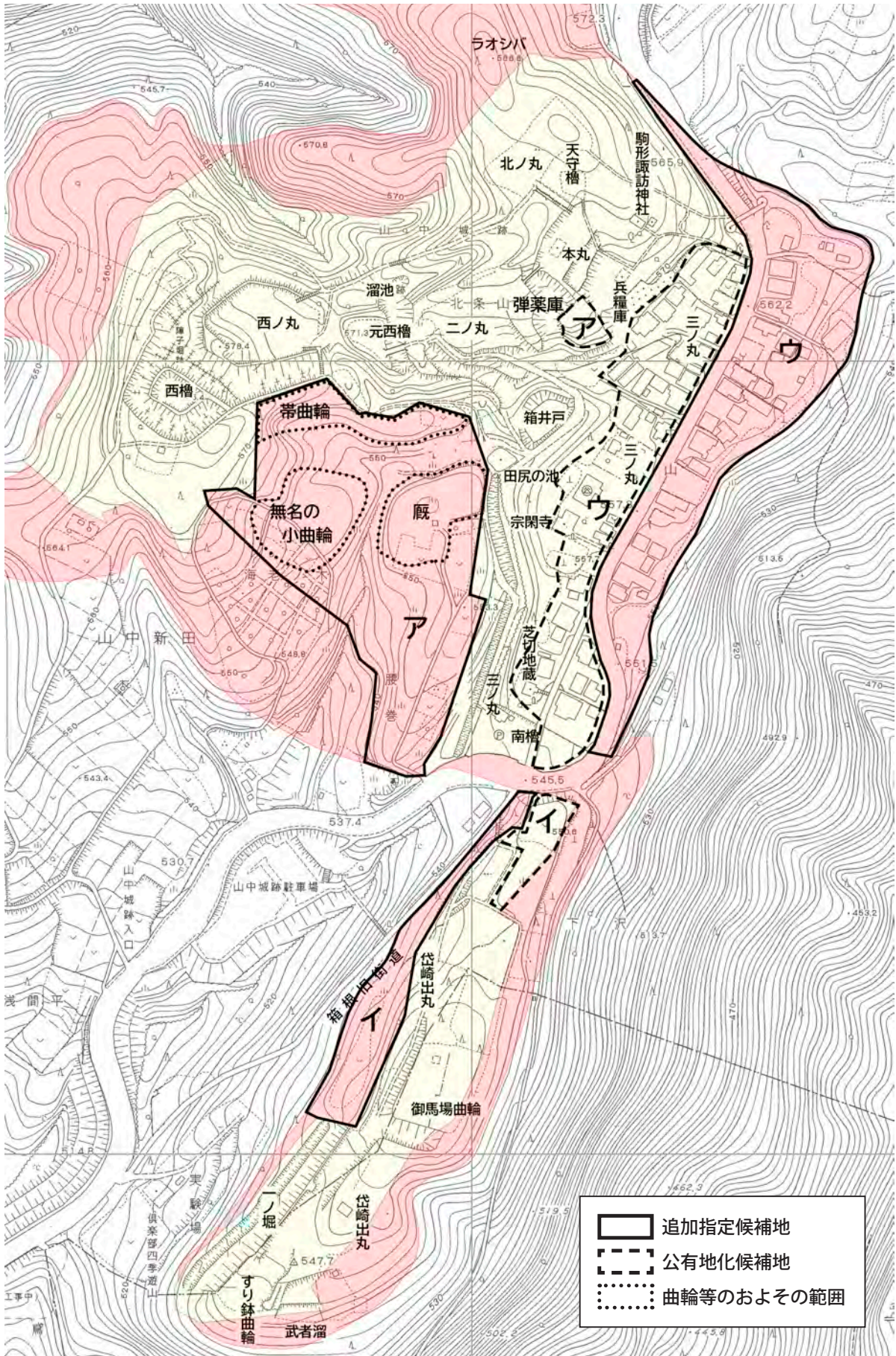


図 5-1 追加指定および公有地化の候補地

2 活用の現状と課題

(1) 活用の現状

①史跡の公開

山中城跡は昭和56年(1981)以降、史跡公園として一般に公開されている。来訪者数は平成10年(1998)代後半に15,000人前後であったものが次第に増加し、平成27年(2015)に3万人を超え、コロナ禍前には37,000人となった。令和2年度(2020)はコロナ禍により23,000人に減少している。

平成20年(2008)代には伊豆縦貫道の開通、伊豆フルーツパークや三島スカイウォークの開業など箱根西麓地域での観光振興に大きな動きがあった。このような外的要因は来訪者増加の要因になっていると考えられるが、山中城跡についても日本100名城への選定や「お城ブーム」、再整備計画の実施などにより中世の城跡としての評価が高まり、城郭研究者やお城マニアを含む多くの人々が訪れるようになっている。

史跡内では来訪者の学習やレクリエーションなどの活用のため、以下の整備を行っている。

- ・各曲輪、堀などの要所ごとに解説板を設置している。
- ・山中城の第一の特徴である障子堀や土塁については発掘で明らかになった遺構に盛土をし、さらに芝生を張ることで保護して当時の構造を理解できるようにしている。
- ・木橋の存在が確認できた場所には、木橋を復元的に設置している。
- ・詳細の明らかになっていない掘立柱建物については、平面的な表示によりその位置を示している。
- ・本丸でおよその位置が確認された建物跡には藤棚を設置している。
- ・二ノ丸虎口で認められた門跡の場所には、二本の柱による門を復元的に設置している。このような門は北ノ丸虎口、西ノ丸大手・搦め手虎口にも設置してあったが現在は老朽化により撤去している。
- ・当初の整備時には土塁上で検出された柵や塀の柱穴位置にはツツジを植栽し、円柱状に刈り込むことにより表示していたが現在は撤去している。
- ・ツツジ、アジサイ、フジ、スイレンなどの植栽により四季の花を楽しめる公園としている。

②史跡内でのガイド等

ガイド施設がないため、学芸員やガイドなどが常駐してはいないが、ボランティアによるガイド等が行われている。

- ・申込制の三島市ふるさとガイドの会によるガイドツアーの目的地の一つとなっている。ガイドの目的地としては山中城跡は人気のスポットのひとつとなっている。
- ・令和4年度にふるさとガイドの会による現地での常時受け付けのガイドが期間限定の土・日曜日、祝日に試行されている。
- ・甲冑武者サークル SacT^{サクト}により「山中城跡戦国武将隊 禄寿應穩」事業として甲冑武者による解説、記念撮影などが毎月1回行われている。
- ・散策ルート of 地形の変化、各種の花、広い芝生といった要素により幼稚園・保育園の遠足の目的地として利用されている。その際はとくにガイドが付くことはなく、引率の先生により園児に対して説明が行われている。

- ・小中学生の遠足・社会科見学への利用はあまりないのが現状である。山中城跡への来訪はバスが必要となるため、社会科見学ではバスを利用しなくても複数の見学地を廻ることができる市内の史跡巡りが選ばれる傾向にある。また、小学生になると遠足の目的地は市外の遠隔地が増え、市内にある山中城跡は近すぎて遠足の目的地としての特別感が薄いとの印象を持たれている。

③印刷物、ホームページでの情報発信

- ・史跡の案内図や見どころ、歴史的な背景、花の見ごろなどを紹介したパンフレットを作成し、史跡公園内の売店・トイレ、市文化財課、郷土資料館、その他の施設で配布している。
- ・市ホームページ、市教育委員会フェイスブックなどで史跡の見どころ、開花情報、戦国武将隊の紹介、災害による影響など様々な情報を発信している。

④郷土資料館での展示

郷土資料館では常設展示の中で三島の成り立ち（通史）についての展示を行っており、その中で山中城を取り上げている。

- ・山中城の歴史的な位置づけや全体像をパネルにより紹介
- ・武器・武具、鉄砲玉、陶磁器類などの出土遺物を展示して紹介



図 5-2 郷土資料館での出土遺物等の展示

⑤売店での関連物品の販売

史跡公園の隣接地で山中商工組合が運営する売店が営業しており、軽食・飲み物に加え、下記のような関連物品を販売している。市の担当窓口は商工観光課となっているが、市文化財課とも日常業務の中で情報共有を図っている。

- ・御城印の販売
- ・障子堀と形状が似ていることに着想を得た、「障子堀ワッフル」の販売

⑥山中城跡ガバメントクラウドファンディングの実施

平成 30 年度(2018)から山中城跡の日常の維持管理経費の一部に充当するため、ガバメントクラウドファンディング（ふるさと納税による寄附）を実施している。寄附者には以下のような返礼を行い、山中城跡の魅力をより多くの人に知ってもらうよう努めている。（年度による変更あり）

- ・寄附者対象イベントで史跡見学を実施。この見学では学芸員による案内や普段立ち入ることのできない障子堀の中へ入ることができる。
- ・名入りのぼり旗の史跡公園内での掲示
- ・限定御城印の配布
- ・ドローンにより史跡を撮影した DVD の配布

⑦他の文化財との連携による活用の促進



図 5-3 日本遺産フェスティバルでのパネル展示

の施設において、箱根八里に関するパネル展示を行っている。

- ・箱根旧街道沿いに日本遺産を紹介する説明板が設置されており、山中城跡付近では旧街道とともに山中城についても紹介されている。

史跡山中城跡は日本遺産「箱根八里」の構成文化財となっており、他の構成文化財と一体的に情報発信等が行われている。また、国指定、日本100名城、北条氏支配地域の城、といった切り口で他の城跡とともに紹介されることもある。

- ・三島市、小田原市、箱根町、函南町の2市2町でつくる「箱根八里街道観光推進協議会」や市により箱根八里に関するパンフレットが作成され、その中で山中城跡も紹介されている。
- ・文化庁や外部団体が開催するイベントや関係自治体



図 5-4 日本遺産の案内板での山中城跡の紹介箇所



- ・近隣には小田原城跡（国指定、100名城）、韮山城跡、長浜城跡（国指定）、興国城跡（国指定、続100名城）、足柄城跡等の北条氏の城跡がある。これらの城跡とともに書籍・雑誌やホームページ等で紹介されることもあるが、互いに連携した活用には至っていない。

(2) 活用の課題

①史跡の公開

- ・山中城跡の来訪者数はコロナ禍により減少している。しかし、コロナ禍以前に来訪者の増加を導いた、山中城再整備事業による中世の城跡としての評価の高まりなどの内在的要因や観光施設の開業といった外的要因は引き続き存在しているため、デジタル化といったコロナ禍を経た社会情勢の変化をふまえた施策を検討する必要がある。
- ・史跡内に解説板を多数設置しているが、多言語表記がなされていないなどインバウンド対策が不足している。

- ・山中城跡の見どころの一つである「障子堀」はローム質の土で滑りやすく、傾斜も急峻で、敵兵の移動を困難にする障壁となっていたものである。しかし、現在は遺構の保護のために芝生が張られ、植栽がされており、遺構を見学しただけでは当時の障壁としての機能を想像することが難しくなっている。
- ・障子堀の障子部分の天端は馬の背状と称されるように狭くて丸みを帯びており、きわめて歩きにくいものになっていた。しかし、盛土と張芝のために幅が広がっており、この点からも当時の機能を想像することが難しくなっている。
- ・兵糧庫の石による柱穴の位置表示や本丸での藤棚による建物位置の表示からは来訪者が中世の城館をイメージすることが難しい状況となっている。兵糧庫跡の礎石と西櫓掘立柱建物跡については立体表示も検討されたことがあるが、実現していない。
- ・二ノ丸虎口、北ノ丸虎口、西ノ丸大手・搦め手虎口には門の跡と考えられる遺構が確認されており、門柱を模した立体表示をしていたが、老朽化により撤去したままの場所もあり、設置の基準が統一されていない。
- ・令和元年(2019)の台風19号と令和3年(2021)7月の長雨により田尻の池に土砂が流入し、史跡公園の見どころのひとつとなっているスイレンが全滅してしまった。

②印刷物・ホームページでの情報発信、史跡内でのガイド等

- ・予約が必要な三島ふるさとガイドの会によるガイドと史跡公園内の解説板に頼っている。常駐のガイドや画像等を活用した当時の状況の再現などがなく、来訪者への情報提供が不足している。ただし、ふるさとガイドの会が土・日曜、祝日限定ではあるが、山中城跡でのガイドの常駐を検討している。
- ・ホームページやSNSでの情報発信が行われているが、来訪者への情報提供の不足を補うような仕組みになっていない。AR（拡張現実）等の先端技術を取り入れることも検討する必要がある。
- ・平成24年(2012)まで毎年5月に「山中城まつり」が行われており多くの来訪者があったが、中止になって以降は大きなイベントが行われておらず、来訪者にとっての見学のきっかけが不足している。



図 5-5 山中城まつりでの合戦を再現した「山中城悲話」の上演

- ・月1回の「山中城跡戦国武将隊 禄寿應穩」以外に、史跡を学ぶための現地講座や出前教室などのイベントが少ない。
- ・幼稚園・保育園による遠足としての利用はあるが、その際、子どもたちへの山中城跡についての情報提供が十分ではない。子供たちを引率する先生方への情報提供のルートが作られていない。

- ・小中学校による社会科見学や遠足での利用がほとんどない。
- ・各種パンフレットの更新と史跡公園内などでの配布を継続していく必要がある。
- ・多言語表記による各種パンフレットの作成が行われていない。
- ・パンフレット等で共通して使用されている史跡のイラストマップに現状の整備状況と食い違っている部分があるため、修正が必要となっている。
- ・市ホームページや SNS での発信を継続し、その内容についても見直していく必要がある。

③ガイダンス施設の必要性

- ・山中城跡からは多数の出土品が発見されているが、現地に展示施設がないため、郷土資料館での少数の展示に留まっている。また、展示内容の更新がなされていない。
- ・来訪者の山中城跡についての理解を助けるため、出土品、模型、映像などを交えて戦国時代の山中城の世界へ来訪者を誘導するようなガイダンス施設（資料館）の建設が構想されてきたが、依然建設の計画が立っていない。
- ・現在は売店で関連物品の販売やパンフレットの配布が行われており、ガイダンス機能の一部を代替しているため、市と山中商工組合が連携してこれを継続していく必要がある。

④史跡の活用を進めるための財源の獲得

- ・史跡の公開などの活用を進めていくためには維持管理などに多額の経費がかかる。史跡の活用を継続し拡充していくためには、現在行っているガバメントクラウドファンディングを含め、新たな資金獲得方法を検討していく必要がある。

⑤他の文化財との連携による活用の促進

- ・山中城跡は日本遺産「箱根八里」の構成文化財に位置付けられているが、パンフレットの作成以外の取組があまり行われていない。
- ・箱根八里と山中城跡の関連性を提示し、一方の来訪者に他方への関心を喚起して誘導するような、回遊性を高める施策が必要である。
- ・近隣にある北条氏の城跡との連携を強めることで、来訪者の拡大やより深い学習機会の提供が達成できる余地がある。

3 整備の現状と課題

(1) 整備の現状

昭和44年(1969)、文化庁の史跡調査事業の中で中世山城が調査対象となったことおよび翌45年(1970)、建設省により史跡内を通過するバイパス道路建設計画案が提示されたことを契機として昭和48年(1973)から発掘及び環境整備事業が開始された。

昭和49年(1974)には「史跡山中城跡環境整備基本構想」を策定している。基本構想では「自然の保護なくして史跡の保護はありえない」とし、史跡、自然、観光(公開)の三者融合の姿を求めた。昭和49年(1974)から平成4年(1992)までの約20年間に発掘調査と並行して15期の環境整備が行われ、各曲輪・堀・土塁などの遺構の保存と復元、回遊路の配置、休憩所等の便益施設の設置などが進められた。

昭和56年(1981)の史跡公開から20年が経過する頃になると堀が崩れるなど経年劣化が進み、各所で再整備の必要が出てきた。そこで、平成20年(2008)には史跡山中城跡整備計画策定懇話会による再整備計画についての最終答申が行われた。この答申を基本計画として平成24～30年度(2012～18)の7か年計画で12地点の再整備を行った。

①遺構

- ・遺構が軟質なローム層中に構築されているため、露出展示や覆屋方式の展示になじまず、しかも頻繁な天地返しにより明確な建物遺構が捉えられなかったこと、整備開始当時は中世城館の具体的なイメージが示せなかったことから、立体復元ではなく平面復元を選択した。
- ・曲輪・土塁・堀の復元は遺構面保護のため30～100cmの盛土によって被覆したのち、張り芝を行い、遺構の保存と構造理解が両立できるよう配慮した。
- ・建物位置は藤棚や柱位置の表示などによって表示している。

②植生(樹木、芝生)

- ・史跡内にはツツジ、フジ、アジサイなどの植栽、各種のサクラなど様々な花が見られる。令和元年(2019)の台風19号による被災までは田尻の池・箱井戸にスイレンが見られた。



図5-6 史跡公園内の花(左から、ツツジ、フジ、アジサイ)



図5-7 史跡公園内の花(左から、大島桜、スイレン)

- ・曲輪、土塁、堀などの遺構には芝が張られている。
- ・史跡の外縁部や周辺には戦後に植林されたスギなどの常緑樹が見られる。

③公園施設、管理施設

- ・各曲輪を巡り、障子堀や池、物見台などを見学できるよう、回遊路を整備している。
- ・回遊路は土道を基本とし、勾配のきつい箇所では焼杭や擬木による階段としている。また、来訪者の誘導と安全性の確保のために柵を設置している。
- ・大型駐車場を1か所整備している。その他、三ノ丸の広場とその道路向かいの売店前に1か所ずつ、駐車場を整備している。
- ・トイレは三ノ丸の広場、売店横、西木戸口の3か所に設置している。
- ・道路沿いに「史跡山中城跡」の表示のある案内板や標柱が5基、設置されている。
- ・史跡およびその周辺に山中城跡全体の案内図、山中城についての説明板、各曲輪等についての説明板が合わせて50枚設置されており、来訪者に山中城の構造や各所の役割などの情報を提供している。
- ・岱崎出丸の入口付近に売店があり、山中商工組合によって経営されている。
- ・売店横と西木戸口に公園管理用の倉庫がある。

④その他の構造物

- ・江戸時代初期の元和年間(1615～24)に山中新田が村として立てられ、集落は今日まで続いている。そのため、史跡内にも山中新田地区の民家が存在している。
- ・江戸時代に創建された寺社として、駒形・諏訪神社、宗閑寺、芝切地藏堂がある。
- ・宗閑寺の隣に公民館がある。
- ・岱崎出丸に並行するように箱根旧街道石畳が復元整備されている。
- ・駒形・諏訪神社の参道入口に歩道橋がある。歩道橋下の道路はかつては交通量の激しい国道1号であったが、現在は新たにバイパスができ交通量が激減したため利用者も減っている。

⑤ガイダンス施設

- ・昭和49年(1974)の整備基本構想や平成20年(2008)の再整備計画最終答申でもガイダンス施設の建設が構想されているが、現在に至っても具体的な建設計画は立てられていない。
- ・関係団体・部署からの聞き取り調査などにより、以下のようなガイダンス施設に関する様々な面からの必要性があげられている。
 - ・史跡見学の導入として史跡の概要を知ることができるガイダンス施設が必要である。
 - ・来訪者が史跡全体を見学するには長時間を要するため、大部分の来訪者は部分的な見学となってしまう。また、急な天候の変化などにより現地へ行っても見学できないといったケースも発生する。ガイダンス施設があれば、見学できなかった部分や史跡全体の様子について知ることができる。
 - ・ガイダンス施設に展示機能を持たせることで、来訪者が出土遺物を見学することができる。
 - ・ガイダンス施設があることで旅行会社へのアピールができ、周辺観光のツアーに組み込まれる可能

性が高まる。

- ・三島を訪れる観光客のガイドボランティアへのリクエスト先の中では山中城跡は上位に入っている。ガイド施設にガイドボランティアの待機・受付場所があれば、現地での受付によるガイドを実施することができる。
- ・雨天でも団体で昼食を取れる場所やトイレの数が確保できれば、遠足や社会科見学での目的地になりやすい。

(2) 整備の課題

①遺構

- ・冬季の霜柱や大雨により土塁や堀法面の盛土の流失・崩落が頻発している。
- ・雨水の排水先がなく、自然浸透による排水となっているため、史跡内の低地に位置する堀に雨水が長時間滞留し、盛土の崩落を助長している。とくに、近年は豪雨が多発しており、その都度盛土の復旧を行っても崩落が繰り返される恐れがある。そのため、排水路の設置など効果的な排水が可能となるような整備を進める必要がある。
- ・イノシシやシカといった野生動物による遺構の劣化が発生している。

②植生

- ・四季折々の花が多く来訪者にとって史跡公園の見どころとなっているが、そのひとつである池のスイレンが令和元年の被災以降ほぼ全滅しており、復旧に時間がかかっている。
- ・ツツジなどの植栽の成長により遺構の視認がしにくくなっている。さらに、来訪者が遺構をよりよく見ようと土塁に駆け上がった結果、土塁の保護層を崩すなどの影響が出ている。
- ・樹木や草本の根による遺構の破損が起きている。
- ・山城の利点のひとつに高所からの視界のよさがあるが、スギなどの高木により視界が妨げられており、当時の景観が保全されていない。
- ・植栽や高木による日照不足や冬季の凍結が起きている場所で芝が枯死し、法面の崩落につながっている。
- ・作業用道路がなく大型重機が入れないため、高木の高所の枝打ちや枯れ枝の搬出が難しい。
- ・張芝の工法や芝の種類についても検討を進める必要がある。
- ・記念樹のような大アカガシ・スギ・シイの巨木・老木や自生する貴重種の植物については、調査を進め、適切な保存手段を講じる必要がある。

③公園施設、管理施設

- ・回遊路はユニバーサルデザインの観点からの改良の余地がある。
- ・回遊路の階段や各所の解説板が一部経年劣化しているため、修繕に要する予算を計画的に確保する必要がある。
- ・史跡の維持管理に使用する作業用道路がなく、作業効率が悪い。

- ・トイレを3か所に設置しているが、大規模なイベントの開催や指定地の拡大があった際にはトイレが不足する可能性がある。
- ・山中城全体や各曲輪等の解説板を多数配置しているが、多言語対応になっていない。
- ・スマホ・タブレットを活用した情報提供と連動した解説板の設置を検討する必要がある。



図 5-8 表面が劣化して読みにくくなった説明板

④その他の構造物

- ・山中新田地区の民家、寺社、公民館などは長い歴史の中で形作られてきた集落の今日の姿であり、史跡との共存を図っていく必要がある。
- ・利用者の減った歩道橋については、撤去も含めて検討する必要がある。その際は横断歩道への誘導など、来訪者の安全に配慮した方策を検討する。



図 5-9 歩道橋

⑤ ガイダンス施設

- ・ガイダンス施設については、様々な面からの必要性があげられているが、それらを整理した上で建設を進めるための基本的な計画が作られていない。
- ・建設予定地の選定が行われていない。

4 運営・体制の整備の現状と課題

(1) 運営・体制の整備の現状

① 体制（人員・組織）

- ・史跡公園の管理は市文化財課（保存活用係）が担当している。現在は維持管理が中心となっているため、会計年度任用職員1名が担当職員となっており、必要に応じて係長および係員2名（うち1名は学芸員）が加わっている。
- ・日常の維持管理業務（草刈り等）、樹木等管理業務（植栽管理、樹木刈込等）は外部委託している。
- ・日常の維持管理業務はシルバー人材センターに委託しているが、実際に携わっているのは山中新田を含む五ヶ新田の地元住民が中心となっている。
- ・「山中城跡花のおもてなしの会」により花壇が設置されている。
- ・史跡整備、災害復旧等に際しては必要に応じて検討委員会等を設置し、専門家等からの意見を事業に反映している。
- ・史跡公園内には地域振興のため、地元の山中商工組合が経営する売店があり、飲み物や軽食、関連物品を販売している。また、売店にはトイレが隣接している。売店に関する市の窓口およびトイレの管理は市商工観光課が担当している。
- ・史跡公園内を通る市道については、市土木課が管理している。

② 庁内の意思疎通・情報共有

- ・常設の会議等はないが、必要に応じて関係各課と調整を行っている。

③ 他機関・組織との意思疎通・情報共有

- ・売店の経営、日常の維持管理業務、花壇の整備など地元山中新田の住民が史跡公園の管理・運営に関係している。
- ・史跡公園の管理・運営に関係する地元住民とは日常業務の中で意思疎通・情報共有を図っている。
- ・観光協会、三島ふるさとガイドの会等の関連団体とは日常業務の中で意思疎通・情報共有を図っている。

(2) 運営・体制の整備の課題

①体制（人員・組織）

- ・現在、市文化財課では1名の学芸員が山中城跡を含む市内すべての遺跡や史跡・名勝に関連する学芸業務を担っている。今後、本計画に従って保存活用に関わる事業を展開していくためには課全体の人員の拡充や業務の効率化・見直しにより山中城跡の保存活用に関わる人員を拡充する必要が必要である。
- ・三島ふるさとガイドの会が山中城跡での現地受付の拠点ガイドを試行するなど、山中城跡での活動拡充を進めているので、市文化財課が中心となりガイドボランティアの養成やスキルアップ等を図る事業の実施や協力を進めていくことが必要である。
- ・活動の担い手が高齢化している分野があり、必要となる人材の確保や育成についての検討が必要である。
- ・本計画に従った事業の実施にあたって、専門家や地元代表者等からの指導、助言、意見を事業内容に反映していく必要がある。そのための体制について、協議会・委員会等の設置も含めて検討する必要がある。

②庁内の意思疎通・情報共有

- ・庁内での情報交換、連絡調整を引き続き継続していく必要がある。

③他機関・組織との意思疎通・情報共有

- ・史跡の保存・活用・整備に関する活動は地元住民、文化財に関わるボランティアやNPO、観光協会等の他機関との協働で進めていく必要がある。とくに、三島ふるさとガイドの会が山中城跡での活動拡充を進めているので、情報共有や連携を深めていく必要がある。

第6章 保存活用の大綱・基本方針

1 大綱

山中城は戦国時代末期の山城であり、北条氏が築城した国境警備の城、いわゆる「境目の城」である。天正18年(1590)、豊臣秀吉による小田原攻めの序盤に落城し、以後廃城となったため、戦国時代末期の限られた期間に機能していた山城の史跡であることが山中城跡の特徴の一つである。また、豊臣秀吉による攻撃が始まる直前まで大規模な改修が行われており、障子堀や角馬出など北条氏の築城技術の到達水準を見ることができる史跡でもある。加えて、落城時に激しい戦闘が行われたため、出土遺物や「渡辺水庵覚書」をはじめとした古文書・古記録から当時の戦闘の様子をうかがい知ることができる。

このような特徴を備えた山中城跡は三島市民の誇りである貴重な史跡であるが、土づくりの山城であるために大雨や台風などの災害に弱いという側面を持っている。そこで、災害対策に重点を置いた保存管理により史跡の本質的価値を守り、次世代へ確実に伝え、活用していくために以下のように大綱を定める。

山中城跡は北条氏の築城技術を備え戦国時代山城の姿とそこでの戦いの様子を理解することができる史跡である。この史跡を災害等から守り、三島市民の誇りとして次世代へ継承する。

2 基本方針

上記の大綱にもとづいて史跡山中城跡の次世代への継承ならびに有効な活用を図るため、保存活用の基本方針を以下のように設定する。

①調査研究

本質的価値をより高めるための継続的な調査研究の推進

山中城跡の本質的価値をより高めるため、発掘調査をはじめ、文献調査、出土遺物の分析などの調査研究を継続的に進める。

②保存

ア 斜面遺構等の適切な保存のための防災対策の検討

様々な防災対策が必要ではあるが、とくに近年多発している集中豪雨による斜面遺構の崩落を防ぐため、史跡全体の排水の状況を改善する。

イ 保存に万全を期すための適切な現状変更の取扱

山中城跡の本質的な価値の根幹をなす遺構を適切に保存管理するため、適切な現状変更の基準を定める。

ウ 史跡を取り巻く自然環境や景観の保全の取組の推進

山中城は山城であるため、その機能は立地する自然環境に大きく影響される。来訪者の本質的価値の理解を助けるためにも、また、遺構などの本質的価値の保存のためにも史跡を取り巻く自然環境や景観を保全する取組を進める。

エ 調査研究をふまえた適切な追加指定と指定地の公有化の推進

遺構が存在する可能性がある区域での発掘調査を進展させ、遺構が発見された場合は指定地の追加や公有地化を推進していく。

③活用

ア 史跡の本質的価値の普及啓発を通じたシビックプライドの醸成

市民に対して、山中城跡の本質的価値をわかりやすく伝え、シビックプライド（郷土への愛着）の醸成の一助とする。

イ 多様な来訪者の関心に合わせた情報提供と学習・憩いの場の創出

市内及び近隣市町からの来訪者の他、市外からの観光客、お城マニア、城郭研究者等の多様な来訪者に対して、来訪者の関心に合わせた情報を提供し、歴史学習の場および憩いの場とする。

ウ 史跡周辺の資源や環境と一体となった回遊性の創出

箱根旧街道等の関連する歴史文化遺産や箱根西麓の自然環境と一体となった回遊性の創出を目指す。

エ 先端技術を応用したあらゆるデバイスによる情報提供の促進

史跡内の案内板、印刷物、スマホ・タブレットを組み合わせ、多様な来訪者に適した情報を提供できるようにする。とくに、AR（拡張現実）等の先端技術の導入を検討する。

オ 官民協働による人の交流を活かしたガイド・イベントの実施

先端技術の導入と同時に、ガイドや現地見学会など「人」による史跡の案内を充実させる。

④整備

ア 集中豪雨時の効果的な排水のためのハード整備の実施

史跡の保存、とくに斜面遺構の保存のため、近年多発している集中豪雨に対応した排水路の設置など、効果的な排水が可能となるような整備を進める。

イ 歴史学習と憩いの場を創出させるためのハード整備の推進

市民の憩いの場としての公園という機能に留意しつつ、歴史学習の場としてふさわしい施設、設備の整備を進める。

ウ 来訪者の安全性や快適性に配慮した整備の実施

山中城を訪れる多様な来訪者の学習や安全性、快適性に配慮した整備を進める。

エ 史跡のガイダンス機能の強化

来訪者の山中城跡についての理解を助けるガイダンス機能を強化するため、ガイダンス施設の建設およびその内容について検討する。

⑤運営・体制の体制

ア 外部有識者、地元代表者の助言や意見を積極的に取り入れるプラットフォームの体制強化

専門家や地元代表者等からの指導、助言、意見を保存活用に反映するための体制をつくる。

イ 官民協働による維持管理の推進、活用イベント実施の体制強化

市民と協働した史跡の保存活用を進めていくため、地元住民、ボランティア、各種の団体等との連携を深め、事業実施の体制を強化する。

第7章 保存管理

1 保存管理の方向性

史跡の本質的価値を確実に保存し次世代へ継承していくためには、適切な維持管理を継続していくことが必要であり、さらに史跡内での現状変更や保存に影響を及ぼす行為について具体的な取扱基準を定めておくことが重要となる。また、現在史跡公園として整備している範囲の周辺にも遺構の存在が明らかな場所やその可能性のある場所が広がっているため、発掘調査をふまえた指定地の拡大やさらなる公有地化が必要になってくると考えられる。さらに、指定地周辺の環境についても関係機関と協力・連携し、その保全に努めていくことが必要である。そこで、これまでに示した保存管理についての現状と課題(5章)および基本方針(6章)をふまえ、保存管理の方向性を以下に示す。

(1) 斜面遺構等の保存のための防災対策に重点を置いた保存管理

様々な防災対策が必要ではあるが、とくに近年多発している集中豪雨による斜面遺構の崩落を防ぐことは喫緊の課題である。したがって、史跡全体の排水の状況を改善することを最優先とし、効率的な排水のための排水路の設置を別途検討するものとする。排水路設置後は排水路の効果について検証を行いつつ、適切に管理していく。

(2) 適切な現状変更の取扱基準の設定

山中城跡の本質的な価値の根幹をなす遺構を適切に保存管理するため、適切な現状変更の基準を定める。とくに、史跡指定地内については遺構の保存を最優先に取扱基準を定める。

(3) 史跡を取り巻く自然環境や景観の保全

山中城は山城であるため、その機能は立地する自然環境に大きく影響される。来訪者の本質的価値の理解を助けるためにも、また、遺構などの本質的価値の保存のためにも史跡を取り巻く自然環境や景観を保全する取組を進める。

(4) 調査研究をふまえた適切な追加指定と指定地の公有化の推進

すでに遺構が存在する可能性が高いと考えられている区域や集落があるため発掘調査があまり行われていない三ノ丸区域についても、所有者の理解を得ながら発掘を進め、遺構が発見された場合は指定地の追加や公有地化を推進していく。

(5) 本質的価値をより高めるための継続的な調査研究の推進

史跡指定地内における発掘調査を、優先順位を定めた上で進めていく。同時に、これまでの発掘調査の結果である遺構、出土遺物についても再検討を進める。

2 史跡を構成する要素ごとの保存管理の方法

(1) 計画の対象範囲の区域区分

山中城跡では史跡指定地とその周辺に本質的価値や本質的価値に関連する価値に関わる要素が広がっているため、指定地の周辺もふくめて計画の対象範囲としている。そこで、対象範囲を4つの区域に分け、それぞれの区域の特徴に合わせた適切な保存管理を実施していく。

表 7-1 保存管理にあたっての区域区分

区域	指定等	範囲	区域の特徴
A	史跡指定	遺跡山中城跡(243)、 ^{だいさき} 岱崎城跡(246)のうち、史跡指定地内	重要な遺構を含む、本計画で主として取り扱う区域。大部分は史跡公園として公開されているが、山中新田集落の一部が含まれている。
B	周知の遺跡	遺跡山中城跡(243)、岱崎城跡(246)のうち、史跡指定地外	重要な遺構の存在が判明しており、それ以外にも今後、遺構発見の可能性はある。追加指定の候補地が含まれている。
C	一部に周知の遺跡を含む	指定地周辺のうち、遺跡山中城跡(243)、岱崎城跡(246)に挟まれた部分。(下ノ沢遺跡(245)を含む。)	駐車場や売店、トイレなどの便益施設が立地する。 攻城軍の進入経路に当たっている。 大部分が遺跡に含まれていないが、山中城跡の活用を進める上ではA・B区域と一体的に計画を進める必要がある。
D	周知の遺跡	願合寺 A 遺跡(242)、山中城 C 遺跡(244)、山中城 D 遺跡(247)、山中城 H 遺跡(248)、山中城 I 遺跡(249)、山中城 J 遺跡(250)、山中城 G 遺跡(251)、山中城 K 遺跡(252)、山中城 F 遺跡(253)、山中城 E 遺跡(254)	山中城跡周辺にある遺跡。 旧石器時代から縄文時代が中心の遺跡となっているが、山中城築城前の土地利用の形態や山中城の立地する地形の特徴を理解する上で必要となる区域である。

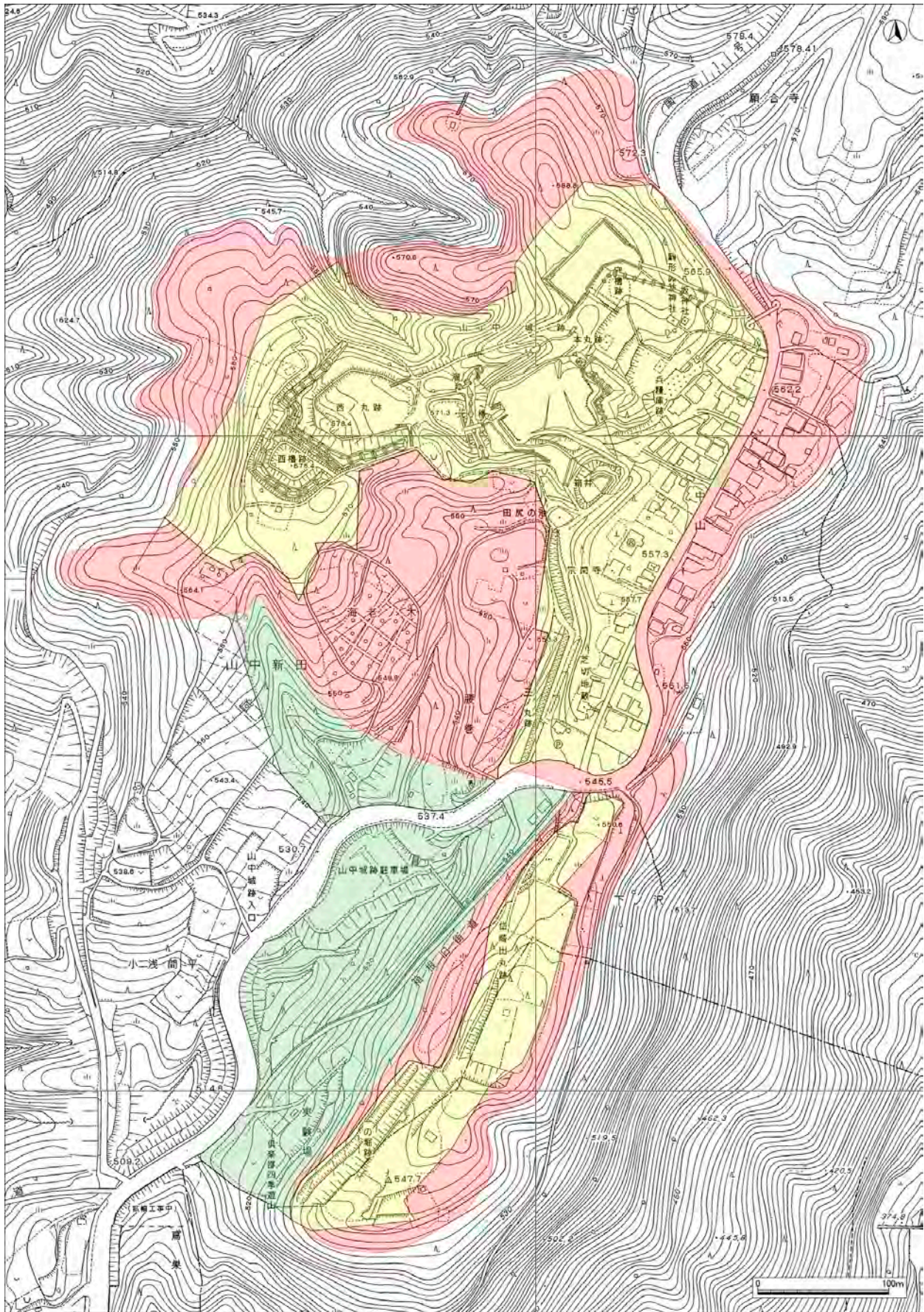


图7-1 区域区分 (A~C区域) 黄：A区域、赤：B区域、緑：C区域

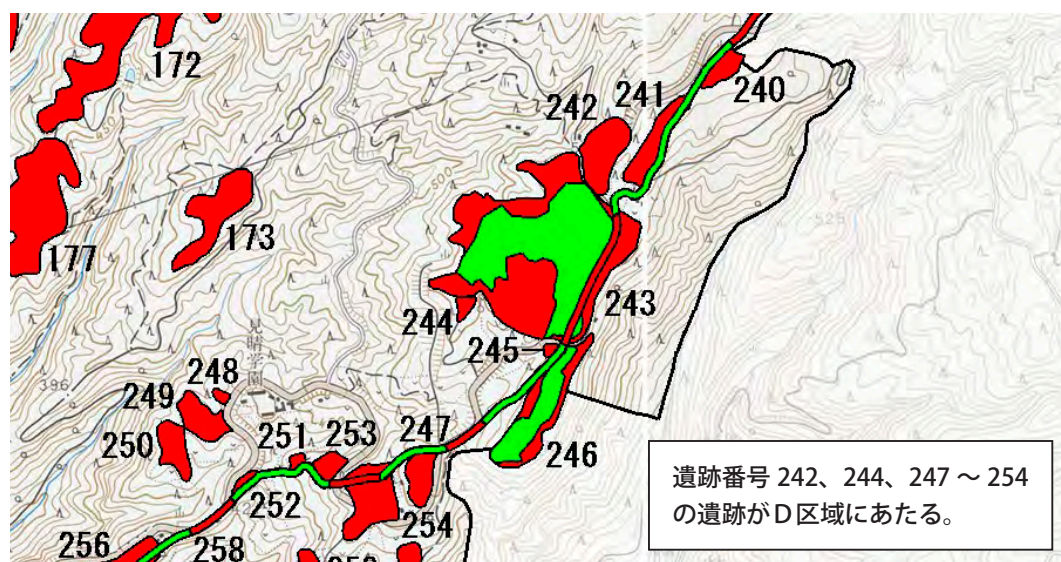


図 7-2 D区域

(2) 区域・要素ごとの保存管理の手法

① A区域

重要な遺構が存在しており、区域の大部分は史跡公園として公開されているため、地形・地質や遺構の確実な保存を前提に活用を進めていく。発掘調査が行われていない場所の発掘と重要な遺構が発見された場合の公有地化を進めていくべき区域である。

ア 地形・地質（本質的価値を構成する要素）

山中城が立地する地形・地質は現状を維持する。防災上の措置が必要となった場合は、維持の措置を取るとともに、本格的な対応を行う場合は史跡の景観に配慮した工法を取る。

イ 山中城の遺構（本質的価値を構成する要素）

遺構は現状を保存する。そのために盛土、張芝、植栽等の維持管理を適切に行う。

発掘調査により新たに山中城の遺構が発見された場合は、市有地の場合は現状を保存し、民有地の場合は公有地化を検討する。

ウ 遺構の災害復旧および防災対策

令和元年(2019)の台風 19 号および令和 3 年(2021) 7 月の長雨により史跡内の 8 か所が被災し、現在でもそのうち 7 か所の復旧が済んでいない。今後、国・県の補助を受けて可能な限り速やかに復旧工事を実施する。

今回の被災は集中豪雨により堀に雨水が溜まり、堀の^{のりめん}法面が崩落し、流出した土砂が池に流入したために発生した。今後、このような被害を防ぐためには史跡内からの効率的な排水を可能とすることが必要となる。そのため、現在排水路の設置について計画作成を進めており、令和 5 年度以降に排水路設置工事を実施することを予定している。(災害復旧および排水路設置については「9章 整備」参照)



図7-3 被災状況（左から 西ノ丸障子堀、三ノ丸堀、土砂の流入した田尻の池）

エ 本質的価値に関連する要素

築城以前の遺構や廃城後江戸時代の遺構についてはできる限り保存していく。民有地の開発に伴い遺構が発見された場合には史跡と近隣住民や地域住民との共存を目指し、住民や社会にとって安全安心を確保するためにふさわしい保存の措置を講じるものとする。また、江戸時代の遺構の下に山中城の重要な遺構が確認され、山中城の遺構を目標として整備・公開する方針となった場合など、山中城以外の遺構の保存ができない場合は発掘調査を行い記録保存する。そのほか、江戸時代の石造物や江戸時代に創建された寺社のうち史跡指定地内にあるものについては現状の規模を維持する。

オ その他の要素

保存活用に必要な工作物や解説板、植栽や便益施設などの公園施設については、日常的な維持管理を行い、老朽化や毀損^{きそん}があった場合は修復・再設置する。その際は地下遺構の保存を原則とし、史跡の景観に配慮したものとする。

その他のものについては現状維持を原則とするが、更新の際には史跡の景観に配慮したものとする。また、来訪者にとって危険のあるものや老朽化等により史跡の活用を阻害すると考えられるものがあった場合は、所有者と協議し撤去を検討する。

② B～D区域

B区域

遺構の存在が判明している、またはその可能性が高い場所を含んでいる。遺構の存在が判明している場所の計画的な発掘調査や開発に伴う試掘等の調査により重要な遺構が発見された場合は追加指定と公有地化の必要性や可能性を検討する。

C区域

駐車場や売店、トイレなどの便益施設を含む区域であり、史跡の活用を進めるために必要となる施設・設備の維持管理や整備を進める。一部が周知の遺跡となっており、また、攻城軍の進入経路に当たっているため、開発に伴う試掘調査など必要に応じて発掘調査を行う。重要な遺構が発見された場合は追加指定と公有地化の必要性や可能性を検討する。

D区域

山中城跡周辺にある遺跡である。旧石器時代から縄文時代が中心の遺跡となっており、築城前の土地利用の形態や山中城跡の立地する地形の特徴を理解する上で必要となる区域であるため、開発に伴う試掘調査や遺跡の保護を確実に行う。

③遺物（A～D区域）

発掘調査により発見された遺物は調査結果を報告書にまとめ、必要に応じて保存処理を施し、市文化財課の管理する遺物収蔵庫内で保管する。主要な出土品については遺物の保存上必要な条件を満たしたうえで、郷土資料館等において展示する。

3 適切な現状変更の取扱基準の設定

（1）現状変更等の対象行為

①文化庁長官の許可を要するもの

史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）が対象となる。現状変更等を行おうとするときは、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可を得なければならない。

②三島市教育委員会が許可の事務を行うもの

文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定に定められた以下のものについては、三島市教育委員会がその事務を行う。

ア 掘削を伴わない小規模建築物の新築、増築、改築

階数2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下であり、2年以内の期間を限って設置されるものに限る。

イ 工作物の設置、改修

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもので、改修の場合は設置から50年を経過していないものに限る。

ウ 道路の舗装、修繕

土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

エ 史跡の管理に必要な施設の設置、改修

法第115条第1項に規定する、史跡の管理に必要な標識、説明板（解説板、案内板）、境界標、囲いその他の施設が対象となる。

オ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修

カ 建築物等の除却

建築または設置から50年以上経過していない建築物等（建築物、その他の工作物）に限る。

キ 木竹の伐採

遺構保存や景観保全に必要な竹木の伐採。ただし、伐根は除く。

ク 史跡の保存のために必要な試験材料の採取

重要遺構の年代や性格を把握するために必要な自然科学分析調査や史跡整備の設計・施工に必要な地盤調査等。

③現状変更等の許可を要しないもの

法 125 条第 1 項のただし書きにより「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。

ア 維持の措置

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第 4 条に定められた以下の場合に該当する現状変更

- ・史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状に復するとき。
- ・史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急措置をするとき。
- ・史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

イ 非常災害のために必要な応急措置

風水害、地震等により被害のあった場合や明らかに被害が予想される場合における被害の未然防止、拡大防止のための応急措置。遺構の養生のための措置や倒壊した工作物、木枝等の除去等が想定される。

ウ 保存への影響が軽微である行為

史跡公園の日常の維持管理、住民生活上または宗教活動（祭礼・伝統行事等）上必要な小規模仮設工作物の設置・撤去、樹木の剪定 等

（2）現状変更等の取扱基準

①現状変更等の取扱方針

- ・原則として、史跡の価値の回復・向上に関わるものや発掘調査等の学術調査以外の現状変更等の行為は認めない。ただし、史跡指定地内及び周辺に住宅や寺社等があることから、地域住民の生活に関わるものについては次のような取扱とする。
 - ・地域住民の安全を確保するために防災上必要な施設の整備については本質的な価値の保存に配慮した上で認めることとする。
 - ・住民生活・農林業その他の生業・宗教活動を行う上で不可欠な施設の改修・更新等は史跡の本質的価値を損なわない範囲で認めることとする。
 - ・地下遺構の存在が想定される場所での土地の掘削等を伴う現状変更等については、市教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては計画変更を要する場合や現状変更等を認めない場合もある。

②現状変更等の取扱基準

史跡内の現状変更等の許可は以下の5つの条件を満たすことを前提とする。

- ・ 史跡指定地内で行う必然性があること
- ・ 史跡の価値に影響を及ぼさないこと
- ・ 史跡の景観の保全に配慮されている
- ・ 地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること
- ・ 当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分ふまえたものであること

③現状変更等の一覧

表 7-2 現状変更等の一覧

種別	具体例	行為	許可者
建築物	トイレ、倉庫、休憩所 住宅、寺社、公民館	新築、改築、増築	文化庁
		除却（建築から50年を経過したもの）	文化庁
		除却（建築から50年を経過していないもの）	市
	小規模建築物 2階建て以下、木造又は鉄骨造、 120㎡以下、2年以内	新築、改築、増築	市
	土地の形状変更を伴わない家屋・建造物の維持管理		不要
工作物	看板、石造物、自動販売機 電柱、照明、その他電気設備、 同報無線 遊具（公民館敷地内） 民有地の柵・塀・物置 交通安全施設	設置（土地の形状変更を伴う）	文化庁
		設置（土地の形状変更を伴わない）	市
		改修・除却（設置から50年を経過したもの）	文化庁
		改修・除却（設置から50年を経過していないもの）	市
		土地の形状変更を伴わない維持管理	不要
道路	道路	舗装・修繕（土地の形状の変更を伴うもの）	文化庁
		舗装・修繕（土地の形状の変更を伴わないもの）	市
		土地の形状変更を伴わない維持管理	不要
史跡の管理等	標識、説明板（解説板、案内板）、 木橋、擬木柵・階段	設置、改修	市
		土地の形状変更を伴わない維持管理	不要
		史跡の保存のために必要な試験材料の採取	市
		史跡整備や学術調査のための発掘調査	文化庁
	土地の形状変更を伴う整備	文化庁	
地下埋設物等	上水道管、排水溝	新設	文化庁
		改修（土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を 超えないもの）	市

種別	具体例	行為	許可者
立竹木	立竹木	大規模な伐採 土地の形状変更を伴うもの	文化庁
		上記以外の竹木の伐採	市
		土地の形状変更を伴わない植栽の維持管理（剪定、 枯損木の除去、施肥、薬剤散布等）	不要
維持の措置	史跡が毀損・衰亡している場合 ・価値に影響を及ぼすことのない原状回復 ・毀損・衰亡の拡大を防止するための応急措置 ・復旧が明らかに不可能な部分の除去 （病害虫に罹患した植物の被害拡大防止のための伐採・除去 小規模な土砂流出時の表面の埋め戻し等の原状回復 等）		不要
災害復旧	風水害、地震等により被害のあった場合、明らかに被害が予想される場合	被害の未然防止、拡大防止のための応急措置 （遺構の養生のための措置、倒壊した工作物・木 枝等の除去 等）	不要
		土地の形状変更を伴う災害復旧工事 （遺構の復旧工事 等）	文化庁
住民生活	日常生活、農林業での利用	地下の遺構への影響のない利用	不要
	寺社での祭祀、町内会の活動	臨時的で仮設の工作物等の設置	不要

4 史跡を取り巻く自然環境や景観の保全

指定地周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地で開発等が行われる際には確認調査や遺跡の保護等、文化財保護法に基づく対応を行う。また、都市計画法、景観法、屋外広告物条例などの法令や関連する計画に基づき、関係部局と連携し、史跡と一体的に自然環境や景観の維持向上を図る。

5 調査研究をふまえた適切な追加指定と指定地の公有化の推進

(1) 追加指定

現在の指定地周辺で山中城の遺構が存在していることが判明している、またはその可能性が高い追加指定の候補地として、次の3か所があげられる。（詳細は「第5章 史跡をめぐる現状と課題」を参照）

ア 厩、無名の小曲輪、西ノ丸・元西櫓南側の帯曲輪周辺

イ 岱崎出丸と箱根旧街道の間の地域

ウ 三ノ丸のうち市道（旧国道1号）東側の地域

ア、イについては周囲の発掘調査の結果や地形、伝承などから曲輪や堀の存在が判明または予想されている。また、大部分は畑や山林として利用されている。そのため、この場所を追加指定するためには、追加指定とその後の公有地化を前提として土地所有者との調整を行い、可能な限り面的な発掘調査を計画する必要がある。

ウは、山中新田の住宅地となっている地域である。所有者の意向に合わせて小規模な面積ごとに発掘調査を行い、重要な遺構が確認された場合はその都度、追加指定と用地買収の必要性や可能性について検討する。

(2) 公有地化

指定地内で公有地化により有効活用を図ることが期待できる候補地として、次の3か所があげられる。
(詳細は「第5章 史跡をめぐる現状と課題」を参照)

ア 弾薬庫

イ 岱崎出丸入口東側

ウ 三ノ丸のうち市道(旧国道1号)西側の地域

アについては、三方を土手に囲まれた小曲輪の存在が確認されているが、発掘調査は行われていない。そのため、公有地化を進める際には発掘調査による遺構の確認を行うことが前提となる。

イについては、堀や土塁等の施設はなく、来訪者の憩いの場所やイベント実施のための平坦地の確保のための公有地化、という意味合いが強い。そのため、アに比べると優先順位は低くなると考える。

ウは山中新田の住宅地となっている地域である。ほとんどが民有地であるため、所有者の意向に合わせて小規模場区画ごとに対応を検討する必要がある。

(3) 追加指定、公有地化の進め方

追加指定候補地「ア 厩、無名の小曲輪、西ノ丸・元西櫓南側の帯曲輪周辺」、「イ 岱崎出丸と箱根旧街道の間の地域」、指定地内公有地化候補地「ア 弾薬庫」、「イ 岱崎出丸入口東側」の4候補地については、まとまった面積での発掘調査の実施→指定(未指定の場合)→用地買収→公開のための整備、という順序での長期にわたる事業の実施が必要となる。そのためには人員、予算を確保しなければならず、市の総合計画に位置付けるなどして優先順位を付けて事業を実施していかなければならない。そこで、本計画の前期中で優先順位について検討して総合計画に位置付けることを目指し、その後、確保できた人員や予算によって追加指定、公有地化を進めていくこととする。

三ノ丸のうち山中新田の住宅地となっている部分は指定地と指定地外にわかれているが、地下の遺構の状況に大きな差があるとは考えられず、開発に伴う発掘調査により確実に知見を蓄積していく。また、将来的には土地を手放すことを希望する所有者が現れる可能性があるため、その場合は所有者との合意の下で発掘調査を実施する。

このように山中新田の住宅地においては、発掘調査については小規模な区画ごとであっても可能な限り積極的に進めていきたい。しかし、その後の追加指定や用地買収については重要な遺構の有無等、発掘調査の結果をふまえ、その都度追加指定・用地買収の可否や公開のための整備方法について検討する。

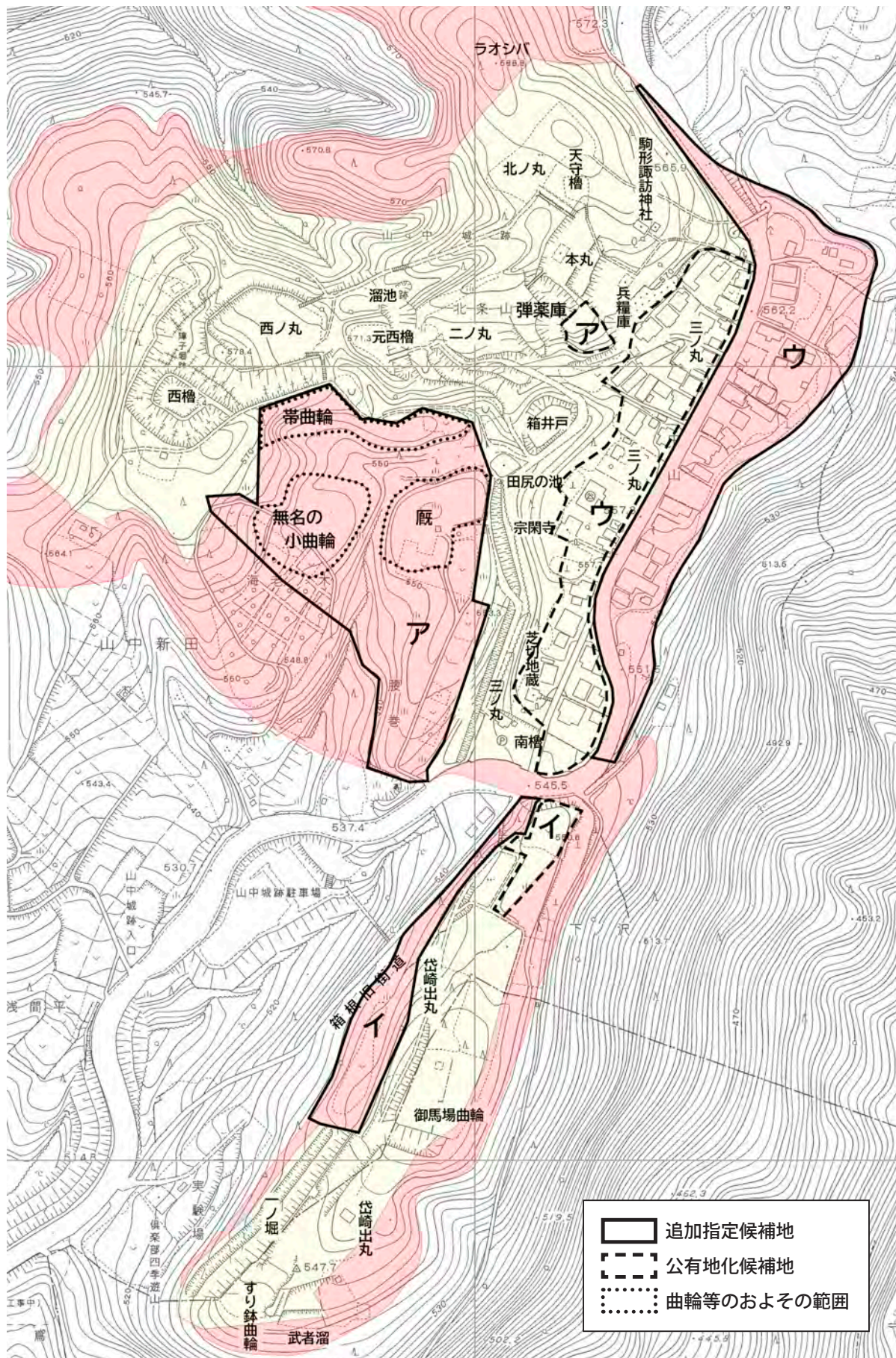


図 7-4 追加指定および公有地化の候補地

6 本質的価値をより高めるための継続的な調査研究の推進

(1) 大規模な発掘調査の計画

追加指定、公有地化の進め方の中で述べたとおり、まとまった規模での発掘調査の候補地としては次の3か所が候補地となる。

- ア 厩、無名の小曲輪、西ノ丸・元西櫓南側の帯曲輪周辺
- イ 岱崎出丸と箱根旧街道の間の地域」、指定地内公有地化候補地
- ウ 弾薬庫

この3か所についてはその後の用地買収や公開のための整備まで見越して優先順位を定めて発掘調査の計画を立てる必要がある。さらに、史跡公園内に位置しているが、十分な調査ができていない場所として

エ 三ノ丸堀遊歩道東側の堀

がある。遊歩道の西側にある三ノ丸堀は障子堀となっていないが、東側は障子堀だったのではないかと見方があるが、発掘により周辺の土砂が崩れる危険性がある等の理由で発掘調査が行われていない。面的な発掘調査が難しくとも、トレンチ調査法により障子堀の有無を確認するといった調査は可能であると考えられる。

以上の4か所を発掘調査の候補地として優先順位等について検討し、調査の計画を立てることとする。

(2) 小規模な発掘調査の実施

山中新田の住宅地となっている部分は山中城の三ノ丸に当たると考えられているが、近年の発掘調査で複数の曲輪に分かれる可能性も指摘されている。この場所については、初期の発掘調査の対象となっておらず、不明な点が多い。そのため、域内での開発や土地所有者の土地売却の意向といった契機を捉えて小規模な発掘調査を確実に進め、三ノ丸の遺構の状況を明らかにしていく。

(3) 出土遺物、文献等の調査の実施

平成4年(1992)まで行われた当初の発掘調査から約30年が経過しているが、その間、山中城跡の遺物の調査研究は停滞している。そこで、現在までの城郭や出土遺物に関する研究を振り返り、新たな視点や手法によって山中城跡からの遺物の調査研究を進めていく。

文献調査については、『山中城跡文献資料集』(昭和50年(1975))があり、報告書『史跡山中城跡』第二分冊(昭和60年(1985))にその追補がある。また、報告書『史跡 山中城跡II』(平成6年(1994))にも関係文書を収録している。しかし、これらの文献調査からは長期間が経過しており、今日の城郭研究をふまえた再評価が必要であると考えられる。また、文献資料の中には個人が所有している古文書なども含まれており、そのような古文書の所在確認や保存対策も行っていく必要がある。

7 防災計画

山中城跡が被る可能性のある災害として、台風などの風水害、地震、火事、獣害などがあげられる。とくに近年は台風などの水害により堀法面が崩れるといった被害が重なっている。これら自然災害に対する平常時と災害時の防災対策を以下に示す。

(1) 平常時の対策

- ・史跡に関する関係者、防災施設、防災組織等の情報をとりまとめ、保管し、市の担当者が非常時に把握できるようにしておく。
- ・委託による日常の維持管理業務や市職員による巡回時に史跡内の異常を発見した場合、その情報を記録・蓄積する仕組みをつくる。
- ・災害の予防対策として、遺構を保護している張芝のうち痛みのある箇所修復、枯損木の撤去や枝打ち、害獣の侵入防止柵の設置を行う。
- ・災害が発生した場合に備え、市の地域防災計画が常に最新の状態にあるように更新する。また、日常的な防災対策や災害に対する予防措置・応急措置、災害発生時の避難誘導、外部の関係者との連絡体制等について、個別の危機管理マニュアルの作成を検討する。
- ・市の地域防災計画と県の文化財防災マニュアルとの整合性を図るようにする。例えば、大規模災害時には24時間以内に県への被害状況の報告が求められているが、現在の市の地域防災計画・業務継続計画ではそのような対応は難しい。重要な史跡の状況把握だけでも優先度を上げておくのか、現在の体制のまま静岡県文化財等救済ネットワークといった外部の支援を要請するのか、といった点などについて課題を整理して検討を進める。

(2) 災害発生時の対策

- ・静岡県文化財防災マニュアルにしたがい、人命の安全確保をした上で文化財の被災状況を把握し、県文化財課へ所定の様式により報告する。
- ・文化財の被災状況により、二次災害等を防ぐためブルーシートがけや土のう積み等による応急措置を行う。
- ・応急措置を行った後、文化庁・県文化財課の指導を受けながら、被災文化財の復旧計画を立て、復旧事業を実施する。
- ・大規模な堀法面の崩落などにより史跡の構造に影響を与える根本的な復旧工事が必要な場合は、市が現状変更の申請を行い、文化庁の許可を得て計画的に復旧事業を行う。

第8章 活用

1 活用の方向性

山中城跡は昭和40年(1965)代から約20年に及ぶ発掘調査と整備事業、その後の再整備事業を経て多くの来訪者を得るようになった。これは、山城の遺構が広範囲にわたって公開されていることが大きな要因であり、また、公開されている遺構の整備には発掘調査等による調査研究の蓄積が反映されている。よって、史跡の活用に当たっては調査研究の継続により戦国時代の山城である山中城の姿を明らかにし、その成果を来訪者等にわかりやすく伝えることが第一となる。

また、山中城跡の保存活用は地元山中新田の自治会や住民、観光協会、ふるさとガイドの会等の民間団体など様々な関係者と協力して行っており、今後もこのような地域の関係者との協働で事業を進めていくことが重要である。

このような状況と、これまでに示した活用についての現状と課題(5章) および基本方針(6章)をふまえ、活用の方向性を以下に示す。

(1) 学校教育や生涯学習での活用

学校教育や生涯学習での活用により、市民に対して山中城跡の本質的価値をわかりやすく伝え、シビックプライド(郷土への愛着)の醸成の一助とする。

(2) 地域における活用(観光客等多様な来訪者による活用)

市外からの観光客、お城マニア、城郭研究者等の多様な来訪者に対して、来訪者の関心に合わせた情報を提供し、憩いの場および歴史学習の場とする。

(3) 地域における活用(箱根地域を中心とした回遊性の創出)

箱根旧街道等の関連する歴史文化遺産や箱根西麓の自然環境と一体となった回遊性の創出を目指す。

(4) 先端技術を用いた効果的な活用

既存の解説板、印刷物、スマホ・タブレットを組み合わせ、多面的で効果的な活用を行うため、活用方法のDX化を推進し、多様な来訪者に適した情報や体験を提供できるようにする。

(5) 「人」による史跡の案内の充実

ボランティアガイドや現地見学会など「人」による史跡の案内を充実させる。

(6) 調査研究の成果の活用

市民や来訪者に様々な情報を提供するため、調査研究を継続し、その成果を活かす。

2 活用の方法

(1) 学校教育や生涯学習での活用

- ・中学生・小学校6年生向け、小学校高学年向け、小学校低学年・未就学児向けといった年代ごとの学習プログラムを作成し、学芸員・ボランティアガイドによる現地案内や出前授業を行う。
- ・学校向け現地案内・出前授業については、市教育委員会による出前授業の仕組みである「そよ風学習」の学習プログラムに掲載し、各学校等での活用を働きかける。
- ・学校等の先生向けに山中城跡についての講座を実施する。
- ・学芸員や研究者による市民向けの講演会や現地見学会、郷土資料館での企画展を開催する。



図 8-1 そよ風学習の様子（古墳学習）

(2) 地域における活用（観光客等多様な来訪者による活用）

- ・山中城についての調査研究を進め、史跡公園内の周遊ルートを再検討し、提示する。
- ・ガイダンス施設の建設を検討する。ガイダンス施設の建設により、来訪者の山中城に対する理解を助けるため、出土品、模型、映像などを交えた情報提供を行うことができる。また、伊豆・箱根地域の観光ルートへの組み込みを図ることで、来訪者の増加が期待できる。（ガイダンス施設の整備については「9章 整備」を参照）
- ・これまで、史跡案内用のパンフレット数種類や小冊子を作成・配布している。これらの印刷物は適宜修正を加えながら印刷を重ねてきたが、今後は以下の点に留意して計画的に作成していく。
 - ・現状では日本語版のみしかないため、英語等の多言語対応を進める。
 - ・門などの工作物や解説板の配置、倒木となった駒形諏訪神社のカシの木（旧県指定天然記念物）の表現、バス停の名称など一部現状と一致していない箇所があるため、修正を加える。
 - ・張芝のために誤解を与えやすい障子堀の機能について、明示的に紹介できるようレイアウト等で特

に配慮する。

- ・史跡公園内の周遊ルートの再検討を進め、その内容を反映させる。
- ・印刷物だけでなく解説板・案内板・ホームページ等の案内の多言語化を進める。
- ・広大な芝生広場があり、四季折々の花が咲く公園として、城跡としての歴史とは直接かかわりのない民間の団体によるイベント開催を進め、これまで山中城跡に関わることのなかった層にも関心をもってもらえるようにする。

(3) 地域における活用（箱根地域を中心とした回遊性の創出）

- ・山中城跡が構成文化財の一つとなっている日本遺産「箱根八里」の関連事業については、「箱根八里街道観光推進協議会」が中心となって進めている。協議会は日本遺産フェスティバルなどの各種のイベントにおいてパネル展示を行っているため、このパネル展示の中で山中城跡をこれまで以上に取り上げてもらえるよう働きかけ、箱根旧街道と一体でのPRを進める。
- ・箱根旧街道を中心とした三島・小田原間の歴史文化遺産、箱根西麓の自然環境、伊豆フルーツパークや三島スカイウォーク等の観光施設と組み合わせた回遊ルートについて検討する。
- ・韮山城、足柄城、興国寺城、長浜城、小田原城等の北条氏領国の城郭史跡との連携の可能性を検討し、北条氏領国内の城郭ネットワークにおける山中城の位置づけなど、山中城跡をより深く理解するための情報提供の方法を検討していく。

(4) 先端技術を用いた効果的な活用

- ・山中城跡はほとんどが平面復元となっており、来訪者が中世の城をイメージすることが難しい。また、山中城跡の第一の見どころである障子堀についても、遺構保存のための張芝によって当時の赤土の急斜面とは異なるイメージを持たれることが多い。
- ・戦国時代当時の山中城の建築物や障子堀について、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）等の先端技術を活用し、当時の姿を想像できるような画像を来訪者のスマホ・タブレットに映し出させるようにすることで、山中城についてより正確な情報を来訪者に提供する。
- ・VR・ARに限らず、発掘中の遺構や出土遺物の写真、建築物の復元図等の画像を中心とした解説を作成し、各解説板にQRコードを付す等の手法により来訪者に補足の情報を提供する。
- ・これまで行ってきたホームページやSNSによる情報発信を継続し、リアルタイムで山中城跡の様子を発信していく。

(5) 「人」による史跡の案内の充実

- ・ふるさとガイドの会により山中城跡の案内が行われているため、ガイド向けの講座を実施する。
- ・ふるさとガイドの会との連携により、山中城跡での大規模な現地見学会等の開催について検討する。
- ・ふるさとガイドの会との連携により、山中城跡にボランティアガイドを常駐させることができないか検討する。

(6) 調査研究の成果の活用

- ・ 調査研究の成果は講演会、現地見学会、郷土資料館企画展等によって公表していく。
- ・ ガイダンス施設建設までは調査研究の蓄積に応じて、郷土資料館の常設展示を更新することとする。



図 8-2 郷土資料館での過去の企画展（平成 28 年度(2016) 富士・沼津・三島 3 市博物館共同企画展「駿東・北伊豆の戦国時代」）のようす（左から展示室、展示解説、関連講演会）

第9章 整備

1 整備の方向性

山中城跡は昭和40年(1965)代から約20年に及ぶ整備事業と平成24～30年度(2012～18)に行った再整備事業を中心に、日常的な維持管理や災害復旧事業も加えて整備が進められてきた。しかし、遺構を保護する張芝の劣化の問題や作業用道路の未設置、ガイダンス施設の建設など継続した課題が存在している。その上、近年では大雨による堀法面の崩落が繰り返され、史跡内での効率的な雨水排水対策が必要となっている。そこで、これまでに示した整備についての現状と課題(5章) および基本方針(6章)をふまえ、整備の方向性を以下に示す。

(1) 多発する豪雨などの災害への対策を中心とした保存のための整備

再整備事業は平成30年度(2018)に完了しているため、現時点で遺構の保存のための大規模な整備は予定されておらず、維持管理を中心に軽微な補修工事等が中心となっている。しかし、令和元年以降の台風や長雨により堀法面の崩落等が起こっており、史跡の保存のため効率的な雨水排水を可能とするよう、排水路等の整備を進める。

(2) 歴史学習の場としての整備

史跡の本質的価値の中心となる遺構の保存を前提に、さらに、市民の憩いの場としての公園という機能にも留意しつつ、歴史学習の場としてふさわしい施設・設備の整備を進める。とくに、山中城跡の第一の特徴である障子堀の機能を来訪者にわかりやすく提示できるような施設・設備の整備を進める。

(3) 来訪者の安全・快適性に配慮した整備

来訪者が史跡での歴史学習を安全に行えるよう、また、憩いの場として快適に過ごせるよう、来訪者の安全性、快適性に配慮した整備を進める。

(4) ガイダンス施設建設の検討

来訪者の史跡についての理解を助けるためのガイダンス施設の建設について検討する。

2 整備の方法

(1) 多発する豪雨などの災害への対策を中心とした保存のための整備 (主として保存のための整備)

①多発する豪雨に対応した災害に強い史跡とするための整備

令和元年(2019)の台風19号により史跡内の8か所で堀の法面の崩落や崩落した土砂の池への流入が発生した。この災害に対して令和2年度(2020)より復旧工事を開始したが、令和3年(2021)7月の長雨により復旧が完了した箇所も含めて8か所のうち7か所が再度被災したため、復旧工事を一時中断した。

表 9-1 令和元年台風19号による被災状況と令和3年長雨による再被災

番号	被災箇所	経過
1	三ノ丸西堀	土工事・張芝完了後、R3再被災
2	西ノ丸南堀	土工事実施中、R3再被災
3	西ノ丸西堀南端	土工事完了後、R3再被災
4	西ノ丸北堀	土工事完了後、R3再被災
5	二ノ丸西堀北端	土工事・張芝完了後、R3再被災
6	二ノ丸西堀南端	土工事・張芝完了
7 A	田尻の池上側	土工事・張芝完了後、R3再被災
7 B	田尻の池上側	土工事・張芝完了
8	田尻の池	浚渫完了後、R3再度土砂流入

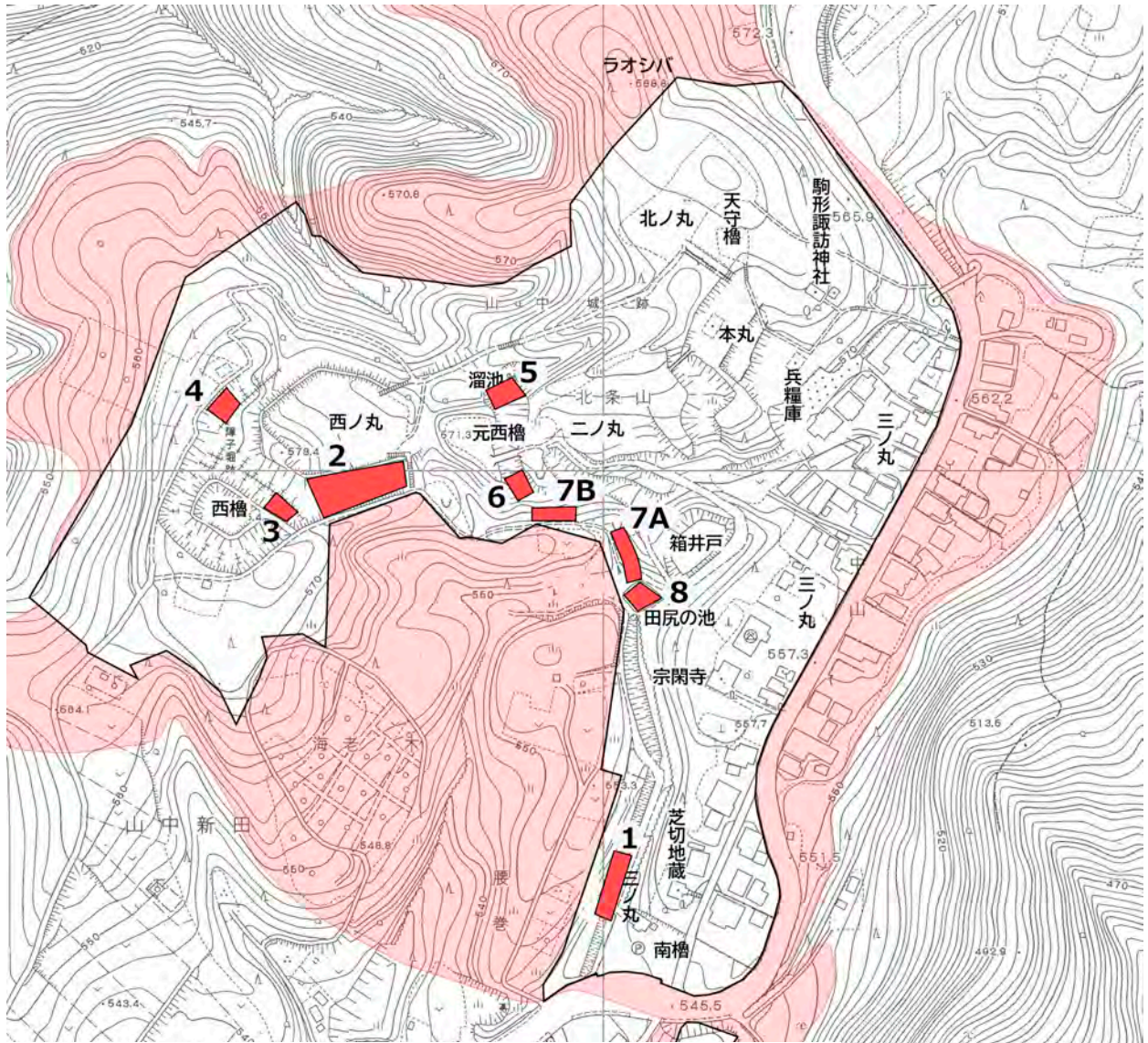


図 9-1 令和元年台風 19 号による被災箇所



図 9-2 令和元年被災 1 三ノ丸西堀



図 9-3 令和元年被災 2 西ノ丸南堀



图 9-4 令和元年被災 3 西ノ丸西堀南端



图 9-5 令和元年被災 4 西ノ丸北堀



图 9-6 令和元年被災 5 二ノ丸西堀北端



图 9-7 令和元年被災 6 二ノ丸西堀南端



图 9-8 令和元年被災 7 A 田尻の池上側



图 9-9 令和元年被災 7 B 田尻の池上側



図 9-10 令和元年被災 8 田尻の池



図 9-11 令和3年再被災 1 三ノ丸西堀



図 9-12 令和3年再被災 4 西ノ丸北堀



図 9-13 令和3年再被災 7 A 田尻の池上側



図 9-14 令和3年再被災 8 田尻の池

今後もこのような豪雨の発生が考えられるため、排水路の設置など効果的な排水対策を施すこととなった。そこで、令和4年度(2022)に排水路の設置工事のための測量・実施設計業務委託を行っており、令和5年度(2023)以降に排水路の設置工事と被災箇所の復旧工事を実施していくこととする。



図 9-15 排水路設置予定位置

排水対策としては、次のア～オについて、検討を進めている。

ア 西ノ丸～田尻の池の遊歩道に沿った排水路

堀法面の崩落は西ノ丸南側から田尻の池にかけて多発している。そこで、遊歩道の階段部に排水路と集水柵を設置し効率的な排水を図る。排水路は暗渠を想定しているが、排水路の目詰まり防止のための維持管理を容易にするために開渠とすることも考慮に入れ、排水路の設置方法についてはさらに検討を進める。

また、西ノ丸南堀、西堀は雨水の滞留が起きているため、堀と階段部の排水路を接続する暗渠の設置についても検討する。その際、盛土部分への設置で終わるのか、遺構を削る必要があるのか慎重に検討した上で設置の可否やその場所を決定していく。

イ 田尻の池の浚渫

大量の土砂が流れ込んだ田尻の池の復旧には土砂の浚渫が必要となる。さらに、被災前の池の深さ以上に浚渫することで田尻の池に集中豪雨時の調整池の機能を持たせることについても検討していく。

ウ 三ノ丸堀排水路

現在は三ノ丸堀の遊歩道となっている畝の東側部分が水路となり、広場付近で三ノ丸堀内に雨水が流入している。そのため三ノ丸堀内に大量の雨水が長時間にわたって滞留するようになっている。そこで、田尻の池放流部から市道までの排水路を遊歩道東側に設置し、三ノ丸堀内への放流を回避する。排水路は暗渠として確実に市道側溝へ流すことを想定しているが、田尻の池放流部から広場までは現在でも水路として機能していることから、この部分は現状のままとすることも考えられる。この場合は広場付近から市道までの間に新規に排水路の開削または暗渠の設置を行うこととなる。

エ 三ノ丸堀内から市道への排水路

三ノ丸堀ではある程度の雨天のたびに堀内に雨水が滞留している。とくに、令和3年(2022)7月の長雨では流入した雨水が市道路面にまで滞留し、これが三ノ丸堀法面脚部を洗掘し崩落に至ったと考えられる。そこで、三ノ丸堀内から市道内側溝に排水できるよう、排水路を設置する。排水路の設置にあたっては遺構への影響をできる限り少なくするようなルートを設定する。

オ 溜池北側排水路

西ノ丸等からの雨水が集まる溜池からの排水路を確保するため、溜池から北側の斜面を下り、現況の沢へ接続する水路を設置する。溜池から遊歩道部は暗渠とし、斜面から沢までは現況地形になじみやすく、雨水流下による現況地形の洗掘防止を考慮して、じゃかご排水路とすることを想定している。

ア～オの排水路のルート、工法等については災害復旧事業検討委員会での検討を経て決定し、令和5年度(2023)中に設置工事の着工、完成を目指す。

②遺構の保存のための張芝や植栽・樹木等の管理に関する整備

平成24～30年度(2012～18)の再整備事業により崩落・劣化が著しい堀や土塁の再整備工事を実施した。このため、現時点では遺構の保存のための大規模な補修は予定されていないが、張芝の劣化や植栽・樹木による遺構の破損、野生生物による遺構の劣化などは常に発生危険があるため、定期的なモニタリングと補修を行っていく。

③パンフレットなどによる情報発信

史跡の本質的な価値の普及啓発のために複数のパンフレットや小冊子を作成・配布している。今後は多言語化等の対応を進め、効果的な情報発信を行うこととする。(「8章 活用」参照)

(2) 歴史学習の場としての整備（主として活用のための整備）

① 障子堀の理解を促すための施設・設備の整備

山中城跡の第一の見どころは障子堀である。本来、この堀は滑りやすい赤土がむき出しになっており、堀の法面も急斜面になっていた。また、堀の障子部分（^{ついたて}衝立部分）の天端は馬の背のように丸みを帯びた幅の狭いものであった。そのため、堀の下から登っていくことや障子の上を歩いて移動するといったことは非常に困難だったと考えられている。

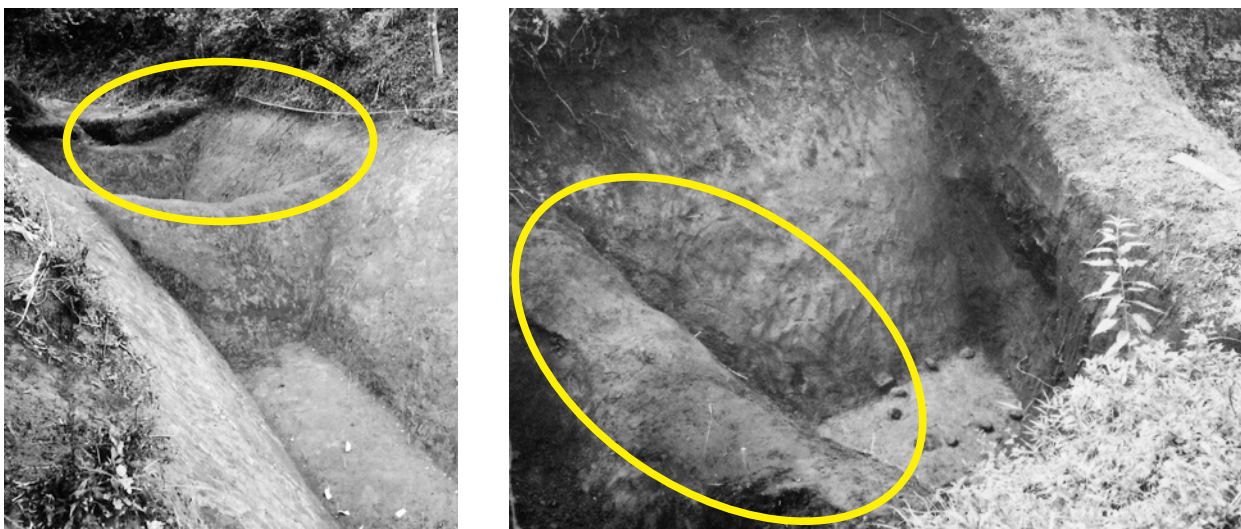


図 9-16 発掘で明らかになった当時の障子堀の姿（西櫓堀）

天端部は丸みを帯びた幅の狭いものになっている。

しかし、現在は遺構保護のため芝が張られており、天端部分の幅も人が行き交えるほどの幅になっているところもあり、当時の障子堀とは異なるイメージを持たれることが多い。



図 9-17 現在の整備された障子堀

この問題を解消するためには以下の5つの対応策が考えられる。ここではハード整備に関わるア～エについて検討する。

- ア 障子堀の一部の張芝をはがし、戦国時代当時の形態を見られるようにする。
- イ 史跡の隣接地に実物大の模型を製作し、来訪者が体感できるようにする。
- ウ 屋内展示ができる程度の模型を製作し、ガイダンス施設などに展示する。
- エ 写真、イラストを多用した大型の解説板により障子堀の姿を紹介する。
- オ インターネット上の解説記事やVRの活用などソフトにより対応する。

アの復元案は来訪者に最もよく当時のようすを理解してもらえるものであるが、遺跡の保存と両立するための技術的な問題や監視要員を含めた管理コストの問題があり、実現は難しいと考える。

イの実物大模型の設置、ウの模型展示については、来訪者が見やすい設置場所が必要であり、可能性のある場所としてはガイダンス施設の隣接地および施設内が想定される。

エの解説板はガイダンス施設の建設までの間のつなぎとして、または、ガイダンス施設を史跡とある程度距離のある場所に建設せざるを得なくなったときに設置を検討することになる。設置場所としては多くの来訪者が立ち寄り三ノ丸の広場、複列の障子堀の近くである西櫓・西ノ丸周辺の帯曲輪、^{だいさき}岱崎出丸の一ノ堀が見渡せる物見台付近、などが考えられる。

ア～エの対応策はどれも技術上、予算上の問題があり、総合計画に位置付けるなど長期的な計画による整備が必要となる。そのため、計画期間の前半でどのような手法によって整備を進めていくかの方向性について検討し、総合計画に位置付けるなどして整備を進めていく。

② 史跡の理解を促すための工作物の整備についての検討

遺構をもとに設置された工作物としては建物跡を表す藤棚や木橋等があるが、土塁上の柵列を示すツツジの植栽や曲輪の虎口に設けられた門など経年劣化などの理由により撤去されたものもある。これらについては史跡の理解を助けるものであるため、手法の改善等も含めて再設置ができないか検討する。

それ以外の櫓等の建築物の復元については、遺構や絵図面等が残っていない現状に鑑み、設置については慎重な検討を行うものとする。



図 9-18 西ノ丸虎口にあった門の復元

③ 解説板の整備計画（多言語化、情報の追加）

現在、史跡内の解説板は50基を数え、かなり稠密に設置されているといえる。しかし、これらはすべて日本語表記のものであるため、今後、英語等の多言語表記を進める必要がある。

これらの説明看板は老朽化しておらず十分機能を果たしているものがほとんどであるため、多言語化のみのために更新していくことは現実的ではない。そこで、QRコードの追加掲載などにより多言語化を進めていけるよう検討する。

史跡に関するより詳しい情報の提供についてもQRコードの追加掲載などの方法で進めていけるよう検討する。

ただし、一部に老朽化した説明看板が見られるため、これらについては計画的に更新していく。

④日本遺産「箱根八里」や文化財との連携のための情報提供

史跡山中城跡は日本遺産「箱根八里」の構成文化財であり、また、伊豆から関東一円にかけて多数存在する北条氏領国の城郭史跡のひとつである。これらの文化財との関連を示す情報を提供することにより来訪者は山中城の歴史的な位置付けをより深く知ることができるようになる。

そこで、QRコードの追加掲載などによって山中城に関する追加的・発展的な情報を提供していく際には、その内容として箱根八里や他の北条氏城郭と山中城との関連を示す情報を取り入れていくこととする。

（3）来訪者の安全・快適性に配慮した整備（主として活用のための整備）

①危険個所の洗い出しと対策

史跡公園内は日常の維持管理が行われており、来訪者にとって危険性のある場所はほとんど見受けられない。しかし、岱崎出丸のむき出しの排水溝などある程度の危険性が認識されているものもあり、また、遊歩道の柵や階段などは劣化が進んでいくものである。そこで、史跡公園全体について改めて点検を行い、危険個所を洗い出したうえで計画的に対応していく。

史跡に隣接している道路はバイパス整備により国道1号から市道となったことで交通量が激減した。このため、歩道橋の有用性が薄れており、老朽化した際には撤去を含めて検討する。



図 9-19 岱崎出丸の排水溝

②案内板・標識のデザイン・体裁の統一

史跡内の案内板や標識のうち、大部分の標準的なものは木製をイメージした茶系のデザインで統一されており、史跡の雰囲気にあったものとなっている。しかし、一時的あるいは簡易に設置されたものの中にはこれら標準的なイメージから外れるものがある。

今後は案内板・標識のデザインについての基準を検討し、一時的あるいは簡易に設置されるものについても史跡の雰囲気に合ったものとなるようにしていく。



図 9-20 簡易に設置された案内板

③便益施設、その他の公園施設の整備・維持管理

史跡内にはトイレ、休憩所などの便益施設が整備されている。史跡内では基本的に新設は行わず、既存施設が老朽化した際に修繕や更新を行う。

作業用道路がなく、日常の管理や遺構等の修復の際には不便をきたしているが、新規に作業用道路を設置することは難しいため、大規模な修復などで作業用道路が必要となった場合には作業路を仮設することに対応する。

(4) ガイダンス施設建設の検討（主として活用のための整備）

実物資料や写真・模型の展示などにより来訪者の史跡についての学習を支援するガイダンス施設の建設は、これまで何度も計画されてきた。

- ・『山中城跡環境整備基本構想』（昭和 49 年(1974)）

資料館（戦国博物館）建設計画として、立体模型・パネル写真・スライド・映画・館内放送により当時の世界へ来訪者を誘導することを目指す。中世武家屋敷を模したものを西木戸口に建設することを想定。

- ・報告書『史跡 山中城跡』（昭和 60 年(1985)）

環境整備の一環として山中城資料館建設を挙げる。出土品や古文書を展示し、戦国山城としての特徴ある展示や学習コーナーを備えた資料館の建設を望む。

- ・報告書『史跡 山中城跡 II』（平成 6 年(1994)）

資料館建設のための基本構想案として、(1)山中城の成り立ちとその仕組みを知るための手助け、(2)

学習ホールを中心として、歴史を学ぶ「生涯学習」の手助け、(3)広大な緑の空間を楽しむレクリエーション活動の手助け、の3つの柱を提案している。

- ・「史跡山中城跡再整備計画～最終答申～」(平成20年(2008))

史跡の属する時代の歴史や文化の学習を補完するガイダンス機能とビジターセンターとしての性格を併せ持った「山中城跡歴史館」が構想されている。ガイダンス施設と「道の駅」の複合施設として3,000～10,000㎡の敷地が必要としているが、具体的な予定地の特定は行われていない。

このように、来訪者の山中城跡についての学習を助けるガイダンス施設の建設は史跡整備の中で常に重要な課題として認識されてきたが、建設予定地やその規模などが具体化されることなく現在に至っている。

現在、市では市全体の公共施設を管理するファシリティマネジメントにおいて新規の公共施設の建設を抑制しており、小規模な施設であっても新規建設はかなりの困難が予想される。このような状況にあるため、ガイダンス施設建設を実現するためには施設が備えるべき機能を最小限に抑える必要がある。そこで、ガイダンス施設の機能を次のように絞り込むこととする。

- i 山中城の歴史的な位置付けについての簡潔な解説
- ii 山中城に関する出土遺物などの実物展示コーナー
- iii 山中城が機能していた当時の障子堀の模型
- iv ガイド・管理スタッフの受付・待機場所

施設の建設に当たっては、

- ア 新規施設の建設
- イ 民間の既存建築物のリノベーション
- ウ 大型・複数の解説板の設置

の3つの手法が考えられる。このうち、アの新規施設の建設については、史跡指定地の隣接地に新規に土地を取得しなければならないが、来訪者の導線沿いにまとまった土地を選定することは難しい。次に、イの既存建築物のリノベーションについては、過疎地の空き家対策にもなり新規建設に比べれば実現性は高いが、建築物の提供者を待たなければならず、受動的な立場をとらざるを得ない。そのため、ガイダンス施設の建設が当面難しくなった場合の代替の手法として「① 障子堀の理解を促すための施設・設備の整備」でも触れたウの大型・複数の解説板の設置も選択肢として考慮に入れることとする。

このように機能を絞り込んで建設の可否やその手法を検討し、総合計画やファシリティマネジメントに位置付けたうえで整備を進めていく。

3 整備の実施期間・手順等

整備の実施期間・手順等については、本計画の前期、後期、本計画期間終了後の第二次計画以降の3期間に分けて設定する。具体的な内容については「第11章 実施計画の策定・実施」に記載する。



図 9-21 新規建設のガイダンス施設の例その1 八王子城跡ガイダンス施設

平成 24 年(2012)開館、床面積 468㎡平屋建てで八王子城跡見学の拠点となる施設である。おもに展示スペースと休憩スペースからなり、映像・パネル・実物資料により八王子城や城主北条氏照等について解説されている。



図 9-22 新規建設のガイダンス施設の例その2

ふじのくに田子の浦みなと公園内歴史学習施設ディアナ号（富士市内）

幕末に下田に到着し、安政の東海地震による津波で大破し駿河湾で沈没したディアナ号に関する学習施設。甲板部分が展望スペースになっており、室内にはパネルや映像による解説がある。実物資料としてディアナ号の鎖の一部が展示されている。



図 9-23 ガイダンス機能を持たせるための複数の解説板 北条氏邸跡（伊豆の国市）

駐車場・トイレスペースの横や史跡入口付近に複数の解説板を設置して史跡の歴史的な位置付けや周辺の自然等について解説している。史跡内に施設の復元等はないが、ガラス面の解説板が2基設置されている。この解説板はガラス板面の印と現地に打たれた杭を合わせることで当時の建物や池の配置を見ることができるようになっている。ハード整備や高度な情報技術に頼らずに当時の様子を知ることができるよう工夫がされている。

第10章 運営・体制の整備

1 運営・体制の整備の方向性

山中城跡の今後の保存、活用、整備を進めていくための運営・体制の整備について、その方向性を以下に示す。

(1) 専門家・地元代表者等からなる委員会等の活用

専門の外部有識者や地元代表者等からの指導、助言、意見を史跡の保存活用に積極的に取り入れるための体制をつくる。

(2) 市民との協働による保存活用を進めるための体制の整備

市民と協働した史跡の保存活用を進めていくため、地元住民、ボランティア、各種の団体等との連携を深め、事業実施の体制を強化する。

2 運営・体制の整備の方法

(1) 専門家・地元代表者等からなる委員会等の活用

① 専門家・地元代表者等からなる委員会の立ち上げの検討

史跡の適切な保存、活用、整備を進めていくためには、定期的に専門家等からの助言・指導を受け、また、計画の進捗についてチェックを受けることが必要である。そのため、本計画の検討委員に地元代表者等を加えた委員会を立ち上げるため、委員の選任や開催頻度等について検討する。また、この委員会に加え、適宜、県文化財課や文化庁の指導を受ける。

② 計画的な調査研究の実施

計画的な発掘調査、出土遺物に関する調査、文献調査等を進め、その成果を史跡の保存・活用・整備に活かしていく。調査研究の成果は専門家等からなる委員会と共有し、調査研究の成果をふまえた助言・指導を受ける。

(2) 市民との協働による保存活用を進めるための体制の整備

① 庁内の体制整備

史跡の保存活用を管轄している市文化財課では、学芸員 1 名がすべての学芸業務を担っており、開発に伴う発掘調査等の業務負担が大きく、山中城跡の発掘調査や保存活用に注力できない現状がある。そこで、学芸員の増員を要望すると同時に業務の効率化や見直しを進め、山中城跡の発掘調査等の調査研究が継続して行えるような体制を整備する。

また、商工観光課、都市計画課、文化振興課、学校教育課などの関連部署との情報共有を図る。

② 多様な主体との協働による保存活用

地元住民、三島ふるさとガイドの会等の文化財に関わるボランティアや NPO、観光協会等の他機関との間で情報共有や意見交換をとおして連携を緊密にし、協働で各事業を進めていく。

また、市文化財課が中心となって三島ふるさとガイドの会の会員を対象とした講習会、現地見学会等を実施し、山中城跡についてのガイドの養成・スキルアップ、会員と市との間での情報共有を図る。

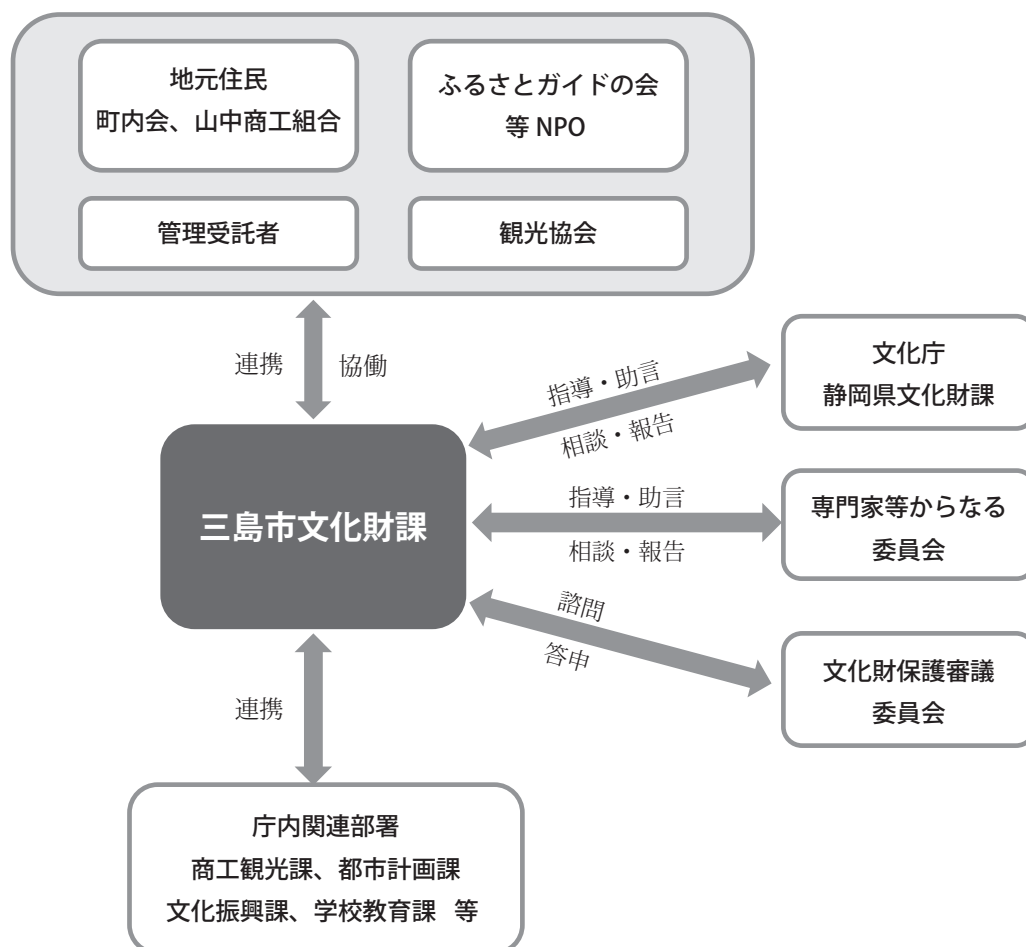


図 10-1 保存活用推進体制図

第11章 実施計画の策定・実施

1 実施すべき施策の項目と実施計画

第7～10章において、史跡の保存管理、活用、整備、運営・体制の整備についての方向性と方法を定めた。これをふまえて、実施すべき施策の項目と実施計画を定める。

本計画の計画期間は令和5～13年度(2023～31)までの9年間で、令和8年度(2026)に中間見直しを行う。その後は概ね10年ごとに見直しを行う。上位計画である総合計画との整合性を図り、その見直しの内容を本計画に反映させるため、総合計画から1年遅れとした。そこで、令和5～8年度(2023～2026)を前期、令和9～13年度(2027～2031)を後期、令和14年度(2032)以降を第2次の計画とし、実施計画を定める。

表 11-1 施策の項目と実施計画

区分	項目	前期 令和5～8年度	後期 令和9～13年度	第2次 令和14年度～
保存管理	(1) 斜面遺構等の保存のための防災対策に重点を置いた保存管理			
	①区域・要素ごとに定めた手法による保存管理	保存管理の実施 —————▶		
	(2) 適切な現状変更の取扱基準の設定			
	①適切な現状変更の取扱	取扱基準に則った現状変更 —————▶		
	(3) 史跡周辺の自然環境や景観の保存			
	①自然環境・景観の維持向上	法令・計画に基づく維持向上 —————▶		
	(4) 調査研究をふまえた追加指定と指定地の公有化の推進			
	①追加指定候補地の指定	検討 —————▶	発掘調査・追加指定・公有地化 —————▶	
	②公有地化候補地の買収	検討 —————▶	発掘調査・公有地化 —————▶	
	③小規模区画ごとの追加指定・公有地化	所有者との合意に基づく発掘調査・追加指定・公有地化 —————▶		
	(5) 本質的価値をより高めるための継続的な調査研究の推進			
	①大規模な発掘調査	検討 —————▶	発掘調査の実施 —————▶	
	②小規模な発掘調査	開発等に伴う実施 —————▶		
	③出土遺物・文献等の調査	調査研究の実施 —————▶		

区分	項目	前期 令和5～8年度	後期 令和9～13年度	第2次 令和14年度～
保存管理	(6) 防災計画			
	①情報のとりまとめ等平常時の対策	対策の実施 →		
	②危機管理個別マニュアルの作成	検討 →	作成 →	
	③市・県の防災マニュアルの整合性の確保	検討、整合性の確保 →		
	④災害発生時の措置	災害発生に合わせて、対応 →		
活用	(1) 学校教育や生涯学習での活用			
	①小中幼保向けの出前授業	プログラム作成 →		
		実施 →		
	②先生向けの講座		実施 →	
	③市民向けの講座	実施 →		
	④郷土資料館での企画展		実施 →	
	(2) 地域における活用（観光客等多様な来訪者による活用）			
	①史跡公園内の周遊ルートの再検討	調査研究 →	ルート再検討 →	
	②印刷物の修正	実施 →		
	③印刷物等の多言語化		実施 →	
	④民間団体のイベント	働きかけ →	試行・実施 →	
	(3) 地域における活用（箱根地域を中心とした回遊性の創出）			
	①日本遺産協議会による事業でのPR	継続して実施 →		
	②回遊ルートの研究	実施 →		
	③北条氏領国の城郭史跡との連携	調査研究 →	連携可能性の検討 →	

区分	項目	前期 令和5～8年度	後期 令和9～13年度	第2次 令和14年度～
活用	(4) 先端技術を用いた効果的な活用			
	① VR・AR等の活用	調査研究 →	手法決定・実施 →	
	② 遺構・出土遺物等の画像による解説	調査研究 →	手法決定・実施 →	
	③ ホームページ、SNSでの発信	継続実施 →		
	(5) 「人」による史跡の案内の充実			
	① ふるさとガイドの会によるガイドの常駐	実施検討・支援 →		
	② ふるさとガイドの会との連携による現地見学会	内容検討・調整 →	実施 →	
	(6) 調査研究の成果の活用			
	① 調査研究の継続		調査に基づく講演会等の実施 →	
	② 郷土資料館常設展示の更新		展示更新の実施 →	
整備	(1) 多発する豪雨などの災害への対策を中心とした保存のための整備			
	①-1 排水路の設置工事	測量・設計・工事 →		
	①-2 堀法面等の被災箇所 <small>のりめん</small> の復旧工事	測量・設計・工事 →		
	② 張芝や植栽・樹木等のモニタリング・補修	補修等の実施 →		
	(2) 歴史学習の場としての整備（主として活用のための整備）			
	① 障子堀の理解を促すための整備	必要性・手法の検討 →	検討結果を受けて、実施 →	
	② 史跡理解のための工作物の整備	手法・対象の検討 →	実施 →	
	③-1 説明看板の多言語化、情報の追加	手法の検討 →	実施 →	
	③-2 説明看板の計画的な更新	更新の実施 →		
	④ 日本遺産「箱根八里」、他の北条氏城郭と連携した情報提供	情報提供の手法の検討 →	実施 →	

区分	項目	前期 令和 5～8 年度	後期 令和 9～13 年度	第 2 次 令和 14 年度～
整備	(3) 来訪者の安全・快適性に配慮した整備（主として活用のための整備）			
	①-1 危険個所の洗い出しと対策	洗い出し →	対策実施 →	
	①-2 歩道橋の撤去の検討		必要に応じて検討 →	
	②案内看板・標識のデザイン・体裁の統一		基準の検討 →	
	③便益施設等の整備・維持管理	維持管理・修繕・更新 →		
	(4) ガイダンス施設建設の検討（主として活用のための整備）			
①ガイダンス施設建設の検討・建設	情報収集 建設手法検討 →	建設可否の決定 (計画・設計) →	(建設) →	
運営・体制	(1) 専門家・地元代表者等からなる委員会等の活用			
	①専門家等からなる委員会	設置方法について検討、実施 →	実施 →	
	②計画的な調査研究		調査の実施、委員会との情報共有、委員会からの助言・指導 →	
	(2) 市民との協働による保存・活用を進めるための体制の整備			
	①-1 文化財課の体制強化	体制強化の要望、業務の見直し・効率化 →		
	①-2 関連部署との情報共有	情報共有の継続 →		
	②多様な主体との協働	連携の緊密化、協働による事業実施 →		
	②-2 山中城跡ガイドの養成等	講座等の実施 →		

第12章 経過観察

1 経過観察の方向性

第7～10章において、史跡の保存管理、活用、整備、運営・体制の整備についての方向性と方法を定めた。これをふまえて、実施すべき施策の項目と実施計画を定める。

2 経過観察の方法

表 12-1 経過観察の方法

区分	項目	前期	後期	第2次	観察主体及び手法
計画全体	総合計画に位置付けられているか		○	○	市文化財課が確認 専門家等からなる委員会 (以下、委員会)へ報告
	保存活用計画の見直しは実施されているか		○		
保存管理	(1) 区域・要素ごとに定めた手法による保存管理を実施したか	○	○	○	市文化財課が確認 委員会へ報告
	(2) 現状変更があった場合、その取扱は適切であったか	○	○	○	
	(3) 法令・計画等に基づく自然環境・景観の維持向上を実施したか	○	○	○	
	(4) 追加指定候補地の検討・指定を進めたか	○	○	○	
	(4) 公有地化候補地の買収の検討・買収を進めたか	○	○	○	
	(4) 必要に応じて小規模区画ごとの追加指定・公有地化を実施したか	○	○	○	
	(5) 大規模な発掘調査の検討・実施を進めたか	○	○	○	
	(5) 開発等に伴う小規模な発掘調査を実施したか	○	○	○	
	(5) 出土遺物・文献等の調査を実施したか	○	○	○	
	(6) 平常時、災害時の防災対策を実施したか	○	○	○	
活用	(1) 小中幼保向けの出前授業、先生向け講座、市民向け講座を実施したか	○	○	○	市文化財課が確認 委員会へ報告し委員会で検討 実績を公表
	(1) 郷土資料館での企画展を実施したか		○		
	(2) 史跡公園内の周遊ルートを再検討したか		○		
	(2) 印刷物等の修正・多言語化を進めたか		○		
	(2) 民間団体のイベント開催を働きかけたか	○	○		
	(3) 日本遺産協議会による事業でのPRを継続したか	○	○	○	
	(3) 回遊ルートについて研究を進めたか	○			
	(3) 北条氏領国の城郭史跡との連携について検討したか		○		

区分	項目	前期	後期	第2次	観察主体及び手法
活用	(4) 先端技術を用いた効果的な活用を進めたか	○	○		
	(5) ふるさとガイドの会によるガイドの拡充が図られたか	○			
	(5) ふるさとガイドの会との連携による現地見学会が実施できたか		○		
	(6) 調査研究の計画を決定したか	○			
	(6) 調査研究の成果を講演会や郷土資料館の常設展示に活かしたか		○	○	
整備	(1) 排水路の設置工事が完了したか	○			市文化財課が確認 委員会で評価・検証
	(1) 堀法面等の被災箇所 <small>のりめん</small> の復旧工事が完了したか	○			
	(1) パンフレットなどの改定を行ったか		○		
	(2) 障子堀の理解を促すための整備方法について検討したか	○			
	(2) 障子堀の理解を促すための整備を実施したか		○	○	
	(2) ②工作物、説明看板の整備を実施したか	○	○		
	(2) 日本遺産、北条氏城郭等他の文化財と連携した情報提供を実施したか	○	○		
	(3) 危険個所の洗い出しと対策を実施したか	○	○		
	(3) 案内看板・標識のデザイン・体裁の基準を検討したか		○		
	(4) ガイダンス施設建設の検討を進めたか、検討結果に従い建設を進めたか	○	○	○	
運営・体制	(1) 専門家等からなる委員会を設置し、開催したか	○	○	○	市文化財課が確認 実績を公表
	(1) 調査研究をふまえた保存活用を行ったか		○	○	市文化財課が確認 委員会で評価・検証
	(2) 文化財課の体制強化が図られたか	○	○	○	
	(2) 関連部署との情報共有は充分であったか	○	○	○	
	(2) 多様な主体との協働により事業を進めたか	○	○	○	
	(2) 山中城跡ガイドの養成を支援したか	○	○	○	

静岡県三島市

史跡山中城跡保存活用計画

発行日 2023年3月10日

編著 三島市教育委員会

発行 三島市教育委員会

印刷 大和印刷株式会社
